

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 6 月21日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役会長 増田 真一

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 野間 麻未

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 5882

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1207
(Nomura Select Series Trust - Nomura Manager Select 1207,
a Series Trust of Nomura Select Series Trust)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
A クラス受益証券 500億円を上限とします。
B クラス受益証券 500億円を上限とします。
C クラス受益証券 5 億米ドル（約395億円）を上限とします。
D クラス受益証券 5 億豪ドル（約383億円）を上限とします。
ただし、A クラス受益証券、B クラス受益証券、C クラス受益証券およびD クラス受益証券の総額は500億円（相当）を超えないものとします。

（注）米ドルおよび豪ドルの各々の円貨換算は、2012年 5 月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（ 1 米ドル = 78.92円および 1 豪ドル = 76.54円）によります。以下、米ドルおよび豪ドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1207（以下「ファンド」といいます。）

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面のＡクラス受益証券、Ｂクラス受益証券、Ｃクラス受益証券およびＤクラス受益証券です。（以下総称して「ファンド証券」または「受益証券」といいます。また、各クラスの受益証券を「Ａクラス受益証券」、「Ｂクラス受益証券」、「Ｃクラス受益証券」または「Ｄクラス受益証券」といいます。追加の申込みは予定しておりません（単位型）。なお、

Ａクラス受益証券を「ノムラ・マネージャー・セレクト 1207 Ａクラス」、「ノムラ・マネージャー・セレクト 1207 Ａクラス(円建て／為替ヘッジあり)」、「マネージャー・セレクト 1207 Ａ」、

Ｂクラス受益証券を「ノムラ・マネージャー・セレクト 1207 Ｂクラス」、「ノムラ・マネージャー・セレクト 1207 Ｂクラス(円建て／為替ヘッジなし)」、「マネージャー・セレクト 1207 Ｂ」、

Ｃクラス受益証券を「ノムラ・マネージャー・セレクト 1207 Ｃクラス」、「ノムラ・マネージャー・セレクト 1207 Ｃクラス(米ドル建て)」、「マネージャー・セレクト 1207 Ｃ」、

Ｄクラス受益証券を「ノムラ・マネージャー・セレクト 1207 Ｄクラス」、「ノムラ・マネージャー・セレクト 1207 Ｄクラス(豪ドル建て)」、「マネージャー・セレクト 1207 Ｄ」という場合があります。）

ファンド証券について、管理会社（以下に定義します。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

Ａクラス受益証券 500億円を上限とします。

Ｂクラス受益証券 500億円を上限とします。

Ｃクラス受益証券 ５億米ドル（約395億円）を上限とします。

Ｄクラス受益証券 ５億豪ドル（約383億円）を上限とします。

ただし、Ａクラス受益証券、Ｂクラス受益証券、Ｃクラス受益証券およびＤクラス受益証券の総額は500億円（相当）を超えないものとします。

（注）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

Ａクラス受益証券 1口当り10,000円

Ｂクラス受益証券 1口当り10,000円

Ｃクラス受益証券 1口当り100米ドル

Ｄクラス受益証券 1口当り100豪ドル

（５）【申込手数料】

販売報酬として、受益証券 1口当りの発行価格の5.0%（発行価格に含まれます。）が、ファンドの資産から日本における販売会社（以下に定義します。）に対して支払われます。

（６）【申込単位】

500口以上 100口単位

（７）【申込期間】

2012年7月9日（月曜日）から同年7月20日（金曜日）

（注）申込期間の最終日については、午後5時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みについて販売会社所定の事務手続きが完了したものをお申込み受付分とします。

（８）【申込取扱場所】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（以下「野村證券」または「販売会社」といいます。）

（注）上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

（９）【払込期日】

投資家は、2012年7月25日（水曜日）までに販売会社に対して、申込金額を支払うものとします。

（１０）【払込取扱場所】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（注）申込金の総額は、販売会社により、ファンドの保管会社であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）（以下「保管会社」といいます。）の口座に2012年7月26日（木曜日）（以下「クロージング日」といいます。）までに払い込まれます。

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

（１２）【その他】

（イ）申込証拠金はありません。

（ロ）引受等の概要

野村證券は、日本における販売会社としてグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）との間の、受益証券販売・買戻契約（以下に定義します。）に基づき、受益証券の募集を行います。

受益証券販売・買戻契約に基づき、（ ）本書記載の情報の日付以降、ファンド（既に存在している場合）もしくは管理会社の財政状況その他に重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合、または（ ）販売会社の判断において、販売会社が予定しているファンド証券の日本における募集の成功に重大な障害となると考えられる国内もしくは国外の政治、金融、経済もしくはその他の情勢もしくは為替レートに重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合、販売会社は、管理会社と事前に協議の上、クロージング日より前においていつでも、管理会社に対し通知を行うことによって日本における受益証券の募集を延期することができます。

管理会社は、野村證券をファンドに関して日本における代行協会員に指定しています。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券に関する目論見書（以下「目論見書」といいます。）を日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）に提出し、ファンド証券1口当たり純資産価格（以下に定義します。）の公表を行い、また決算報告書その他の書類をJSDAに提出する等の業務を行う協会員をいいます。

（ハ）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。Aクラス受益証券およびBクラス受益証券の販売会社に対する取得額は、日本円でお支払いいただきます。Cクラス受益証券およびDクラス受益証券の取得額の支払については、日本円でお支払いいただく場合、円/米ドル換算レートおよび円/豪ドル換算レートは、それぞれ各申込日の翌国内営業日（以下に定義します。）における東京外国為替市場の為替相場に基づき、販売会社により決定されます。また、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券についてそれぞれ米ドルまたは豪ドルで支払うこともできます。

「国内営業日」とは、日本において証券会社が営業を行っている日をいいます。

（二）日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ファンドの投資目的は、主に分離口座（マネージド・アカウント）および／またはUCITSのパフォーマンスに連動する収益を追求することです（それぞれ下記「2（2）投資対象」の「参照ファンド」の「投資目的」の項においてより詳しく記載されます。）。

管理会社は、ノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シー（以下「本債券発行会社」といいます。）が125億米ドル ユーロ・ノート・プログラム（以下「本債券プログラム」といいます。）に基づいて発行する予定の米ドル建て2019年満期エクイティリンク償還債券（以下「本債券」といいます。）に、ファンドが主に投資を行うことを通じて、その目的の達成を目指します。本債券は、無条件かつ取消不能の形で、野村ホールディングス株式会社（以下「本債券保証会社」といいます。）により保証されています。本書において、「本債券保有者」とは、ファンドの勘定で本債券を保有する受託会社（以下に定義します。）を指すことがあります。

信託証書（以下に定義します。）に基づき発行される受益証券数に制限はなく、管理会社の決定に従い、無額面です。

b. ファンドの性格

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト（以下「トラスト」といいます。）は、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、受託会社および管理会社の間で締結された2009年12月10日付マスター信託証書（以下「マスター信託証書」といいます。）の条件および条項に従い組成されています。トラストについて、個別のポートフォリオまたはシリーズ（それぞれ以下「シリーズ・トラスト」といいます。）（当該シリーズ・トラストに資産および負債が帰属します。）が設定および設立される場合があります。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合があります。本書は、マスター信託証書および2012年5月10日付追補証書（以下マスター信託証書と合わせて「信託証書」といいます。）に従い構成されるシリーズ・トラストである、ファンドに関する情報を記載しています。

管理会社は、ファンドの勘定でファンドの受益証券の発行を行う独占的権限ならびに信託証書、ファンドの目論見書、該当する追補証書および適用法の規定に常に従い、一般的に受益証券の発行および買戻し、純資産価格（以下に定義します。）の算出、ファンドの信託財産からの（もしあれば）分配の支払ならびにファンドの信託財産を構成する資産の投資のための手配または監督を含むファンドの業務一般の管理を行う独占的権限を有するものとします。

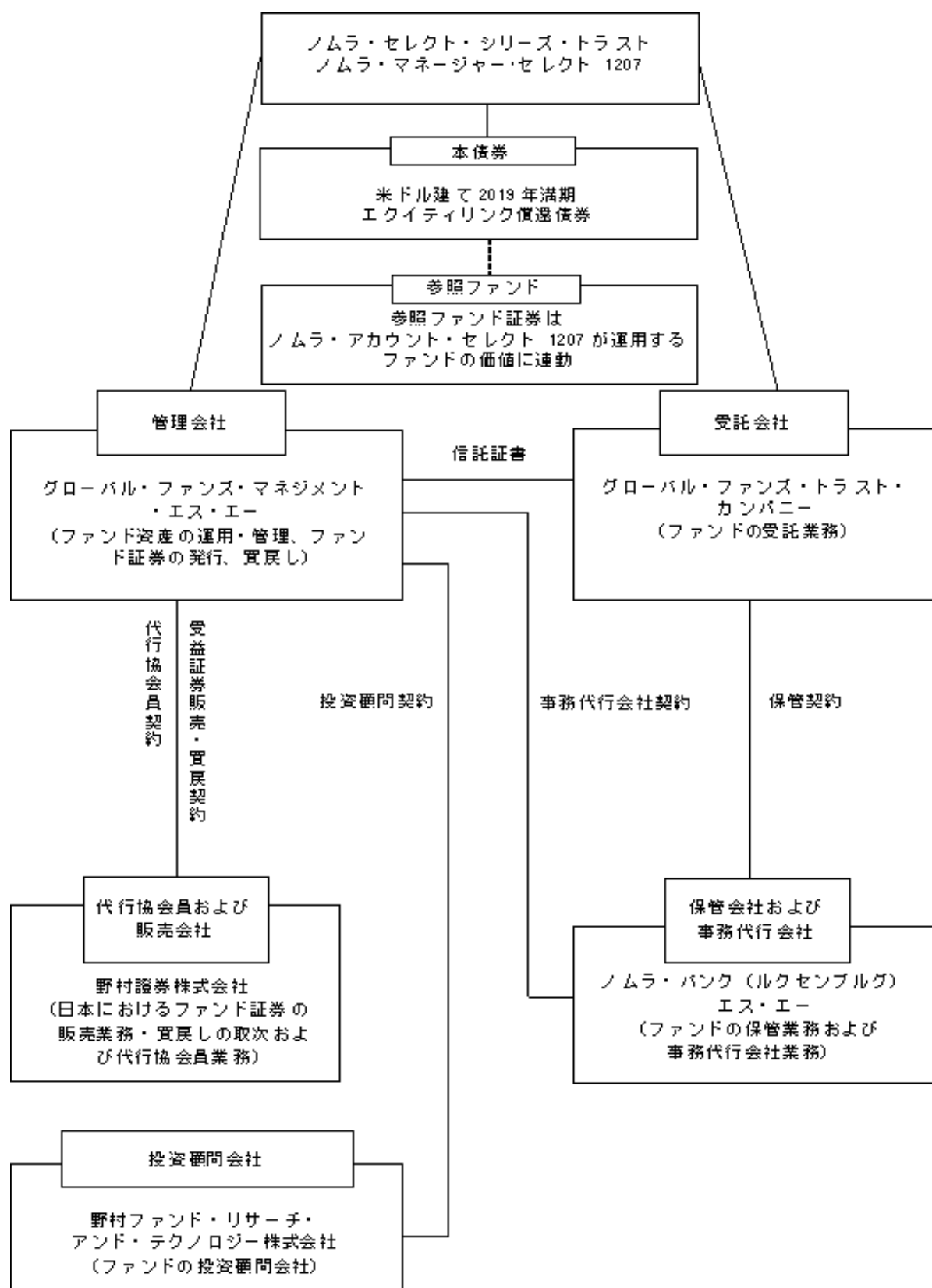
トラストは、ルクセンブルグにおける投資信託ではなく、ルクセンブルグにおける販売の登録を行っていません。トラストは、ルクセンブルグ監督当局の監督に服しません。トラストの投資家は、監督当局を通じた規制投資信託の受益者に適用される保護を受けません。ルクセンブルグ大公国におけるまたはルクセンブルグ大公国からの受益証券の募集販売は、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（随時改正されます。）（以下「2010年法」といいます。）の第100条により禁じられています。

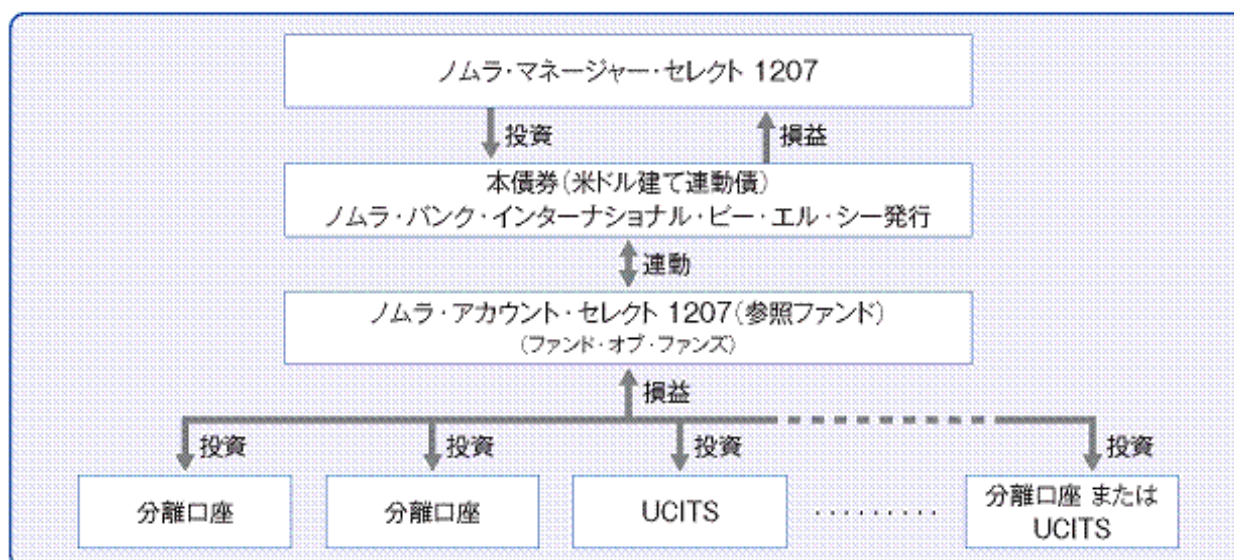
（2）【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社設立
2009年12月10日	マスター信託証書締結
2012年5月10日	追補証書締結
2012年7月26日	ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み





管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジ メント・エス・エー (Global Funds Management S. A.)	管理会社	信託証書を受託会社との間で締結。ファンド資産 の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよび ファンドの償還について規定しています。
グローバル・ファンズ・トラスト・ カンパニー (Global Funds Trust Company) (以下「受託会社」といいます。)	受託会社	信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、 ファンドの資産の保管について規定しています。
ノムラ・バンク(ルクセンブル グ)エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S. A.) (以下「事務代行会社」といいま す。)	保管会社および 事務代行会社	2012年5月10日付で受託会社との間で保管契約 (以下「保管契約」といいます。)(注1)を締 結。ファンド資産の保管業務について規定してい ます。 2012年5月10日付で管理会社との間で事務代行 会社契約(以下「事務代行会社契約」といいま す。)(注2)を締結。ファンドの管理業務につ いて規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員および 日本における販売会社	2012年6月8日付で管理会社との間で代行協会 員契約(以下「代行協会員契約」といいます。) (注3)を締結。日本における代行協会員業務につ いて規定しています。 2012年6月8日付で管理会社との間で受益証券 販売・買戻契約(以下「受益証券販売・買戻契 約」といいます。)(注4)を締結。日本における 受益証券の販売業務および買戻しの取次業務につ いて規定しています。
野村ファンド・リサーチ・アンド・ テクノロジー株式会社 (以下「投資顧問会社」といいま す。)	投資顧問会社	2012年5月10日付で管理会社との間で投資顧問 契約(以下「投資顧問契約」といいます。)(注 5)を締結。ファンドのための投資顧問業務につ いて規定しています。

(注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管および受渡し等の保管業務を提供することを約する契約です。

- （注２）事務代行会社契約とは、事務代行会社が、ファンドに関し、会計、純資産価格の計算、受益証券の発行、登録、譲渡および買戻サービスを提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って管理業務一般を遂行する契約です。
- （注３）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、目論見書のJSDAに対する提出および販売会社への送付、ファンドの受益証券１口当り純資産価格の公表ならびに運用報告書その他の書類のJSDAに対する提出および販売会社への送付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。
- （注４）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。
- （注５）投資顧問契約とは、ファンドの資産のほぼすべてを本債券に投資し、ファンドの投資目的に照らした投資ポートフォリオの妥当性ならびにファンドのＡクラス受益証券およびＤクラス受益証券に関する為替ヘッジ取引（以下に定義します。）に際し、管理会社を支援することを約する契約です。

管理会社の概要

（ ）設立準拠法

管理会社は、商事会社に関するルクセンブルグ1915年８月10日法（その後の改正を含みます。）（以下「1915年８月10日法」といいます。なお、「ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）」という場合があります。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年７月８日に設立されました。

1915年８月10日法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、2010年法第16章のもとで、投資信託の運用の管理会社としての資格を有しています。

（ ）事業の目的

管理会社の目的は、投資信託の運用です（2010年法第125条（１）に規定しています。）。ただし、管理会社は、少なくとも１つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、集合投資に関しては2010年法の第16章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。

（ ）資本金の額（2012年４月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約3,661万円）で、2012年４月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、１株25,000ユーロ（約244万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2012年５月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝97.62円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（ ）会社の沿革

1991年７月８日設立。

（ ）大株主の状況

（2012年４月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ） エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガ スベリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)	株 15	% 100.00

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（ ）準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および同法に基づき規定されたケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（以下「本規則」といいます。）により規制されています。

() 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この分野に関する英国判例法のほとんどのを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。概念上、投資信託においては、買付者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「(6) 監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）

本規則は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）が一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件の1つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばなりません。

本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけています。具体的には証券の募集に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたはかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれます。

一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格および買戻価格は請求に応じて事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければなりません。

一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければなりません。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済会計書類を盛り込まなければなりません。

(5) 【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資を検討されている投資家がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出されなければなりません。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。2006年12月27日に施行されたミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）に従い、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、かかる規則に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければなりません。CIMAは、かかる提出期限を延期することができます。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負います。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとします。

監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できない、またはできない可能性が生じること。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- () 詐欺的または犯罪的な方法により事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- () ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法（2011年改正）、マネー・ロンダリング防止規制（2010年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

トラストの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島（PricewaterhouseCoopers (Cayman Islands)）であり、ファンドの監査人は、デロイト・アンド・トゥシュ（Deloitte & Touche）です。ファンドの会計監査は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて行われます。

事務代行会社は、

- () ファンドの資産の一部もしくは全部が目論見書に記載されている投資目的および投資制限に従った投資がされていないこと
- () 受託会社または管理会社が、その設立文書または目論見書の規定に従うファンドの業務または投資活動を事実上、遂行していないこと

を認識した場合、事務代行会社は、かかる情報を確認した後可及的速やかに、

- (a) 当該事項を受託会社に書面にて報告し、
- (b) 当該報告書の写しおよび当該報告書に該当する状況をCIMAに提出しなければなりません。次期の中間または定期報告書が、次期の年次報告書以前に配布される場合、かかる報告書またはその適切な要約が、ファンドの次期の年次報告書および次期の中間または定期報告書に含まれていなければなりません。

事務代行会社は、以下について、可及的速やかにCIMAに書面にて通知しなければなりません。

- () ファンドの申込み、償還または買戻しの停止およびかかる停止理由
- () ファンドを清算する意向およびかかる清算理由

受託会社は、各会計年度末後、6ヶ月が終了した日から20日以内にファンドの業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出するか、または提出させることが義務付けられており、当該報告書には、ファンドに関連して以下が記載されていなければなりません。

- () ファンドの名称およびすべての旧名称
- () 投資家が保有する各受益証券の純資産価格
- () 純資産価格および各受益証券の前報告期間比変動率
- () 純資産額
- () 関連する報告期間における新規申込みの受益証券口数および額
- () 関連する報告期間における償還または買戻しの受益証券口数および額
- () 報告期間末日における発行済受益証券の総数

受託会社は、毎年1回、以下を確認し、受託会社が署名した宣誓書をCIMAに提出するか、または提出させなければなりません。

- () 受託会社が知り得る限り、ファンドの投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること
- () ファンドは投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないこと

ファンドは、事務代行会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および（事務代行会社以外の）役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、保管会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および（保管会社以外の）役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家およびその他役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

受益者に対する開示

会計帳簿および記録：受益者への報告書

ファンドの会計帳簿および記録は事務代行会社の事務所で保管されます。会計書類作成にあたって使用される受益証券の価格は、毎年2月に属する評価日の純資産価格となります。各評価日における純資産価格は、原則として、受益者名簿（以下「受益者名簿」といいます。）に名前のある受益証券の各保有者（以下「受益者」といいます。）に対して、評価日に係る計算日における純資産価格の計算後に、事務代行会社の事務所に閲覧可能となります。ファンドの年次報告書はルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されます。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、原則として決算日から120日以内および当該半期終了時から60日以内に、それぞれ受益者名簿に名前のある受益者に送付され、事務代行会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年2月末に終了します。最初の会計年度は、2013年2月28日に終了します。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。（ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。）投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」といいます。）において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、（1）基本情報（（ ）ファンドの名称、（ ）管理会社等の情報、（ ）ファンドの目的・特色、（ ）投資リスク、（ ）運用実績および（ ）手続・手数料等）および（2）追加的情報です。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書（ただし、第三部「特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」から「第5 その他」までに掲げる事項を除きます。）と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINETにおいて閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときまたはファンドを他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの運用報告書は、販売会社を通じて販売会社に知れている日本の受益者に交付されます。

（６）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法上、投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法上の規制により、CIMAへ規定の書類および監査済財務書類を年次で提出します。規制投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の前金に服す可能性があります。CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、トラストと同じく認可された投資信託が、ミューチュアル・ファンド法に反し、当該認可の条件に従わずに業務を遂行もしくは遂行を企図している場合、規制投資信託の監督および経営が、適正な態様で行われていない場合、または規制投資信託の経営者の地位にある者が当該地位に就くべき適正な人物でない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社にアドバイスを与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

２【投資方針】

（１）【投資方針】

主要な投資目的

ファンドの投資目的は、主に分離口座および／またはUCITSのパフォーマンスに連動する収益を追求することです。

管理会社は、本債券発行会社が本債券プログラムに基づいて発行する予定の本債券に、ファンドが主に投資を行うことを通じて、その目的の達成を目指します。本債券は、無条件かつ取消不能の形で、本債券保証会社により保証されています。

本債券発行会社は、1986年1月22日に英国において有限責任会社として設立され、1986年10月27日に株式会社として登録されました。本債券発行会社は野村ホールディングス株式会社の欧州における中核持株会社であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの完全子会社です。本債券発行会社は、2000年金融サービスおよび市場法に基づく預金預入機関として英国金融サービス庁の認可を受けその規制下にあります。また、1987年銀行法に従ったイングランド銀行の認可を取得しています。2011年9月30日現在、本債券発行会社は、187億2,000万米ドル（相当）を超える総資産および5億5,500万米ドルの払込み済み株式資本を有しています。

受益証券の発行により受領した申込手取金総額（ファンドの設立に関する費用の総額ならびにファンドの期中の手数料および費用を控除後）は、本債券に投資されます。本債券へ投資しないファンドの資産は、現金および現金同等物で保有します。

本債券の投資収益は、2012年5月4日にケイマン諸島において有限責任会社として設立されたノムラ・アカウント・セレクト 1207（以下「参照ファンド」といいます。）が発行した米ドル建てクラス証券（以下「参照ファンド証券」といいます。）のパフォーマンスに連動します。参照ファンドが投資する分離口座およびUCITSは、ノムラ・インベストメント・カンパニー（バミューダ）リミテッドにより選定されます。参照ファンドに関する情報（その投資目的および戦略ならびに投資方針を含みます。）は、下記の「本債券」および「（２）投資対象」の項に記載されています。

本規則および信託証書に従い、管理会社は投資顧問会社を、本規則におけるサブアドバイザーとして起用しています。投資顧問会社はファンドの資産のほとんどすべて（現金ならびに下記の為替ヘッジ取引に利用するAクラス受益証券およびDクラス受益証券のファンドの資産を除きます。）を本債券に投資します。管理会社はまた、ファンドの現金残高管理のためにも投資顧問会社を起用しています。

為替ヘッジ取引

本債券は米ドル建てです。管理会社は、とりわけ、為替ヘッジ取引を計画し実行する責任を有します。為替ヘッジ取引には、銀行間取引市場における為替先渡取引、通貨スワップ取引、オプション、外国為替先物契約、または一定の為替リスクを軽減することを目的としてファンドが利用するその他の金融商品等があります（以下総称して「為替ヘッジ取引」といいます。）。為替ヘッジ取引は、為替リスクを軽減（ただし完

全に排除することではありません。）し、Aクラス受益証券を米ドルの対日本円での価値の下落、Dクラス受益証券を米ドルの対豪ドルでの価値の下落から保護することを目的としています。為替ヘッジ取引を計画し実行するためまたは実行の準備をするために、管理会社は投資顧問会社を起用しています。為替ヘッジ取引が計画どおりに為替リスクを軽減できるという保証はありません。

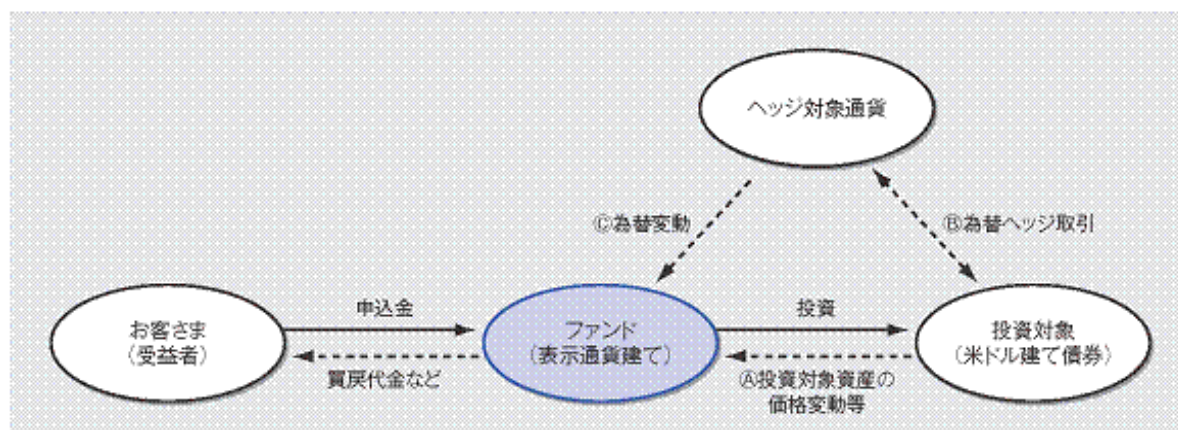
為替ヘッジ取引が行われる場合、その取引は主に、その時点のAクラス受益証券の日本円による価値またはDクラス受益証券の豪ドルによる価値をそれぞれ維持することを目標とします。

為替ヘッジ取引の実現および未実現の損益は、それぞれのクラスの受益証券に帰属します。その損益を予想することはできず、多大なものとなる場合があります。また、その損益は、主に、Aクラス受益証券の場合は米ドルと日本円の金利差、またDクラス受益証券の場合は米ドルと豪ドルの金利差により決まります。

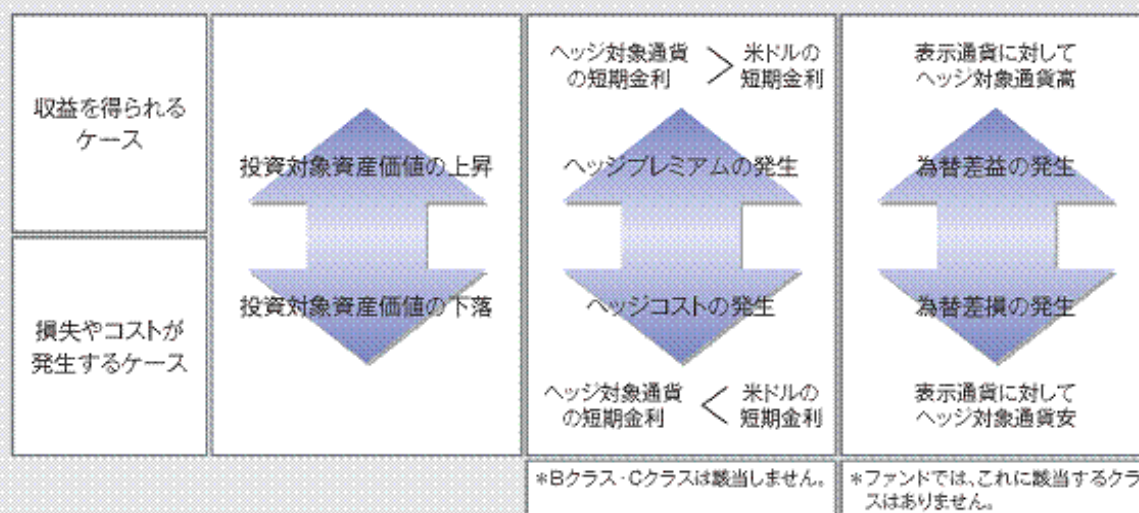
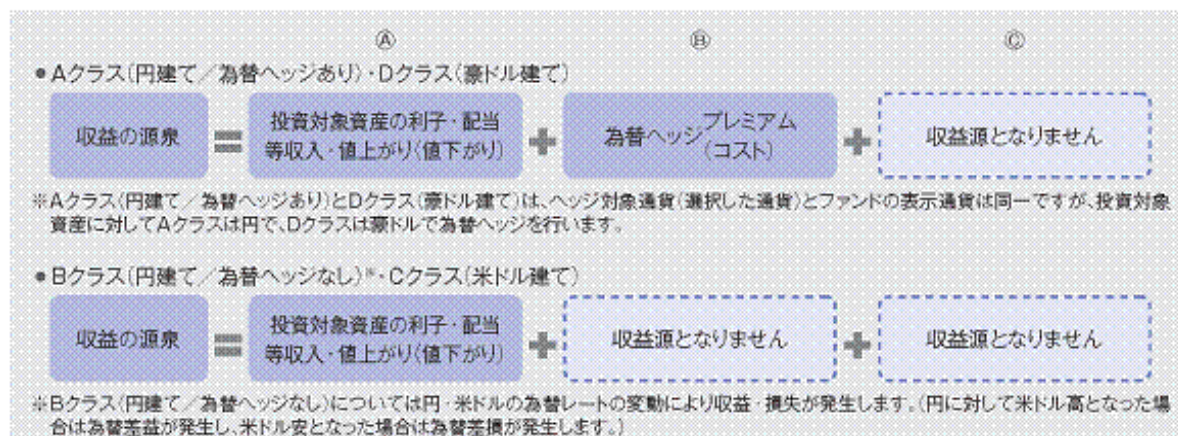
Bクラス受益証券は、日本円に対する米ドルの価値が下落するリスクにさらされており、為替ヘッジ取引に関連する費用および収益のいずれも帰属しません。

ファンドの収益のイメージ

- ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替ヘッジ取引を行う投資信託です。



- 収益源としては、以下の要素が挙げられます。（括弧内は、損失の発生要因やコストを表します。）



- 市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。
- 上図はイメージであり、投資成果を示唆または保証するものではありません。
- Cクラス・Dクラスについては、外貨建てとなっていますので、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、円換算ベースでは損失を被ることがあります。

本債券

本債券の要項（以下「本債券発行要項」といいます。）の概要は以下のとおりです。

「本債券発行会社」	ノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シー
「本債券保証会社」	野村ホールディングス株式会社
「計算代理人」	ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シー
「指定通貨」	米ドル
「発行価格」	額面総額の100%
「券面額」	各本債券につき1,000米ドル
「計算金額」	各本債券につき1,000米ドル
「発行日」	2012年7月27日
「満期日」	本債券評価日（以下に定義します。本債券評価日にかかる調整が必要とされない場合には、2019年2月7日であると予想されます。）から7ロンドン営業日（以下に定義します。）後
「償還／支払の基準」	エクイティリンク償還
「1口当りの最終償還額」	計算代理人が決定する各計算金額に関し、満期日に支払われる最終償還額は、期限前に償還または買戻しおよび消却がなされた場合を除いて、かつ以下に記載される条件を前提として、以下のとおりとします。

計算金額×（最終価格／当初価格）－本債券管理報酬

本書において、

「1ヶ月米ドルLIBOR」とは、当該日から2ロンドン営業日前の日において、午前11時（ロンドン時間）にロイター・ページLIBOR01に掲載されている1ヶ月間の米ドル建て預金の貸出金利をいいます。かかるレートがロイター・ページLIBOR01に掲載されていない場合、当該レートは適切な市場慣行に従い、計算代理人により決定されます。

「カットオフ日」は、計算代理人による本債券予定評価日、早期償還予定評価日または当初決定予定日（場合による）（それぞれ以下に定義します。）における決定に従い、本債券予定評価日、早期償還予定評価日または当初決定予定日（場合による）から180ロンドン営業日後の日とします。

「最終価格」とは、参照ファンド事務代行会社（以下に定義します。）（または計算代理人により随時任命されるその他の者）により本債券評価日に公表される（またはその他の方法で通知される）参照ファンド証券１口当たり純資産価格（以下に定義します。）をいいます。

「当初決定日」とは、当初決定予定日をいいます。ただし、当初決定予定日に変更事由または混乱事由（それぞれ以下に定義および詳述されます。）が発生した場合、誠意を持って商取引上の合理的な方法で行為する計算代理人は、カットオフ日以前の日まで当初決定日を延期することができます。

「当初価格」とは、参照ファンド事務代行会社（または計算代理人により随時任命されるその他の者）により当初決定日に公表される（またはその他の方法で通知される）参照ファンド証券１口当たり純資産価格をいいます。

「ロンドンおよびルクセンブルグ営業日」とは、ロンドンおよびルクセンブルグにおいて、商業銀行および外国為替市場が決済を行い、外国為替取引および外貨預金等の一般業務を行っている日（土曜日または日曜日を除きます。）をいいます。

「ロンドン営業日」とは、ロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が決済を行い、外国為替取引および外貨預金等の一般業務を行っている日（土曜日または日曜日を除きます。）をいいます。

「本債券管理手数料」は、 $0.35\% \times N$ とします。

上記において、

「N」とは、当初決定日（当日を含みます。）から本債券評価日（当日を除きます。）までの間に経過した（ ）当該実質暦日数を（ ）365で除した値に相当します。

「当初決定予定日」とは、以下のいずれかのうち、早い方の日をいいます。

- () 2012年 8 月 6 日（すなわち、参照ファンドの当初発行日（以下に定義します。）に関して予定された参照ファンド純資産価格公表日（以下に定義します。））
- () 参照ファンドの当初発行日に関する実際の参照ファンド純資産価格公表日

「本債券予定評価日」とは、以下のいずれかのうち、早い方の日をいいます。

- () 2019年 2 月 7 日（すなわち、2019年 1 月における参照ファンド評価日（以下に定義します。）に関して予定された参照ファンド純資産価格公表日）
- () 2019年 1 月における参照ファンド評価日に関する実際の参照ファンド純資産価格公表日

「参照ファンド事務代行会社」とは、SS&Cテクノロジーズ・インクまたは適切に任命されたその後任者をいいます。

「参照ファンド営業日」とは、ケイマン諸島およびニューヨークにおいて、商業銀行および外国為替市場が決済を行い、外国為替取引および外貨預金等の一般業務を行っている日（土曜日または日曜日を除きます。）をいいます。

「参照ファンド運用会社」とは、バミューダで設立され、バミューダ金融庁による認可および規制を受ける会社であるノムラ・インベストメント・カンパニー（バミューダ）リミテッドまたは適切に任命されたその後任者をいいます。

「参照ファンド純資産価格公表日」とは、参照ファンド評価日に関し、参照ファンド証券1口当たり純資産価格が公表された日または参照ファンド運用会社から計算代理人がこれを別途入手した日をいい、関連する参照ファンド評価日から5参照ファンド営業日後の日またはその前後の日となる予定です。

「参照ファンド純資産価格」とは、参照ファンド評価日に関し、参照ファンド事務代行会社により、参照ファンドの資産合計から参照ファンドの関連する負債合計を控除した価額として計算される参照ファンドの公式な純資産価格をいいます。

「参照ファンド証券1口当たり純資産価格」とは、参照ファンド純資産価格公表日において、参照ファンド事務代行会社（または計算代理人により随時決定されるその他の者）により決定および公表される、参照ファンド純資産価格を発行済または発行済とみなされる参照ファンド証券の口数で除した価格をいいます。

「参照ファンド評価日」とは、以下の双方をいいます。
() 2012年7月30日（以下「参照ファンドの当初発行日」といいます。）
() 上記以後、各月最終の参照ファンド営業日

「本債券評価日」とは、本債券予定評価日をいいます。ただし、本債券予定評価日に変更事由または混乱事由が発生した場合、誠意を持って商取引上の合理的な方法で行為する計算代理人は、カットオフ日以前の日まで本債券評価日を延期することができます。

疑義を避けるために付言すれば、参照ファンドの総資産の計算にあたって参照ファンド事務代行会社は、参照ファンド評価日付またはその直前の評価日付として公表された分離口座および／またはUCITSの公式純資産価格を使用します。

「早期償還」

本債券は、本債券発行会社から本債券保有者に通知される日（以下「早期償還日」といいます。）に早期償還されることがあります。かかる早期償還は、以下のいずれかの場合に発生する可能性があります。

- ()一定の税務上または規制上の事由が発生した場合
- ()債務不履行が発生した場合
- ()参照ファンドに関し、変更事由または混乱事由が発生し、継続している場合
- ()参照ファンド証券1口当り純資産価格の計算および/または公表が、参照ファンド事務代行会社または計算代理人が随時決定するその他の者により、中止および/または制限されている場合

本債券が早期償還日に償還される場合、1,000米ドル未満の水準で償還される場合があります。

「早期償還時に支払われる
1口当り早期償還額」

誠意を持って商取引上の合理的な方法で行為する計算代理人が、必要とみなされる要因を考慮し、早期償還費用（以下に定義します。）を控除して決定するところに従い、早期償還日における本債券の償還を目的として本債券の価値を計算する日（以下「早期償還予定評価日」といいます。）として本債券発行会社から本債券保有者に通知する日における各本債券の公正市場価値に相当する価格とします。

「早期償還費用」とは、早期償還に関し発生した、または本債券発行会社もしくはその関係会社が負担したすべての費用の合計額を比例配分した本債券1口当りの費用（0以上を条件とします。）をいいます。かかる費用には、誠意を持って商取引上の合理的な方法で行為する計算代理人が決定するところに全面的に従い、資金調達に関連する費用および本債券に関するヘッジ・ポジションの解除に伴う費用を含みますが、これらに限られません。

早期償還予定評価日において、変更事由および混乱事由が存在している場合、誠意を持って商取引上の合理的な方法で行為する計算代理人は、当該日をカットオフ日以前の日まで延期することができるため、（必要に応じ）早期償還日も延期することができます。

「流通市場」

ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シー（かかる立場において以下「ディーラー」といいます。）は、正常な市況下において、毎月末（以下「本債券買戻日」といいます。）において、2012年9月における本債券買戻日（当日を含みます。）から2018年12月における本債券買戻日（当日を含みます。）までの期間中、該当する公式債券価格（以下に定義します。）で本債券の買戻しを提案する意向です。しかしながら、本債券発行会社および本債券保証会社のいずれも本債券について流通市場が継続的に設けられるまたはかかる市場が流動的であり続けるか否かを保証することはありません。

本債券保有者は、本債券カットオフ日（以下に定義します。）の午後3時（ロンドン時間）までにディーラーに送達するよう、ディーラーに買戻しを要求する本債券を明記した買戻通知を送達することができます。各買戻通知は、買戻通知の対象となる本債券の数（1口の整数倍とし、10口以上またはディーラーが単独および絶対的な裁量により決定するその他の数とします。）を明記するものとします。

「本債券カットオフ日」とは、該当する本債券買戻日が属する月の12暦日目の日（かかる12暦日目の日がロンドンおよびルクセンブルグ営業日でない場合、翌ロンドンおよびルクセンブルグ営業日が、かかる12暦日目の日とみなされます。）をいいます。

「公式債券価格」とは、本債券買戻日に関し、以下を反映してノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーがその裁量で決定する価格をいいます。

- () 該当する本債券買戻日に関する参照ファンド証券1口当り純資産価格から
- () 該当する本債券買戻日に関し、参照ファンド純資産価格公表日（当日を含みます。）までに発生した本債券管理報酬を控除し、
- () 通常、本債券1口当りの計算金額の0.50％に相当すると予想されるスプレッド（以下「スプレッド」といいます。）を控除します。

正常な市況下において、月末における公式債券価格は、ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーにより、翌月の12暦日目の日（以下「公式債券価格公表日」といいます。）までに提供される予定です。

該当する本債券買戻日に関する送金は、米ドル建てで電信送金により行われ、本債券買戻日の属する月の翌月の19暦日目の日（またはそれ以前）に行われる予定です。

ディーラーは、正常な市況下において、本債券の価格を示す予定ですが、示される価格の保証はなく、ディーラーが本債券の買取りを提案する保証はありません。

特に、該当する本債券買戻日の買戻通知について、ディーラーが変更事由または混乱事由（以下に記載します。）の発生を認識した場合、公式債券価格の発表を遅らせる（またその結果かかる公式債券価格に関する買戻しに係る送金を遅らせる）可能性があり、かつ／または買戻通知全体を受け付けない可能性があります。

変更、混乱および終了に関する規定

本債券の期間中、下記の事由のいずれかが発生した場合、これらの事由に対応するため、計算代理人が本債券の発行要項を調整しなければならない可能性があり、一定の状況下においては、参照ファンド証券に対する本債券のエクスポージャーを、潜在的には永久に0％（すなわち準備資産（下記「 ．混乱事由」）に記載されます。）に対するエクスポージャーを100％）としなければならない可能性があります。

いかなる時点においても、参照ファンド事務代行会社（または計算代理人が随時決定するその他の者）による、参照ファンド証券の計算または公表の基準が変更された場合、計算代理人は、その単独の裁量で適当であるとみなすところに従い、最終償還額の計算の基準または本債券のその他の条件について対応する

調整を行うことができますが、その義務はありません。

・変更事由

計算代理人が下記のいずれか（それぞれ以下「変更事由」といいます。）を認識した場合、計算代理人は、下記「☐ 調整」に定める行為をとることができます。

- (a) 参照ファンド証券1口当り純資産価格が、予定されている日（すなわち参照ファンド評価日後の5参照ファンド営業日目前後の日、およびいかなる場合においても該当する参照ファンド評価日の属する月の翌月の9暦日目の日）に公表されないまたは計算代理人が別途入手できない場合
- (b) 参照ファンドおよび／もしくは参照ファンド運用会社が手数料もしくは取引規則を課した場合、または参照ファンド証券の取引に係る有効コストを増加させる事由（税控除または源泉徴収を含みますが、これらに限られません。）が発生した場合
- (c) 参照ファンド証券1口当り純資産価格および将来における当該価格の公表が、信頼性がなく、不正確であり、または表示が誤っている場合
- (d) 参照ファンド証券の償還に関する支払が、参照ファンド証券の指定通貨による現金以外の方法で行われた場合

・混乱事由

- (a) 参照ファンド証券1口当り純資産価格の公表が永続的に中止された場合
- (b) 参照ファンドおよび／または参照ファンド運用会社の清算、解散または終了についての命令が出された場合または有効な決議が可決された場合
- (c) 参照ファンドおよび／または参照ファンド運用会社が適法に契約を締結し、権利の行使を開始し、その義務の履行および義務の遵守のために実行、充足または完了が必要なまたは必要であった、あらゆる時点における合意、承認、許可、免責、提出、許諾、命令、記録または登録の取得または発効が実行されず、充足されずまたは完了していないか、これらの取り消された行為、条件または状況等
- (d) 裁判所、政府機関または規制当局もしくは監督官庁において、参照ファンドならびに／または参照ファンド運用会社、それらのグループの一員もしくは参照ファンドおよび／もしくは参照ファンド運用会社に対しサービスを提供する契約を締結している会社に対して法的措置、訴訟、法的手続き、審理または調査が提起もしくは実行され、または係属中であり、計算代理人が単独の裁量により重大であると考える場合
- (e) 本債券に関する関連価格の計算について定める参照ファンドおよび／または参照ファンド証券の利用に関する条件または契約（ライセンス契約、取引契約および報告上の要件等）がありますが、これらに限られません。）が履行されないか、または変更もしくは取り消された場合
- (f) 参照ファンド証券1口当り純資産価格および将来における当該価格の公表が、入手不可能であるか、信頼性がないか、不正確であるか、表示が誤っている場合
- (g) 本債券発行会社またはその関連会社もしくは本債券発行会社に代わって行為する代理人が、()適用法令の採択もしくは変更（税法を含みますが、これに限られません。）または()管轄権を有する裁判所、法廷もしくは規制当局による適用法令の発布もしくは解釈の変更（税務当局による行為を含みます。）を理由に、当初決定日以降、(x)参照ファンド証券の保有、取得もしくは処分を違法とすることまたは(y)本債券に基づく義務を履行するにあたって、著しく増大した費用（租税債務の増加、租税上の利益の減少もしくは課税ポジションへのその他の悪影響に起因するものを含みますが、これらに限られません。）を本債券発行会社が負担することにつき誠実に決定した場合
- (h) 本債券発行会社またはその関連会社もしくは代理人が、()本債券に関する価格リスクをヘッジするために必要もしくは適切とみなす取引もしくは資産の取得、成立、再開、代替、保持、解消もしくは処分または()かかる取引もしくは資産の手取金の実現、回復もしくは送金を行う能力に欠けるか、または商取引上の合理的な努力の結果、これらを実行することが不可能であった場合（かかる能力の欠落または実行不可能性が、(x)当該参照ファンド証券に対して新規もしくは追加で投資することへの制約または(y)関連する参照ファンドによる参照ファンド証券の全部もしくは一部の強制償還を理由に生じた場合を含みますが、これらに限られません。）
- (i) 本債券発行会社またはその関連会社もしくは代理人が、()本債券に関する価格リスクをヘッジするために必要もしくは適切とみなす取引もしくは資産の取得、成立、再開、代替、保持、解消もしくは処分

または()かかる取引もしくは資産の手取金の実現、回復もしくは送金に係る税金、賦課金、費用または手数料につき（当初決定日における状況と比較して）大幅な増額分を負担することとなった場合（ただし、本債券発行会社の信用力の低下のみを理由に負担することとなった大幅な増額分は、考慮されないものとします。）

- (j) 任意の日において、参照ファンドが、()当該日においてもしくは当該日までに支払うことが予定されていた、参照ファンド証券に係るファンド償還金の全額（割合として表示されているか否かを問いません。）を支払うことまたは()当該日においてもしくは当該日までに記録されることが予定されていた、本債券発行会社もしくはその関連会社もしくは代理人により申込みがなされた当該参照ファンド証券の保有を記録することを怠った場合（参照ファンドによる参照ファンド証券の償還の遅滞または拒否を認めるゲート条項、遅滞条項、延期条項またはその他の条項を勘案せずに決定されます。）
- (k) ()参照ファンドに関し計算代理人に提供された情報が、程度を問わず、誤解を招くかもしくはは不正確である場合、または()参照ファンドに関し計算代理人に以前に提供された情報と合わせて考慮されると、参照ファンドの業績、運営または運用に対する計算代理人の見解に悪影響を及ぼす可能性がある新たな情報が明らかになった場合
- (l) 参照ファンドに関する条件、事由、状況、事実または事情（詐欺、参照ファンド運用会社の変更、参照ファンド運用会社の後任者の任命、参照ファンドの義務を履行する主要な人員の変更、参照ファンドによる投資目的に対する違反、参照ファンドに適用される投資目的、手法または制限の変更、参照ファンドの重要な契約の規定の修正等）が発生し、計算代理人が単独の裁量により重大であると考えする場合
- (m) 参照ファンド証券の取引日程が変更され、その申込みおよび／または償還の流動性が減少した場合（参照ファンド証券の償還に関する支払が、参照ファンド証券の指定通貨による現金以外の方法で行われる場合等）、参照ファンド証券の強制償還が決定された場合、当初決定日以降、参照ファンドの運用資産が著しく減少した場合、または（参照ファンドの目論見書において許可されている事由であっても）参照ファンド証券の保有もしくはあらゆる性質の取引の全部もしくは一部を、永続的もしくは一時的に制限するその他の事由が発生した場合

計算代理人が上記のいずれか（それぞれ以下「混乱事由」といいます。）を認識した場合、計算代理人は下記「**調整**」に定める行為をとることができます。

調整

計算代理人は、変更事由および／もしくは混乱事由が発生したことまたは発生していることを決定する際に、当該変更事由および／または当該混乱事由に照らして適切であるとみなすところに従い、本債券発行要項について決定および／または調整を行うことができます。かかる決定および／または調整には、以下の事項のうち1つまたは複数を含む場合がありますが、これらに限られません。

- a) 計算代理人が変更事由および／または混乱事由が存在しないと決定するまで、決定を延期すること
- b) 当初決定予定日、本債券予定評価日または早期償還予定評価日に関し、かかる混乱事由がカットオフ日までの間に発生または存続している場合、誠意を持って商取引上の合理的な方法で行為する計算代理人、合理的および適当であるとみなすところに従い、本債券発行要項に対する調整を行うこと。かかる調整には、当初価格、最終価格または早期償還額（上記「早期償還時に支払われる1口当り早期償還額」において定義します。）の決定に際し、上記の事由の結果、存在しないまたは公表された参照ファンド証券1口当り純資産価格の代わりに、見積もられたまたは修正された当該価格を利用することも含む場合があります。見積もられたまたは修正された当該価格は、市場実勢、入手可能であった最新の参照ファンド証券1口当り純資産価格（適当である場合）および計算代理人が関連性があるとみなすその他の条件等の要因に基づく場合があります。
- c) 参照ファンド証券の価値を決定する目的において、参照ファンド証券の全部または一部を、参照ファンド証券の保有者による再分割、連結、再分類、分配、発行、買戻しまたは権利委譲の際に受領した受益証券またはその他の有価証券および不動産の種類または数と交換すること（これは現物による分配を追加の参照ファンド証券として扱う選択を含む場合がありますが、これに限られません。）（ならびに必要なに応じて、受益証券またはその他の有価証券の発行体を交換すること）ならびに当該参照ファンド証券の価値に（必要あれば）調整を行い、計算代理人が関連性があると考える本債券発行要項について対応する適切な調整を行うこと

- d) 誠意を持って商取引上の合理的な方法で行う計算代理人が、理論上、計算代理人が誠意を持って商取引上の合理的な方法で決定した価格（以下「理論上の売却価格」といいます。）で参照ファンド証券を売却または償還し、一旦受領した手取金を理論上の代替資産（1ヶ月米ドルLIBORに等しいレートで利息を得る固定利付ユニットであり、以下「準備資産」といいます。）に配分することにより、かかる状況を是正することができること。ただし、計算代理人に、その義務はありません。かかる時点以降、本債券保有者は、計算代理人が単独の裁量により、計算代理人が決定する価格での参照ファンド証券の仮定上および想定上の購入により、参照ファンド証券へのエクスポージャーが復元可能であるとされた時点において、かかる混乱事由が存在しなくなった場合を除き、準備資産に100%のエクスポージャーを有することとなります。理論上の売却価格は計算代理人により決定され、混乱事由が将来起きているまたは継続している可能性があるため、その水準または価格は、入手可能な最新の参照ファンド証券1口当り純資産価格より大幅に低い可能性が高く、0である可能性もあります。
- e) 各本債券の（一部ではなく）全部を早期償還額で償還するよう本債券発行会社に指示すること

（２）【投資対象】

ファンドの資産の大部分は本債券に投資され、本債券の投資収益は参照ファンド証券のパフォーマンスに連動します。

参照ファンド

参照ファンドに関する下記の情報は、参照ファンドの目論見書（2012年5月付、以下「参照ファンドの目論見書」といいます。）ならびに参照ファンドが当初投資しようとする分離口座またはUCITSの募集要項から入手したものです。管理会社、受託会社、販売会社、本債券発行会社、本債券保証会社、計算代理人またはそれらの関連会社のいずれも、その情報の正確性または適切性を確認しておらず、参照ファンド運用会社または参照ファンドのいずれも管理会社、受託会社、販売会社、本債券発行会社、本債券保証会社、計算代理人、それらの関連会社、本債券保有者または受益者に対して、かかる情報の正確性または適切性について保証する義務を負いません。管理会社、受託会社、販売会社、本債券発行会社、本債券保証会社、計算代理人またはそれらの関連会社のいずれも、かかる情報の正確性または完全性について責任を負いません。

ノムラ・アカウント・セレクト 1207は、ケイマン諸島で設立された会社です。

参照ファンドは、参照ファンド運用会社により運用されています。参照ファンドに関する投資運用義務に関し、参照ファンド運用会社は、サービス・レベル契約に従い、ノムラ・ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー・アメリカ・インクから非一任型の助言およびその他のサービスを受けています。

投資目的

参照ファンドの投資目的は、（ ）通常様々な分離口座を提供する1つまたは複数のプラットフォーム（マネージド・アカウント・プラットフォーム、以下「分離口座プラットフォーム」といいます。）を通じて作成される分離口座（マネージド・アカウント、以下に定義します。）および/または（ ）欧州連合および欧州経済地域内の各法域で導入され、以下に詳述される譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達2009/65/EC（以下「UCITS通達」といいます。）に基づく関連法で規制された、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託としての資格を有する集合体（以下「UCITS」といいます。）に主に（ただし、これに限定せず）投資することにより、収益を追求することです。

分離口座への投資がかかる分離口座に対して直接、または分離口座へのフィーダーファンド（以下「フィーダーファンド」といい、分離口座に対する直接投資と総称して「分離口座」といいます。）となる、一連のプールされた投資ビークルを通じて間接的に行われる一方で、参照ファンドによるUCITSへの投資は、通常そのファンドに対して直接行われます。

各分離口座の資産は、外部のヘッジ・ファンド・マネージャー（以下「マネージャー」といいます。）により運用され、そのマネージャーは、マネージャーと分離口座の間の投資顧問契約に従い、（一定のガイドラインに基づき）分離口座について投資判断を行う一任型の裁量を有しています。

一般に、各分離口座および/またはUCITSは、そのマネージャーおよび/またはUCITSの投資顧問会社が決定する1つ以上の投資戦略に投資することにより資産の成長を目指します。

下記の投資手法に従い、参照ファンド運用会社は、分離口座プラットフォーム、分離口座、UCITSおよび投

資家にとって最善の利益となると考えるその他の投資商品の選定について単独の裁量を有します。

参照ファンド運用会社は、下記の戦略等を採用し、投資目的を達成するために分離口座および／または UCITSの資産配分を変更します。

- ・マクロ
- ・相対価値
- ・イベント分析
- ・マネージド・フューチャーズ（CTAプログラム）
- ・株式ロング・ショート
- ・転換社債裁定
- ・債券
- ・破綻証券
- ・マルチ・ストラテジー
- ・ボラティリティ
- ・新興国市場

参照ファンドが投資目的を達成するまたは損失を発生させないという保証はありません。

投資手法

通常、参照ファンドは、分離口座、UCITS、現金、現金同等物および短期金融商品のみに、直接または間接的に投資する予定です。参照ファンドは、為替ヘッジまたはその他のヘッジを目的として、デリバティブ取引を行うこともあります。

参照ファンドの当初発行日時点において、参照ファンド運用会社は、参照ファンドのほぼすべての資産を、各分離口座およびUCITSの上限額などを勘案しながら下記の2つの分離口座と1つのUCITSに配分する予定ですが、参照ファンド運用会社は、単独の裁量によりいつでもその配分を変更する（またその他の分離口座および／またはUCITSに配分を行う）ことができます。以下の表の割合は参照ファンドの運営費用の支払のための現金および現金同等物を除いたものです。

参照ファンドの投資対象	分類	配分予定
アムンディ・ファンズ・アブソリュート・ボラティリティ・ワールド・エクイティーズ	UCITS	33.3%
RPM SPCシングルCTA分離ポートフォリオ1207	分離口座	33.3%
ノムラ・ギャム・エマージング・マーケット・レーツ・ヘッジ・ファンド	分離口座	33.3%

参照ファンドの当初発行日において、参照ファンド証券の当初募集から得られた申込総額によっては、ノムラ・ギャム・エマージング・マーケット・レーツ・ヘッジ・ファンドに予定されている配分の一部または全部を、ほぼ同様の投資戦略を有するリクソー・ギャム・エマージング・マーケット・レーツ・ヘッジ・ファンド・リミテッドに配分する可能性があります。

UCITS

参照ファンドは、UCITSに投資することができます。UCITSは、UCITS通達に基づく欧州内における販売許可システムを利用することができます。

UCITSは、譲渡性のある証券、他の投資信託の受益証券、金融機関への預金、金融派生商品および短期金融商品のみに投資することができます。

アムンディ・ファンド（以下に定義します。）が所在する欧州連合加盟国であるルクセンブルグでは、契約型投資信託（fonds commun de placement, FCP）および会社型投資信託である変動資本を有する投資法人（一般的にSICAVと呼ばれます。）という2つの法的形態があります。UCITS通達に基づくFCPIは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の適格資産の分割できない集合体であり、かかる投資家はその投資によって平等に利益および財産の分配に参加する権利を有します。UCITS通達に基づくSICAVは公開有限責任会社（société anonyme）の法的形態に基づき設立されます。SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募

によって一般に募集し、その資本金が常にその純資産に等しいことを規定した規約を有します。したがって、資本金は、申込みまたは償還により、資本金の増減に関する会社法の下で通常課せられる手続きなしに自動的に増加または減少します。

UCITSは、1つまたは複数のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンドとして構成されることがあります。FCPの形態で構成されたUCITSは、UCITS通達に基づく管理会社によって管理されます。管理会社は、FCPのために、FCPの投資および運用に関するすべての決定を行います。SICAVとして構成されたUCITSは、管理会社を指定するか、その代わりに自己管理を続けることを決定することができ、それによって必要なプロセスおよびインフラが法的にSICAVの一部となります。UCITSは、通常、ヘッジ・ファンドまたはファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの投資対象と比較して、透明性があるとともに、流動性および規制管理が強化されています。

分離口座プラットフォーム

参照ファンドは、数々の分離口座を提供するプラットフォームである、分離口座プラットフォームを利用します。分離口座には、外部のヘッジ・ファンド・マネージャーがマネージャーとして採用されています。マネージャーの役割は、それぞれの分離口座のための投資判断を行うことに限定されています。これは、ヘッジ・ファンド・マネージャーがファンド全体の投資マネージャーとなり、運用するファンドの全資産に対して広範に管理を行う伝統的なファンドとは異なります。

分離口座プラットフォームは、通常、ヘッジ・ファンドまたはファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの投資対象と比較して、透明性があるとともに、流動性が強化されています。分離口座プラットフォームは、通常、経済状況の変化に応じて、リスク水準および配分をより適時に調整することができる流動性を有しています。また、透明性が高いことにより、ポジション、リスクおよびリターンの面から、ポートフォリオのパフォーマンスを継続的に監視することができます。

分離口座プラットフォームに投資された資金は、認可された銀行および決済ブローカーにより保管される予定です。分離口座の運用を委任されたマネージャーは、投資の取引を指示するという限られた権限のみを付与されており、通常、当該口座からの資金の引出しは制限されています。

参照ファンドの当初発行日時点における分離口座

ノムラ・ギャム・エマージング・マーケット・レーツ・ヘッジ・ファンド（以下「ギャム・ファンド」といいます。）

ギャム・ファンドは、その資産のほとんどすべて（現金として保有する資産を除いて）をマスターファンド（以下「ギャム・マスターファンド」といいます。）の投資証券に投資します。ギャム・マスターファンドの投資目的は、中期的にその各クラスにおけるそれぞれの通貨の市場金利を上回る絶対収益^()を追求することです。ギャム・マスターファンドは、この目的を達成するため、新興国市場、主に債券および外国為替市場の価格形成のアンマリーをマネージャーの協力を得て利用する予定です。その手段として、同一発行体内アービトラージ、同一セクター内アービトラージ、セクター間アービトラージ、リスクを抑えた通貨の売買、現地通貨建てまたは米ドル建ての債券への投資、リターンの向上および／またはリスクの制限を目的としたデリバティブの利用を積極的に行う予定です。（絶対収益とは、「必ず収益を得る」という意味ではありません。市場の動きを上回ることが目的ではなく、投資元本に対する収益を追求することを目的とするものです。）

ギャム・マスターファンドは、新興国市場を含むすべての市場において取引されるあらゆる種類の債券および信用証券、転換社債、通貨および株式に投資することができます。ギャム・マスターファンドは、また、マネージャーが適当とみなす投資またはヘッジのいずれかを目的としたデリバティブ取引をすることができます。ギャム・マスターファンドのポートフォリオの一部または全部がヘッジされない可能性があります。これらには為替先渡契約、債券先物、債券のプット・オプションおよびコール・オプション、証券および指数、スワップ（インデックス・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップを含みます。）、クレジット・デフォルト指数、スワップション、空売りおよび証拠金取引等があります。ギャム・マスターファンドは、ポートフォリオ取引においてレバレッジを利用することもできます。ギャム・マスターファンドが投資する投資対象は、上場または非上場、取引所取引または店頭取引、投資適格または投資適格未満、格付を付与されているかまたは無格付となることがあります。クローズドエンド型ファンドを含む上場または非上場集団投資スキームの投資証券に投資することもできます。

ギャム・ファンドまたはギャム・マスターファンドが投資目的を達成するかまたは取引上の損失を発生させない保証はありません。

RPM SPCシングルCTA分離ポートフォリオ1207（以下「RPMファンド」といいます。）

RPMファンドの目的は、主に米国内外の取引所および市場（店頭市場を含みます。）における、通貨、金利、コモディティー、株式ならびに先進国市場で取引されるその他の指数の先物取引、スワップ、オプション、直物取引および先渡取引等（以下総称して「先物」といいます。）を通じて、長期にわたる資本の成長を達成することです。

かかる目的を追求するために、RPMファンドは、その資産の全部または一部を、RPMマスターファンドの分離ポートフォリオに投資する予定です。RPMマスターファンドは、RPMマスターファンドの資産の運用を担当し、その全部または一部を完全な裁量で先物等およびその他のデリバティブで運用するために、商品投資顧問会社（以下「CTA」といいます。）であるブルークレスト・キャピタル・マネジメント・エルエルピーをマネージャーに任命しています。

RPMマスターファンドは、CTAプログラム（以下に詳述されます。）に対する100%のエクスポージャーを複製することを目指しています。通常、CTAプログラムは、高いボラティリティながらも、ヘッジファンドを含む主要な資産クラスとの低い相関性を維持し、高リターンを達成することを目指します。RPMファンドまたはRPMマスターファンドの投資目的が達成される保証はありません。

CTAプログラム

CTAプログラムにはシステムティックな取引モデルまたはそのような取引モデルのポートフォリオが使われます。そのモデルでは先物等で運用されます。モデル間での資金配分、採用したモデルの中での市場間の資金配分、それらの市場における個々の売買の判断については、定量分析を用いてシステムティックに行われます。CTAプログラムは、同日内か、数日単位または週単位で取引を行います。

RPMファンドまたはRPMマスターファンドが投資目的を達成するかまたは取引上の損失を発生させない保証はありません。

参照ファンドの当初発行日時点におけるUCITS

アムンディ・ファンズのサブ・ファンドであるアムンディ・ファンズ・アブソリュート・ボラティリティ・ワールド・エクイティーズ（以下「アムンディ・ファンド」といいます。）

アムンディ・ファンドの投資目的は、様々な市場指数と相関のないリターンを生み出すこと、および、3つの地域（欧州通貨統合のすべての加盟国、アメリカ合衆国およびアジア）に焦点をあて、リスクをコントロールしながら、株式市場のボラティリティに対するエクスポージャーを提供することです。ボラティリティに対するアムンディ・ファンドのエクスポージャーは、当該3つの地域の株式市場のボラティリティ水準に応じてコントロールされます。

ボラティリティとはリターンの標準偏差を測定するものであり、かかる指標はその性質上変動します。そのため、リスクのコントロールは、アムンディ・ファンドのバリュー・アット・リスク（ある保有期間における資産価値の最大損失リスクをある信頼区間で算出した値）によりモニターされ管理されます。

上記の3つの地域の株式市場のボラティリティに対するエクスポージャーを得るために、アムンディ・ファンドは、2010年法第41条（1）（a）、（b）および（c）に規定している市場（以下「公認取引所」といいます。）に上場しているオプションおよび／または当該3つの地域の指数のバリエーション・スワップのうち平均残存期間が1年のものに投資を行います。かかるデリバティブのほか、アムンディ・ファンドは、その純資産の100%を上限として短期金融商品に投資することができます。

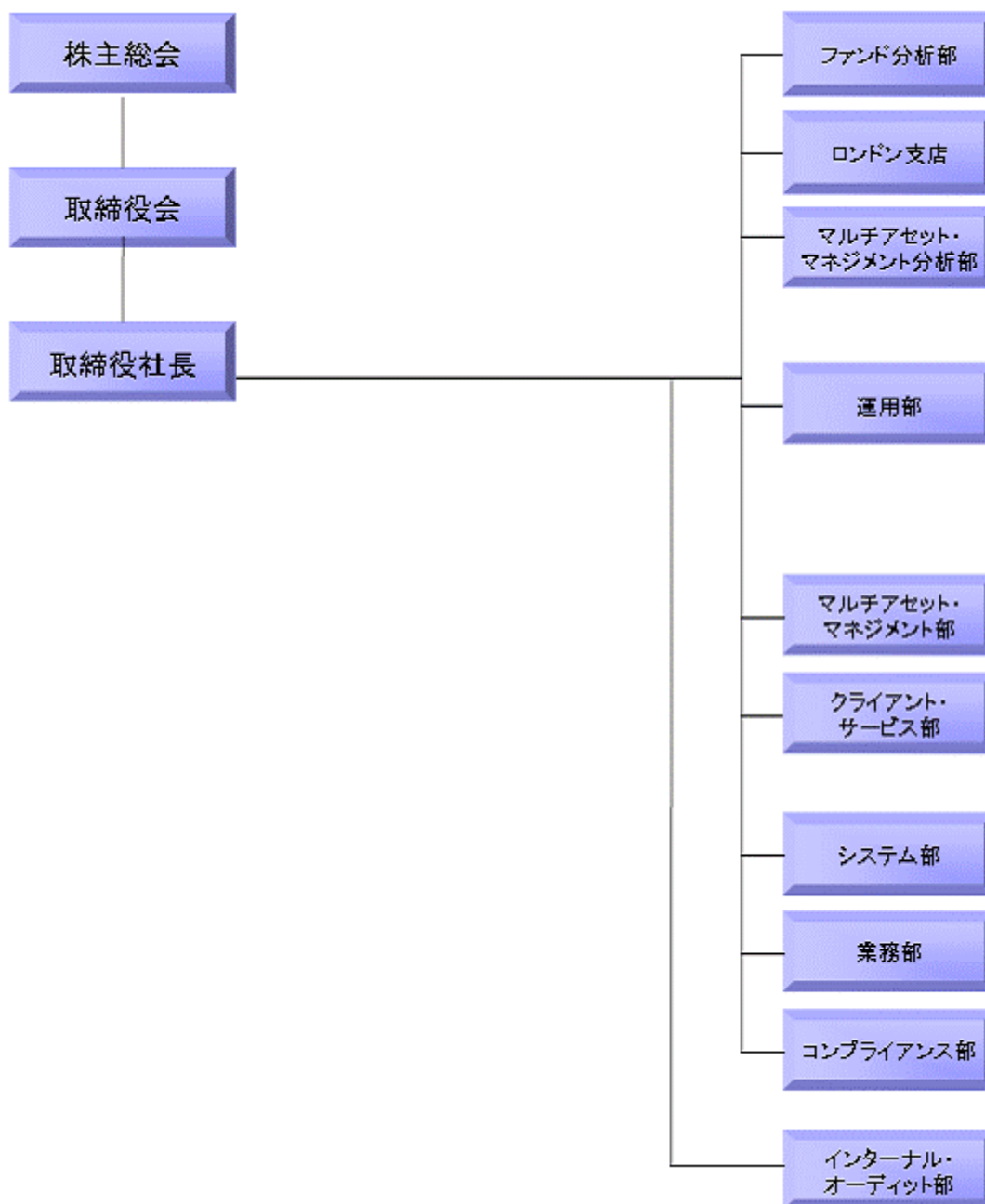
デリバティブは、投資方針の不可欠な部分であり、公認取引所または店頭市場において取引されている先物取引、オプション、スワップは、株価指数、金利、配当金およびボラティリティに対する（過度の）エクスポージャーのリスクをヘッジするために用いられます。アムンディ・ファンドは、キャッシュ・マネジメントおよびポートフォリオを効率的に運用する目的で、有価証券の一時的な取得および売却（レボおよびリバース・レボ）を行うことができます。

通常、上記の金融商品を利用してレバレッジを得ようとすることはありません。

アムンディ・ファンドは、その純資産の10%を上限として、UCITS、その他の集団投資スキームに投資することができます。

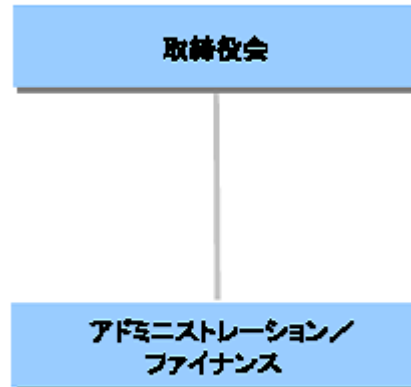
(3) 【運用体制】

管理会社は、ファンドの資産のほとんどすべて（現金残高ならびに為替ヘッジ取引に利用するAクラス受益証券およびDクラス受益証券の資産を除きます。）を本債券に投資するために、投資顧問会社を起用しています。また、投資顧問会社はファンドの現金残高の管理およびAクラス受益証券およびDクラス受益証券の為替ヘッジ取引も行います。投資顧問会社は、2012年4月末日現在、以下の体制で運用を行っています。



受益証券の発行により受領した申込手取金総額（報酬および費用を控除後）は、本債券に投資されます。本債券の投資収益は、参照ファンド運用会社により投資先が選択された参照ファンドのファンド証券のパフォーマンスに連動します。

参照ファンド運用会社は、2012年4月末日現在、以下の体制で運用を行っています。



参照ファンドの投資運用に関し、参照ファンド運用会社は、サービス・レベル契約に従い、ノムラ・ファンズ・リサーチ・アンド・テクノロジー・アメリカ・インクから非一任型の助言およびその他のサービスを受けます。

通常、参照ファンドは、分離口座、UCITS、現金、現金同等物および短期金融商品のみに、直接または間接的に投資する予定です。参照ファンドは、為替ヘッジまたはその他のヘッジを目的として、デリバティブ取引を行うこともあります。参照ファンドの当初発行日時点において、参照ファンド運用会社は、参照ファンドのほぼすべての資産を、各分離口座およびUCITSの上限額などを勘案しながら上記「（２）投資対象」の「投資手法」の項に記載されている２つの分離口座と１つのUCITSに配分する予定ですが、参照ファンド運用会社は、単独の裁量によりいつでもその配分を変更する（またその他の分離口座および／またはUCITSに配分を行う）ことができます。

参照ファンドは、UCITSに投資することができます。UCITSは、UCITS通達に基づく欧州内における販売許可システムを利用することができます。

UCITSは、通常、ヘッジ・ファンドまたはファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの投資対象と比較して、透明性があるとともに、流動性および規制管理が強化されています。

参照ファンドは、分離口座プラットフォームを利用します。分離口座プラットフォームは、通常、ヘッジ・ファンドまたはファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの投資対象と比較して、透明性があるとともに、流動性が強化されています。分離口座プラットフォームは、通常、経済状況の変化に応じて、リスク水準および配分をより適時に調整することができる流動性を有しています。また、透明性が高いことにより、ポジション、リスクおよびリターンの点から、ポートフォリオのパフォーマンスを継続的に監視することができます。

（４）【分配方針】

管理会社は現在、受益者に対し、分配を行わない予定です。しかし、管理会社は、受託会社と協議の上、各クラス受益証券の受益者に対し、各クラス受益証券の受益者が保有する該当クラスの受益証券の口数に応じて、該当クラスに帰属するファンドの投資収益から分配を行うことができます。分配を行う場合は、分配基準日においてその名前および適用されるクラスの受益証券がファンドの受益者名簿に登録されている者に対して行われます。

（５）【投資制限】

ファンドは、その資産の投資に係る、JSDAが昭和48年12月4日に採択した外国証券の取引に関する規則（改訂済）（以下「規則」といいます。）上の制限を含む下記の制限に服します。

- (1) 空売りの制限 空売りにより取引された証券の時価総額は、ファンドの純資産総額を超えないものとします。
- (2) 借入の制限 総額でファンドの純資産総額の10%を超える借入れは禁止されています。ただし、合併、統合その他の臨時または緊急の場合には、一時的にこの10%の制限を超過することができます。
- (3) 株式の取得の制限 ファンドは、（ ）持分証券、（ ）持分証券または株式に投資を行う契約型投資信託、（ ）会社型投資信託には投資しません。

- (4) 流動性の低い証券に対する投資の制限 ファンドの純資産総額の15%超を流動性の低い資産に投資することはできません。私募証券、非上場証券およびその他の非流動資産に15%を超えて投資する場合には、評価方法の透明性を維持するための措置を取らなければなりません。
- (5) 取引の制限 受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運用を害するような取引、例えば受益者の利益ではなく、受託会社、管理会社や第三者の利益のための取引は禁止されます。

- ファンドはまた、本規則に服し、したがって管理会社および投資顧問会社のいずれもファンドを代理して、
- (6) 受託会社および管理会社自身または受託会社および管理会社の取締役を相手方とする取引を行うことはできません。
- (7) ファンドの利益ではなく、受託会社、管理会社、投資顧問会社その他の関係者の利益を図る取引を行うことはできません。また、
- (8) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易ではない投資対象については、その投資の結果、ファンドが所有する同様の資産の合計額が、ファンドの純資産総額の15%を超えることになる場合、その投資を行うことはできません。

本書に定める主な投資目的および方針に従い、また上記（３）のとおり、ファンドは株式に投資しませんので、本規則に規定される株式投資の制限は、ファンドに適用されません。

受託会社および管理会社は、受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反しない、または受益者の利益となるその他の投資制限を随時課することができます。かかる投資制限に関連する、適用ある法令または規則が変更または改正され、管理会社および受託会社が適用ある法令または規則に抵触することなく投資制限を変更することが可能であると判断した場合、管理会社および受託会社は、受益者の同意を得ることなく（ただし、かかる変更または削除の21日以上前に受益者に対して通知が行われます。）、上記の投資制限を場合により変更または削除することに合意することがあります。

3【投資リスク】

リスク要因

a. リスク要因

ファンドに関するリスク要因

ファンドへの投資は相当程度のリスクを伴い、以下に要約されている各リスク要因を含みますが、これらに限定されるものではありません。本項は、受益証券への投資に伴うリスクについて網羅することを意図するものではありません。

- (a) 「2 (1) 投資方針」に記載される戦略またはスキームを実施することが管理会社の意図ではありますが、これらの戦略またはスキームが順調に実施されるとの保証はありません。
- (b) ファンドは、参照ファンドに連動する本債券に投資するため、ファンドへの投資は、相対的に高いリターンの可能性がある一方で、相対的にボラティリティが高くなる可能性があります。
- (c) ファンドおよび受益者は、日本、ケイマン諸島、米国、英国、バミューダ、ルクセンブルグその他の関連する国の規制や税制の変更またはこれらに関する解釈の変更により直接または本債券の保有を通してマイナスの影響を受ける可能性があります。
- (d) ファンドの本債券への投資は、下記「本債券に関するリスク要因」の項においてより詳しく記載される一定の事由の発生により早期に償還されることがあります。
- (e) 下記「第2 2 買戻し手続等」に記載のとおり、受益証券は、評価日（以下に定義します。）においてのみ受益者は買戻しをすることができます。受益者に対して支払うべき実際の買戻額は、計算代理人が本債券を流通市場において買い取るであろう価格に基づいて計算されます。
- (f) ファンドが本債券を通じて投資する市場の通貨とファンドの通貨が異なる場合、通常の投資リスクより大きい追加的な損失（あるいは利益）を被る可能性があります。
- (g) デリバティブの利用 管理会社は、Aクラス受益証券およびDクラス受益証券に関連して行われる為替ヘッジ取引に関して、先渡し、オプションおよびスワップなどの店頭デリバティブを利用することができます。これらの取引は取引所において行われず、銀行およびディーラーが契約当事者となります。Aクラス受益証券およびDクラス受益証券は、ファンドが取引する契約当事者が、当該契約の履行をせず、履行能力に欠け、または履行を拒絶するリスクにさらされています。米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）、米国商品先物取引委員会および銀行当局のいずれも、かかる契約における取引について規制していません。デリバティブ市場は、一般に、発展段階であり、価格について異常なボラティリティもしくは不安定性が生じ、市場が流動性をなくし、または信用破綻が生じている期間中、市場がどのように動くのか予想することは困難です。ファンドは、為替ヘッジ取引において、間接的または直接的にデリバティブを保有することにより、重大な損失を被る可能性があります。かかる損失は、Aクラス受益証券および／または（適用ある場合）Dクラス受益証券の為替ヘッジ取引が行われた口座の保有者が負うものとしします。
- (h) 為替リスクおよび為替ヘッジ取引 Aクラス受益証券およびDクラス受益証券は為替ヘッジ取引により、米ドルが対日本円および対豪ドルで下落するリスクから保護される予定ですが、Bクラス受益証券は保護されません。したがって、Bクラス受益証券は、米ドルの対日本円での為替レートの変動の結果、多大な損失を被ることがあります。為替ヘッジ取引は、為替損失の可能性につき、全部ではありませんが相当程度、Aクラス受益証券およびDクラス受益証券を保護することを目的としていますが、同時に、為替差益を得ることを妨げる可能性もあります。Aクラス受益証券およびDクラス受益証券の将来の運用パフォーマンスを予測することが不可能であることから、為替リスクに対して常にオーバーヘッジまたはアンダーヘッジとなる可能性があります。また、為替ヘッジ取引が、為替リスクの軽減に成功するという保証も、またそのような為替ヘッジ取引自体が多大な損失をもたらさないという保証もありません。これら為替ヘッジ取引費用はAクラス受益証券またはDクラス受益証券にのみ帰属します（多額となる場合があります。）。管理会社によって為替ヘッジ取引に使用されるAクラス受益証券およびDクラス受益証券に帰属する資産は、本債券への投資に利用することができません。

ファンドがその目的を達成するとの保証はありません。投資家は、極端な場合には、投資金額のすべてを失う可能性があることをご認識下さい。

ファンドの直接的および間接的な投資は、市場の価格変動に起因する市場リスクおよび他のリスクを伴います。受益者は、ファンドが得る利益、被る損失および負担する費用はすべて受益者に帰属するという点

に留意して下さい。

また、投資信託は預貯金と異なります。

本債券および参照ファンドに関するリスク要因

本債券に関するリスク要因

下記は本債券の価格に影響を与えるリスクの一般的な記述です。かかるリスクは、本債券に関するリスクについて、完全に列挙することを意図するものではなく、その他の留意事項も考慮されるべきです。

一般的リスク

信用リスク：本債券に関連して本債券保有者に対して支払を行う本債券発行会社または支払保証に関する本債券保証会社の支払能力は、本債券発行会社または本債券保証会社が他の債務を引き受け、または負担した場合には損なわれることがあります。本債券保証会社によるいかなる支払保証も、参照ファンドの下落により生じた損失から本債券保有者を保護するものではありません。

信用格付の引き下げによる影響：本債券の価格は、本債券発行会社および本債券保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価によって一定の影響を受けることが予想されます。このような評価は、通常、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド、マグローヒル・カンパニーズ・インクの一部門であるスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズおよびフィッチ・レーティングス・リミテッド等の代表的な格付業者から、本債券発行会社および本債券保証会社の発行済証券に対して付与される格付の影響を受けます。本債券発行会社または本債券保証会社の発行済債券に対して、いずれかの格付業者が付与した格付が（例えば）引き下げられた場合、本債券の取引価格が下落する可能性があります。

流動性リスク：特に厳しい市場環境において売買が困難になりその価格に影響が出る有価証券もあります。

法律および規制：本債券発行会社は、本債券発行会社または本債券に影響を及ぼす規制を遵守し法律の変更に従う必要があります。参照ファンドもまた、法律もしくは規制および／または規制措置の変更に従わなければならないので、それが参照ファンド証券の価値に影響を与える場合があります。

本債券の早期償還：本債券は、一定の状況で早期に償還される場合があります。本債券が早期償還された場合、本債券保有者に支払われる金額は、本債券保有者が支払った各本債券の額面金額または発行価格（の該当する一方）を下回る可能性があります。変更事由または混乱事由が発生した場合、本債券は、計算代理人が定めるところにより早期に償還する可能性があります。かかる早期償還は、市場混乱時に行われるため、本債券の価格が、公表されている直近の参照ファンド証券1口当り純資産価格よりも著しく低下することがあり、またゼロになる可能性もあります。

早期償還が行われる場合、再投資リスク、すなわち本債券の投資家が当該早期償還時に償還される本債券と等しいリターン特性およびリスク特性を有する他の投資資産を購入することができない可能性があります。

本債券発行会社または計算代理人によりデューディリジェンスが実施されないこと：本債券発行会社または計算代理人はいずれも、本債券の発行に関連して、潜在的投資家のために参照ファンド、参照ファンド運用会社、分離口座プラットフォーム、分離口座またはUCITS（もしくはそれぞれのマネージャーもしくは投資顧問会社）に関するデューディリジェンス、照会、調査を実施しておらず、これらの関連法人はいずれも、本債券の発行に関与していません。

計算代理人による決定：計算代理人は、変更事由または混乱事由が発生または存続した場合、その単独の裁量により、かかる事由に照らして適切であるとみなすところに従い、本債券発行要項の調整を行う可能性があります。かかる調整の結果、本債券のリスク特性および／または経済的な特性に重大な変化が生

じ、本債券がその予定された満期より早く償還する可能性があります。早期償還時の理論上の売却価格または価値の決定は、市場混乱時に行われるため、決定された価格が公表されている直近の参照ファンド証券 1 口当り純資産価格よりも著しく低いことがあり、またゼロになる可能性もあります。

計算代理人の裁量権：計算代理人は、本債券に関して、特定の状況において、対応策を決定する等の裁量権を有します。当該事項は、計算代理人の単独かつ絶対的な裁量により検討されるため、計算代理人が適切な方法で、あるいは必ず裁量権を行使する保証はありません。計算代理人は、その単独の裁量により、かかる調整を実行するかしないかを選択することができ、いずれの場合も完全に保護されます。計算代理人はとりわけ、計算代理人が、本債券発行要項に当該修正を行わなかったことまたは不正確もしくは不完全な情報に基づき対応したことにより生じた本債券保有者のいかなる損失にも責任を負いません。

本債券の評価：本債券の価格は（ ）とりわけ、参照ファンド証券 1 口当り純資産価格の変動によって変動し、また（ ）本債券発行会社および／または本債券保証会社の信用状況（信用格付を含みます。）が変化したことを受けて変動することがあります。

インフレ：インフレ率は、インフレが生じていない場合と比較して、本債券の実際の収益率に影響を及ぼします。

収益：本債券のリターンは、投資が本債券ではなく参照ファンド証券に対して行われた場合に得られたであろう収益と直接比較することはできない可能性があります。

相関性：本債券は、参照ファンド証券 1 口当り純資産価格と完全なもしくは高い相関がない場合があります、またはその価格に追隨して変動しない場合があります。

ボラティリティ：本債券の価格は参照ファンド証券 1 口当り純資産価格の変動性に影響を受けます。

新興国市場および非OECD加盟国における政治的リスク：本債券のパフォーマンスおよび／または本債券の購入、売却、買戻しができるか否かは、一般的経済情勢の変化ならびに政治情勢、政策の変更、資本移転の制限および規制の変更といった不確定要素により影響を受けることがあります。これらのリスクは、新興国市場もしくは非OECD加盟国への投資、またはこれらの国に関連する投資においては増大することがあります。

元本の保証がないこと：本債券の元本は、たとえ本債券が満期日まで保有された場合でも、保証されていません。本債券は、最終的に連動する参照ファンド証券への直接投資と同じレベルの市場リスクがあるため、参照ファンド証券 1 口当り純資産価格がゼロまで下落した場合には本債券への全投資額を喪失することがあります。したがって、これらの本債券の購入は、その当初投資額の全部または一部を失うリスクを負うことができる投資家のみに適しています。

本債券評価日および満期日は延期される可能性があること：変更事由または混乱事由が本債券予定評価日に発生している場合、計算代理人は、商取引上の合理的な方法で誠意をもって、カットオフ日まで本債券評価日を（およびその結果、満期日も）延期することができます。

当初決定日は延期される可能性があること：変更事由または混乱事由が当初決定予定日に発生している場合、計算代理人は、商取引上の合理的な方法で誠意をもって、カットオフ日まで当初決定日を延期することができます。

早期償還評価日は延期される可能性があること：変更事由または混乱事由が早期償還予定評価日に発生している場合、計算代理人は、商取引上の合理的な方法で誠意をもって、カットオフ日まで早期償還評価日を延期することができます。

計算代理人：計算代理人は、いかなる場合も参照ファンド証券と連動するかまたは参照ファンド証券の価値から派生する本債券に資金を提供することまたは本債券を保証することはありません。

利益相反：野村ホールディングス株式会社が率いるグループ企業（以下「野村グループ」といいます。）は、本債券に関連して本債券発行会社または計算代理人として行動しており、またはそのように行動することがあります。野村グループの関係法人は、また、本債券の募集その他に関連して本債券、参照ファンド、分離口座またはUCITSに関するヘッジ取引、マーケットメーカーとしての取引または自己勘定投資を行う場合があります。このような役割には、本債券に関連する決定が含まれ、利益相反が起こる可能性、また本債券の価格にマイナスの影響を与える可能性があります。さらに、野村グループの関係法人が参照ファンド、分離口座またはUCITSに関する取引活動に参加する場合、かかる会社（以下「野村取引関係法人」といいます。）の債務不履行が、本債券の価格に悪影響を与える可能性があります。本債券発行会社または本債券保証会社に債務不履行が生じた場合、野村取引関係法人の債務不履行と同様に、本債券発行会社または本債券保証会社の債務不履行も本債券の回収金額に悪影響を与える可能性があります。野村取引関係法人および参照ファンドの間で、野村取引関係法人の債務不履行により本債券の価格が悪影響を受けることのないよう取決めがなされることが予想されますが、かかる取決めが拘束力を有しないかまたは実行されない場合には、本債券保有者は、上記に概説されるように、債務不履行に際して回収金額の低下の影響を受けます。

流通市場：本債券発行会社および本債券保証会社は、本債券の流通市場の存在、流動性その他について一切保証しません。

本債券には、予め決まった償還日があり、その日において本債券は自動的に償還されます。この日より前に本債券を売却する唯一の方法は、マーケットメーカーに対してその買呼値で売却することです。ただし、ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーが唯一のマーケットメーカーとなる可能性があり、またノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーにより買呼値または当該価格の水準が（いつでもまたは常に）表示される保証はありません。

公式債券価格に関連して考慮されるスプレッドは、前記「2（1）投資方針」の「本債券」の「流通市場」の項目において説明される基本水準を超えないと予想されますが、本債券の期間中にスプレッドが上昇しないか、または本債券の理論上の評価もしくは本債券保有者による本債券の購入価格に対してスプレッドがどのような水準になるか、保証はありません。特に、本債券発行会社および／または本債券保証会社の信用状況の変化は、スプレッドの水準に影響を与える可能性があります。

ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーが、関連する本債券買戻日における買戻請求に関連して変更事由または混乱事由の発生を認識した場合、ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーは、公式債券価格の公表を延期すること（またその結果として当該公式債券価格での買戻しにかかる送金を延期すること）および／または買戻請求の受付を中止することができます。

ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーが公式債券価格の公表およびそれに伴う買戻しにかかる送金を延期させることを選択した場合、最終的な公表額および買戻額は、変更事由または混乱事由の結果として生じた、公式債券価格を計算するための参照ファンド証券1口当り純資産価格の予想価格または変更価格が反映されることがあります。

さらに通常は、買戻しにかかる送金は米ドルで電信送金されるものとし、関連する本債券買戻日が含まれる月の翌月の19暦日目またはそれより前に送金される予定です。

参照ファンドに関するリスク要因

参照ファンドまたはこれを構成する有価証券への投資に伴う一定のリスクは、下記のとおりです。

一般的事項：参照ファンドが分離口座、UCITSまたはその他の投資商品への投資を通じて行う取引は、とりわけ投資対象の性格および分離口座またはUCITS（もしあれば）に内在するレバレッジの利用により、多大なリスクを伴います。競争が激化した場合、参照ファンド運用会社および／または参照ファンド運用会社の投資先である分離口座もしくはUCITSは、急激に変化する市場において、その投資機会を有効に活かすことができないおそれがあります。参照ファンドの投資家が、その投資から利益を得られる保証はなく、そのため本債券保有者が本債券への投資から利益を得られる保証もありません。さらに、投資家はその投資額の一部またはすべてを失う可能性があります。取引活動の性格上、参照ファンドの運用結果は月ごとまたは一定期間ごとに異なる可能性があります。したがって、特定の期間における成果は将来の一定時期の成果を必ずしも示すものではありません。

参照ファンド証券、参照ファンドまたは参照ファンドが投資する分離口座にかかる請求権：本債券は、参照ファンド証券、参照ファンド、参照ファンドが投資する分離口座もしくはUCITSまたはそれらの資産に対する請求権を表章するものではありません。本債券は、参照ファンド、参照ファンド運用会社、分離口座プラットフォーム、分離口座またはUCITS（もしくはそれらのマネージャーもしくは投資顧問会社）から保証されること、資金を提供されること、または販売を促進されることはなく、またこれらの当事者がとる行動が本債券保有者にもたらす結果を考慮する義務はありません。

参照ファンド証券1口当り純資産価格の計算および公表：一定の状況において、参照ファンド証券1口当り純資産価格の計算および公表は停止されることがあります。

参照ファンド証券1口当り純資産価格の評価：参照ファンド証券1口当り純資産価格は、参照ファンドが投資する分離口座、フィーダーファンド、UCITS、その他の有価証券または勘定（もしあれば）の公式な純資産価格または市場価格に基づき計算されます。したがって、参照ファンド証券のパフォーマンスは、これら投資先の分離口座、UCITS、フィーダーファンドおよび参照ファンドに含まれるその他の有価証券または勘定（もしあれば）のパフォーマンスの影響を受け、上昇する場合も下落する場合もあります。

解約：参照ファンドから分離口座またはUCITS（もしくは参照ファンドが投資するその他の有価証券もしくは勘定）に対する解約請求が（いかなる理由であれ）遅延した場合、参照ファンドの投資家が行った解約請求にも遅延が生じます。

投資戦略の変更および参照ファンド証券の強制解約：現在予定していない戦略を含む様々な戦略に投資する柔軟性があることも、参照ファンドの投資アプローチの一部です。投資目的を達成するために、参照ファンド運用会社は、その単独かつ絶対的な裁量により、参照ファンドの構成資産を変更することができます。その結果、参照ファンドの投資スタイルは、追加的なリスクにさらされる可能性があります。また参照ファンド運用会社は、参照ファンド証券を強制的に解約する可能性があります。

参照ファンド運用会社の利益相反：参照ファンド運用会社またはその関連会社は、投資ファンド、参照ファンド証券が直接または間接的に投資する分離口座もしくはUCITSより請求されるかまたはこれらに関連する報酬および費用に関して利害関係を有する場合があります。参照ファンド運用会社は、関係当事者により請求される費用が（その運用会社に適用されるすべての関連状況を考慮した上で）一般的に標準的な市場慣行の範囲内に収まるようにします。「利害関係」とは、事業上の関係、財務上の関係または事業上、商業上、財務上もしくはこれらに関して生じたその他の重要な利権を生じさせることとなるその他の商業上の関係等をいいます。

投機的な投資：投資対象は、予測不能な突然の大幅な価格変動（これは、金利、為替、経済的な事象、政治的な事象等の要因による影響を受ける可能性があります。）の影響を受ける場合があるため、参照ファンドがその投資目的を達成できるという保証はありません。参照ファンド運用会社は、潜在的なリスクが一定の範囲内に収まるようリスク管理に努めます。しかしながら、参照ファンド純資産価格が急落し、通常の分散投資アプローチが維持できない水準に達した場合、参照ファンドが投資を中止せざるを得ない可能性があります。

集中投資：参照ファンドは特定のクラスの資産、相手方当事者または通貨に対するエクスポージャーを制限する必要はなく、高いエクスポージャーで集中的に投資する場合、取引リスク、金利リスクおよび為替リスクは高くなります。

為替リスク：参照ファンド証券は、米ドル建てです。ただし、参照ファンドが米ドル以外の通貨建ての分離口座またはUCITSに投資することがあります。したがって、米ドルとかかる分離口座およびUCITSの通貨との間の為替レートの変動により、その投資資産の価値が低下する可能性があります。かかる為替の変動により投資資産の価値が低下するという参照ファンドのリスクは、ヘッジされない場合があります。

税法の改正の可能性：参照ファンドに関する課税上の取扱いまたはリスク要因を、将来的にまたは遡及的に変更するような立法上、行政上または司法上の変更が生じないという保証はありません。

監督規制の限界：参照ファンドは、ケイマン諸島において設立されましたが、登録されたファンドではなく、ケイマン諸島の政府またはケイマン諸島の規制当局による参照ファンドの詳しい審査または参照ファンドの投資パフォーマンスの監督は行われておらず、また今後行われる予定もありません。

流動性の制限：参照ファンド証券の投資家は、登録されていない有価証券を所有することとなります。参照ファンド証券はいかなる法域の法律の下でも、一般向けに売買できるよう登録されておらず、また今のところ参照ファンド証券が将来において一般向けに売買できるよう登録される予定もありません。現在参照ファンド証券のための流通市場は存在せず、そのような市場が今後創設される見込みもありません。さらに、投資資産の流動化には限界があることおよび参照ファンド証券の取引市場が存在しないことまたは取引市場の創設の見込みがないことで、参照ファンド証券の譲渡には大幅な制限があります。

さらに、参照ファンド証券の全部または一部を解約することについても制限があります。一般的に、参照ファンド証券は、参照ファンドの解約日のみにおいて（全部または一部を）解約することが可能です。解約の請求は取消不能であり、参照ファンドの目論見書に規定される手続に従って受けなければなりません。解約日における参照ファンド証券の価格は、取消不能な解約請求が提出された時点から大幅に変動することがあります。参照ファンド証券保有者は、この変動のリスクを被ることとなります。参照ファンド純資産価格の決定、参照ファンド証券1口当り純資産価格の計算および参照ファンド証券の解約は、一定の状況において延期されることがあります。

分離口座の特定の保有者には、流動性に関して異なる権利が付与されることがあります。したがって、かかる保有者は、他の保有者が解約できない時に、適時に投資資産を解約することができます。

大量の解約または強制解約：参照ファンド証券が大量に解約された場合、分離口座またはUCITSは、解約に充てるための必要な現金を準備するために通常よりも早く投資ポジションを清算し、より小規模になった資産ベースを反映する適切な市場ポジションを確立することを要求されることがあります。これらの要因は、解約された分離口座またはUCITSの純資産価格および残存する投資家の純資産価格に悪影響を及ぼすことがあります。その結果として、これらの要因は、参照ファンド証券1口当り純資産価格にも悪影響を及ぼすことがあります。

参照ファンド証券保有者が保有する参照ファンド証券は、参照ファンドの目論見書に規定される条件に基づき、参照ファンドにより強制的に解約されることがあります。

参照ファンドが投資する分離口座、UCITSおよびフィーダーファンドに関するリスク

各分離口座またはUCITSに適用される一般的なリスクは以下のとおりですが、かかる投資に伴うすべてのリスクを完全に網羅するものではありません。以下に列举される要約は、リスク要因一覧の特徴および関連事項を完全に説明するものではありません。さらに、各分離口座またはUCITSの運営には、一定の内在的かつ潜在的な利益相反が存在します。

一般的なリスク：分離口座およびUCITSにおける投資判断は、参照ファンド固有の利益を考慮しない可能性があります。

分離口座またはUCITSは、最新の金融商品の取引を行うために、様々なヘッジ戦略および／または数学的なモデル化手法（これらは将来変更される可能性があります。）を単独でまたは組合せて活用することがあります。それらの取引システム／プログラムは投機的であるかまたは有効なヘッジとならない可能性があります。分析モデルは必ずしも正確でなく大幅な損失リスクを伴う可能性があります。そのような戦略および／または手法が利用されている商品の評価額を入手することが困難な場合があり、その評価額は他の投資資産よりも大きく下落する可能性があります。

分離口座もしくはUCITSが取引を行う市場に混乱が生じるかまたはその市場の流動性が失われた場合、損失が生じる可能性があります。参照ファンドが投資する分離口座および／またはフィーダーファンドは、規制当局の監督がないまたは限定的である法域において設立される可能性があります。また新興国市場、格付がない資産、流動性がない資産、ボラティリティの高い資産等に投資する可能性があります。

情報が限定的であること：分離口座のマネージャーまたはUCITSの投資顧問会社は、その運営について採用された戦略等の限定された情報のみ提供する予定です。本債券保有者は、本債券の価格にマイナスの影響を与える可能性がある突然の、予想外かつ大幅な価格変動（これは、外部要因、金利、為替、経済的な事象、政治的な事象等の要因による影響を受ける可能性があります。）に対して、それらの限定的な情報のみに基づき対応する準備ができていなければなりません。参照ファンド、参照ファンド運用会社、本債券発行会社または計算代理人も、分離口座プラットフォーム、分離口座、UCITSまたはそれぞれのマネージャー／投資顧問会社の事業、財務状況、見通し、信用力または現在の状態に関する表明は行いません。参照ファンド、参照ファンド運用会社、本債券発行会社または計算代理人は、分離口座プラットフォーム、分離口座、UCITSまたはそれぞれのマネージャーもしくは投資顧問会社に関する非公開情報を取得している場合があります。または本債券の期間中取得するかもしれません。これらの者は、かかる当事者の事業、財務状況、見通し、信用力もしくは現在の状態に関する情報を本債券保有者のために提供し、それらの精査を続ける義務、またはかかる当事者に対して調査もしくはデューディリジェンスを行う義務はありません。

取引相手リスク：参照ファンドが投資する分離口座またはUCITSは、取引相手が支払不能、破産またはその他の原因により債務不履行となり、参照ファンドが多大な損失を被るリスクを負っています。

共同投資：分離口座および／またはフィーダーファンドならびに類似の投資ビークルは、投資家の資産をプールして運用しています。共同投資ビークルは規制のない場合が多く、その運用について限られた情報しか提供されず、多大な費用および報酬を投資家に負担させる可能性があります。さらに、フィーダーファンドが投資する分離口座は報酬および仲介手数料（未実現利益に基づく報酬を含みます。）という多大な報酬等を投資家に負担させ、信用基準の下限がなく、空売りおよび高水準のレバレッジを利用し、また、分離されていない外部の口座に担保を提供する可能性があります。

投資損失の可能性：各マネージャーの取引方法は、多大な損失を被るリスクを伴います。分離口座のマネージャーの運用経験および取引経験が限られている場合、パフォーマンスにより大きな変動が生じる可能性があります。マネージャーの取引方法の成功は、損失を回避できるかだけでなく、利益が得られるかどうかによります。利益が得られない限り、各分離口座およびUCITSの資産はその運営費用により減少し、各分離口座およびUCITSは損失を被る可能性があります。ファンド、分離口座またはUCITSはどれも完全な投資プログラムではなく、ファンドへの投資は、投資家のポートフォリオ運用戦略の一部のみを表しているに過ぎません。分離口座もしくはUCITSの投資プログラムが成功する保証または表明はされていません。とりわけ参照ファンド運用会社、マネージャーまたは分離口座もしくはUCITSの過去の成果は、将来における分離口座またはUCITSのパフォーマンスを必ずしも示すものではありません。

規制が存在しないこと：参照ファンド証券は、1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）（以下「米国証券法」といいます。）またはその他の法域における証券法のいずれの下においても登録されておらず、また今後登録される予定もありません。参照ファンド、分離口座またはUCITSのいずれも米国投資会社法に基づく投資会社として登録されていません。その結果、米国投資会社法に基づく保護は、参照ファンド証券保有者ひいては参照ファンド証券に対して間接的なエクスポージャーを有する受益者に対して付与されません（例えば米国投資会社法はとりわけ、登録されている投資会社に対して利害のない取締役を置くことおよび有価証券を分離して保管することを義務付け、登録されている投資会社とそのアドバイザーとの関係を規制し、かつ基本的な投資方針を変更する際には投資家の事前の承認を義務付けています。）。

マネージャーが投資顧問としてSEC、英国金融サービス庁またはその他の規制当局に今後登録されるという保証はありません。マネージャーが1940年米国投資顧問業法（改正済）に基づき投資顧問として登録された場合、当該マネージャーのForm ADVのパート2の写しが該当する分離口座またはUCITSの投資家に対して、かかる分離口座またはUCITSへの投資が行われる前に交付されます。ただし、かかる登録によって当該マネージャー、当該分離口座または当該UCITSが、規制当局により承認されたものと解釈することはできません。

参照ファンドまたは分離口座もしくはUCITSはいずれも、その投資活動または分離口座もしくはUCITSのポートフォリオの構成に関してCIMAまたはその他のケイマン諸島の政府当局による監督を受けることはなく、またケイマン諸島において投資家に適用される投資補償制度はありません。

規制上の変更：分離口座および／またはUCITSの戦略実行能力に悪影響を及ぼす規制が、今後分離口座および／またはUCITSの運用に対して課される可能性があります。日本、米国、ケイマン諸島、欧州連合またはその他の法律における将来的な規制上の解釈が、分離口座および／またはUCITSの提案する事業活動の方法に対してどのような形で変更を求めてくるかは不明です。近年、「投資信託」業界一般において、政府および自主規制機関による監視が強化されています。今後の規制上の変更を予想することは不可能ですが、分離口座および／またはUCITSによるデリバティブもしくは信用供与の利用またはブローカーおよびその他の取引相手によるデリバティブもしくは信用供与の拡大を制限する規制（および起こり得るその他の規制上の変更）は、分離口座またはUCITSの利益獲得の可能性に重大な悪影響を与える場合があります。

税法の改正の可能性：分離口座もしくはUCITSに関する課税上の取扱いまたはリスク要因を、将来的にまたは遡及的に変更するような立法上、行政上または司法上の変更が生じないという保証はありません。

市場の混乱：取引の中断：過去の価格決定の関係を著しく歪める市場の混乱またはその他の非常事態が発生した場合、分離口座またはUCITSは重大な損失を被ることがあります。市場混乱時には投資ポジションの多くが流動性を失い、ポジションの解消に不利な方向に動いている市場においてポジションを解消することが困難かまたは不可能となることにより、価格決定の歪曲により被る損失リスクは増幅されます。

市場混乱時には、分離口座による銀行、ディーラーおよびその他の取引相手からの資金調達に制限が課せられる可能性があります。また、UCITSへの解約請求は、厳しい市場環境において大きな影響を受ける可能性があります。1994年、1998年、2007年そして現在でも、数多くの投資ファンドはディーラーによる突然の信用制限により、強制的な現金化を強いられ、多大な損失を被っています。予期せぬ政治情勢、軍事情勢、テロ等により発生する市場の混乱は、その時々において分離口座またはUCITSに多大な損失を生じさせる場合があります。これらの特殊事情によって、通常であれば低リスクである戦略が、前例のないボラティリティおよびリスクを伴うものになる場合があります。

金融商品取引所は、取引を随時中断または制限することがあります。中断された場合、分離口座またはUCITSがそのポジションを清算することが不可能になり、損失を被ったり、解約請求を満たすのが困難と

なる可能性があります。また、分離口座またはUCITSのポジションを解消するのに十分な流動性が「店頭」市場において維持される保証也没有ありません。

市場の混乱：政府の介入／ドッド・フランク法（金融規制改革法）：世界の金融市場は近年、広範囲かつ根本的な混乱を経験しており、その結果、前例のない大規模な政府の介入を受けることとなりました。かかる介入は、一定の場合において、緊急避難的に導入され、市場参加者による特定の戦略の継続や保有ポジションのリスク管理が急速かつ大幅にできなくなりました。さらに金融市場が複雑であり政府が与えられた時間が限られていたことによって、このような介入は、その適用範囲が概して不明瞭なことから当惑および不安を生じさせ、この当惑および不安そのものが市場の効率的な機能および過去に成功した投資戦略に著しい障害となりました。

空売りを禁止（一般には「緊急」時に）する国も多く、それにより市場参加者の多くが戦略の継続も保有ポジションのリスク管理もできない状態になります。空売りの規制によってマネージャーが、投資戦略を実行することが困難になることがあります。

最近の金融危機への対応として、オバマ政権および米国議会は、米国金融規制システムの全面的な改革を提案しました。1年にわたる議論を経て、2010年7月、ドッド・フランク法（金融規制改革法）（以下「ドッド・フランク法」といいます。）が制定されました。ドッド・フランク法は、従前規制の対象外であった市場、市場参加者および金融商品を規制対象とし、その他多数の市場、市場参加者および金融商品に対する規制を抜本的に変革しました。ドッド・フランク法が完全に効力を生じる前に、ドッド・フランク法の多くの条文を政令によって定める必要があることおよび（追加の法律上または規制上の措置を導く可能性がある）関係機関に多数の調査報告を委任していることから、ドッド・フランク法が分離口座、マネージャー、UCITSならびにこれらが取引および投資を行う市場に対して与える影響を予測することは困難なものとなっています。分離口座が行うまたは行う可能性があった一定の投資戦略が、ドッド・フランク法により、実行不可能または非経済的となる可能性があります。ドッド・フランク法およびドッド・フランク法により採用される規制は、分離口座またはUCITSの利益獲得の可能性に重大な悪影響を与える場合があります。

近年の市場の混乱およびオルタナティブ投資戦略に割り当てられた資金の急激な増加により、「ヘッジファンド」業界一般に対する政府および自主規制機関による監視が強化されました。さらに、「オルタナティブ投資」業界の規制強化のための法律が米国議会および米国以外の法域の政府機関において定期的に検討されています。分離口座、UCITS、参照ファンド運用会社もしくはマネージャー、これらが取引および投資を行う市場またはこれらの事業の取引相手に適用される規制の将来的な変更（もしあれば）を予想することは不可能です。これらの規制により、分離口座またはUCITSの利益獲得の可能性が重大な悪影響を受ける可能性があり、また投資家の属性に関してより高い透明性が求められる可能性があります。

オルタナティブ投資ファンド運用者指令：2011年6月8日付のオルタナティブ投資ファンド運用者指令2011/61/EU（以下「AIFM指令」といいます。）は、2011年7月1日の欧州連合官報に掲載され、2011年7月21日付でその効力が生じています。欧州連合加盟国は、2013年7月22日までにAIFM指令を各国の国内法に導入しなければなりません。AIFM指令は、欧州連合を拠点とするオルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」といいます。）を規制し、かかる運用者が、欧州連合の投資家に対して、オルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）の運用またはかかるAIFの投資証券の販売を無許可で行うことを禁止することを目的としています。AIFM指令の下、かかる許可を取得し、AIFを運用できるようになるには、AIFMがAIFに関連する様々な義務を遵守する必要があります。これにより法令遵守に要する費用が大幅に増加し、AIFの受益者に影響を与える可能性があります。さらに、AIFMが承認されていない場合、欧州連合の投資家に対してAIFの受益証券を販売することは、許可されないかまたは制限されることがあります。

欧州金融危機に関連するリスク：分離口座またはUCITSは、欧州に登録上の事務所を有しているか、その主たる経済活動が欧州で行なわれている企業の普通株式もしくは持分関連証券に投資することができま

すが、影響を受ける可能性もあります。現在の財務状況および特定の欧州諸国の公的債務に対する懸念を考慮すると、欧州に対する投資におけるボラティリティ、流動性、価格および外国為替リスクは増加しています。分離口座またはUCITS（およびファンド）のパフォーマンスは、不利な信用事由が生じた場合（欧州の国のソブリン信用格付の引き下げ、ならびに欧州通貨統合加盟国の1ヶ国または複数の国のユーロ通貨からの脱退等）、著しく悪化する可能性があります。

詐欺またはその他の不正行為の可能性：分離口座のマネージャーまたはUCITSの投資顧問会社が、資産を流用するか、同意済の投資戦略に従わないか、虚偽の運用報告書を作成するか、またはその他の不正行為を行う場合があります。参照ファンド運用会社は、各マネージャーの運営上の能力ならびに適用される投資目的および指針に照らした各分離口座ならびに／またはUCITSの資産のパフォーマンスを定期的にモニタリングする一方で、マネージャーから参照ファンド運用会社および参照ファンド事務代行会社に対して提供される特定の情報に依拠しています。参照ファンド運用会社のモニタリング活動により、虚偽の報告書またはその他の不正行為が発見される保証はありません。このような虚偽の報告書または不正行為が発生した場合の発見は困難または不可能となる可能性があります。分離口座またはUCITSが多大な損失を被るまで発見しないことがあります。

競争：証券業界における競争は非常に激しく、業界の主要企業の多くは、参照ファンド運用会社およびマネージャーよりもはるかに多くの金融資源、リサーチ・スタッフおよびトレーダーを有する大規模な投資銀行です。他の大企業による投資活動により、分離口座またはUCITSが購入した時の有価証券の価格と取引完了時の価格との間のスプレッドが小さくなる可能性があります。

金融機関リスク：取引相手リスク：金融機関は、一般的に、分離口座またはUCITSの資産を保管します。これらの資産は、必ずしも分離口座またはUCITSの名義では登録されているものではありません。これらの金融機関が破産したり詐欺行為をはたらいた場合、分離口座もしくはUCITSの運営上の障害となる、または資産に損失が生じるおそれがあります。

上記にかかわらず、マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社が取引（例えば、スワップ取引、とりわけトータル・リターン・スワップです。）を行う可能性のある市場は、「店頭」または「ディーラー間」の市場や、規制のない未公開市場も含む可能性があります。これらの市場の参加者は通常、取引所の参加者と同水準の信用評価および監督規制の対象となっておりません。これにより、分離口座またはUCITSは、契約の条件に関する紛争（善意か否かを問わず）または信用もしくは流動性が原因で、取引相手が取引の条件に従って決済しないというリスクにさらされ、これにより分離口座またはUCITSは損失を被ります。かかる取引相手リスクは、決済を妨げる事由が途中で発生する場合がある、長期の契約、またはマネージャーもしくはUCITSの投資顧問会社がその取引を単一または少数のグループの取引相手に集中させた場合に顕著となります。

取引相手またはブローカーがそれらの財務問題により債務不履行となるリスクに加え、分離口座もしくはUCITSに投資している大口の機関投資家が解約を強制されるか、または分離口座の取引相手もしくはブローカーが分離口座に既に供与している信用を制限するよう求められるリスクもあり、その結果、純資産価格の計算が停止されるあるいは分離口座またはUCITSのポートフォリオの大部分が強制的に清算されることがあります。

様々な取引相手の破産または類似の訴訟手続を取り巻く最近の事由は、分離口座またはUCITS等のトレーダーが、法令上および規制上の保護の下に保管されていると考えていた資産が、様々なリスクにさらされる可能性があることを示しました。

分離口座またはUCITSの保管会社として選任された銀行またはブローカーは、支払不能に陥る可能性があります。これにより、分離口座またはUCITSは、それらの保管会社で保有していた資金もしくは証券または預託していた現金のすべてまたは一部を失うおそれがあります。

分離口座に関しては、マネージャーは、特定の取引相手と取引を行うことまたは取引の一部もしくは全部を1つの取引相手に集中させることを禁止されていません。マネージャーが1社でもまたは複数の取引相手とでも取引を行えること、かかる取引相手の財務能力に係る信頼すべき外部の評価が欠如していること、および決済を円滑にする規制市場がないことは、分離口座に損失が生じる可能性を増大させるおそれがあります。

マネージャーのその他の運用口座：マネージャーは、それらが運用する分離口座に関して、すべての投資判断を行う裁量的権限を有しています。かかるマネージャーの経験は、不十分である場合があります。マネージャーはまた、マネージャーが利害関係を有する口座を含むその他の口座を運用することがあり、これにより、分離口座が別途行う可能性のある同一の取引に対し、発注の優先順位等で競合することになる可能性があります。これにより、分離口座の戦略に示されていた価格で特定の証券もしくは先物契約のポジションをとるまたは清算することが困難または不可能になる場合があります。マネージャーおよびそれらの主要人員は、その他の口座を運用する際、それらが助言を行う分離口座とは異なる取引方法、方針および戦略を用いる場合があります。そのため、分離口座の実績は、マネージャーが取引したその他の口座の実績とは異なる可能性があります。

主要人員への依存：各分離口座またはUCITSは、その資産を運用するために任命されたマネージャーまたはUCITSの投資顧問会社の運用能力に依存しています。その運用が継続して提供される保証はありません。各マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社は、その他の投資ピークルを運用することがあり、分離口座またはUCITSの運用に一定の時間または資源を充てることについては合意しておらず、また分離口座よりもその他の投資ピークルを優先する動機を有している場合があります。さらに、マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社は、分離口座またはUCITSの運用において、少数の優秀な運用者の運用能力に依存している可能性があります。1名または複数名のそれら運用者が離脱した場合は、分離口座またはUCITSが損失を被る可能性があります。これはマネージャーが運用を続けるまたは分離口座もしくはUCITSがそれまでと同じ手法により投資を継続する保証がないためです。

「新規発行証券」の取引：分離口座および/または（UCITSに適用される制限を遵守することを前提として）UCITSは、随時、「新規発行証券」（新規公開株式等）を購入する可能性があります。参照ファンドは、一般的に、自らを金融取引業規制機構（FINRA）の適用ある規則に基づく「制限機関」として取り扱う方針であるため、新規発行証券に関連する商品への関与は禁止されます。

ポートフォリオの評価：分離口座またはUCITSの投資資産の評価を取り巻く不確定要素またはその評価の遅延は、参照ファンド証券保有者の参照ファンドへの投資に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。マネージャーならびに参照ファンド運用会社に支払われる運用報酬および/または成功報酬の金額に影響を与える投資資産の評価は、見積り、不確定要素および裁量を含むことがあります。かかる評価が誤りであると判明した場合は、分離口座またはUCITSの純資産価格、またその結果として参照ファンド純資産価格は、実際よりも（場合によっては著しく）高くまたは低く評価されている可能性があります。同様に、投資および解約は、実際よりも高い、または低い参照ファンド純資産価格に基づく場合があり、アドバイザー報酬（成功報酬を含みます。）は、かかる価格に基づきます。これにより、その証券に投資するか、もしくは解約する参照ファンド証券保有者もしくは残りの参照ファンド証券保有者または参照ファンド証券に間接的にエクスポージャーを有する受益者に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。悪意または明白な誤りがない限り、分離口座または（UCITSにおいては重要度の判定基準についての一定の状況下で）UCITSの参照ファンド事務代行会社による純資産価格の計算結果は、確定的かつ拘束的なものとなります。

各分離口座の資産の価値は、可能な限り、ブローカーおよびその他の外部から入手した取引価格に基づく予定です。しかしながら、外部から入手した取引価格に基づいた評価ができない場合もあります。信頼ある外部の取引価格が得られない投資資産の「公正価値」は、マネージャーによる検討に従って、分離口座の参照ファンド事務代行会社が、誠意を持って信頼できると判断したその他の関連する情報に基づきます。

各分離口座の純資産価格は、米国で一般的に公正妥当と認められる会計原則（以下「US GAAP」といいます。）に従って行われた見積りに基づき決定されます。参照ファンド、マネージャー、参照ファンド事務代行会社または参照ファンド運用会社のいずれも、合理的に適正な評価であると考えられていた特定の投資資産の価格が、その後不正確であると認められた場合でも、一切の法的責任を負いません。

UCITSは、UCITSの事務代行会社により評価されますが、参照ファンドは、さらなる調査を行わずに当該UCITSに依拠する可能性があります。かかる評価が正確で最新のものである保証はなく、またUCITSまたはUCITSの役務提供者により調整または修正再公表されないという保証もありません。

UCITSは、ルクセンブルグ等の特定の法域において、規則により、純資産価格の計算の誤りについて重要性指針を適用することが義務付けられています。一方で、重要度基準の原則は、当該指針に基づきその誤りが重要でないと判断された場合にはUCITSまたはそのコンパートメントの特定のクラスの受益証券の純資産価格が再発行・訂正されることはないということも意味しています。当該規則は、欧州のすべての法域には義務付けられてはいない可能性があります。そのため、参照ファンドが、投資先のUCITSの純資産価格の計算の誤りから常に保護されるとは限りません。

分離口座の取引またはその他の事務的なミス：募集書類で明記されている場合を除き、分離口座およびマネージャーとの間の投資アドバイザリー契約は、通常、マネージャーが、かかる分離口座のために取引を執行する際の事務的なミス、ならびにマネージャーまたはその代理人等によるその他の管理上もしくは事務的なミス（以下「取引およびその他の事務的なミス」といいます。）を業務上のコストであるとみなしているため、分離口座に返済する義務を負わないものと規定します。ただし、マネージャーが適用される法律および投資アドバイザリー契約の義務を充足している場合に限られます。取引およびその他の事務的なミスに係るいずれの訂正も、当該分離口座がその損失を被ることのないよう、必要がある場合にのみ行われます。一般に、マネージャーは、適用ある法律または契約の規定に従い、取引またはその他の事務的なミスを補償する必要性の有無を決定します。マネージャーは、その単独の裁量により、いかなる取引またはその他の事務的なミスに関しても、かかる分離口座に補償を行う権利を有しています。マネージャーによる、特定の取引またはその他の事務的なミスに対する分離口座への補償は、その損失にかかる分離口座に負担させるいかなる権利を放棄するものでもありません。マネージャーには、取引またはその他の事務的なミスの発見および処理に関して、もともと利益相反があります。取引またはその他の事務的なミスにより生じた利益はすべて、通常分離口座の利益となり、マネージャーが保有することはありません。

財務諸表の報告：2006年9月に、米国財務会計基準審議会（以下「FASB」といいます。）は、財務会計基準書第157号（現在は2009年7月1日発効のFASB ASC820「公正価値による測定及び開示」（以下「ASC第820号」といいます。）に代えられています。）を公表しました。これは、US GAAPにより求められている広範に及ぶ一連の資産の評価指針であり、2007年11月15日以降に開始する連結会計年度およびその中間会計期間に公表される財務諸表に適用されます。ASC第820号は、US GAAPに基づく公正価値の共通定義を定め、公正価値を測定するための3段階の階層的な枠組みを設定し、公正価値による測定に関する開示要件を拡大しています。ASC第820号は、より時価を基準とした、一貫性および透明性がより高い資産価値の財務報告を提供させるために導入されましたが、これは、計上された将来の純資産価格の変動性を高める影響を与える可能性があります。しかし、これは、現金化した投資資産の最終的な価値に影響を与えるものではありません。現金化した投資資産の最終的な価値は、適用あるマネージャーが報告した価値とは異なる可能性があり、直接または間接を問わず、参照ファンド証券への投資からの最終的な回収資金は、参照ファンド証券保有者に報告された参照ファンド証券の価値とは異なる可能性があります。

信用枠：分離口座は、解約金の手当て、分離口座への資金の流出入の同時決済の円滑化または支払期限が到来した手数料および費用の支払のために、信用枠に基づく資金の借入を許可される場合があります。

運用実績が限られていること：参照ファンドが投資を行う予定のマネージャーおよび分離口座またはUCITSの運用実績は限られている可能性があり、参照ファンドが投資する可能性のある特定の分離口座またはUCITSには、運用実績がない可能性があります。マネージャーの過去のパフォーマンスは、分離口座またはUCITSの将来のパフォーマンスまたは成功の指標として依拠できるものではありません。利益が達成される保証も、重大な損失を被らない保証もありません。

分離口座またはUCITSの資産の請求権：ケイマン諸島の法律上、分離口座がケイマン諸島で登録された分離ポートフォリオ会社である場合や、分離口座もしくはUCITSが、別の国において登録された他の類似の集合体である場合があります。

この仕組みは、分離口座もしくはUCITSの分離ポートフォリオ受益権と、当該集合体の他の発行証券または異なるコンパートメントの資産・負債とを隔離することを目的としており、分離口座もしくはUCITSの分離ポートフォリオ受益権または特定のコンパートメントの資産が、かかる証券の保有者および外部の債権者に対する負債に比して十分でなかった場合でも、かかる分離ポートフォリオ受益権の保有者、分離コンパートメントの受益者または外部の債権者が、かかる分離口座の他の分離ポートフォリオまたはUCITSの他のコンパートメントの資産に対する償還請求権を持たないということでもあります。

各分離口座は、各取引相手との間で、別々のプライムブローカー契約または取引契約を締結します。同様に、UCITSのコンパートメントに関する受益者もしくは債権者の権利、またはコンパートメントの構築、運営もしくは清算に関連して生じた権利が、ルクセンブルグ等の特定の法域において当該コンパートメントの資産に限定される可能性があります。しかしながら、ある1つの分離口座またはかかるUCITSのコンパートメントの債権者が、1つもしくは複数のその他の分離口座またはUCITSのその他のコンパートメントの資産に対して請求を試みないという保証はありません。

機会損失：分離口座またはUCITSは、解約代金の支払や、運転資金の充足のために、その資金の相当部分を投資せず、現金または現金同等物として保有する場合があります。これにより、そのような分離口座またはUCITSの、ひいては参照ファンドの投資家に機会損失を発生させる可能性があります。

報酬・費用：パフォーマンスに基づく報酬：分離口座またはUCITSは、募集書類に規定されているとおり、マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社に対して期中の運用報酬を収益性に関わりなく支払い、また成功報酬を支払うこととなります。さらに、参照ファンドによる分離口座またはUCITSへの投資により、参照ファンド運用会社に支払われる運用報酬、そして分離口座またはUCITSの投資顧問会社に支払われる報酬の2つの段階で報酬が生じ、マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社の運用する投資ピークルへ直接投資する場合の費用よりも高い費用が生じる可能性があります。各参照ファンド証券保有者は、投資顧問会社およびマネージャーに支払われる報酬ならびに分離口座またはUCITSの取引費用および保管費用を間接的に負担し、これによって分離口座またはUCITSの純資産価格が下落し、さらに参照ファンド純資産価格も下落します。各分離口座またはUCITSの純資産に対する費用の割合は、単一のマネージャーにより運用されている投資ファンドに関係する費用よりも高くなる可能性があります。

マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社は、各分離口座またはUCITSについて、資産規模に基づく基本的な運用報酬に加え、かかる分離口座またはUCITSの資産から支払われる成功報酬を受領する場合があります。成功報酬は、その報酬がない場合よりも、マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社がより高いリスクまたは投機的な投資を選択する誘因となる場合があります。

ポートフォリオの回転率：分離口座またはUCITSは、通常、取引を成立させる際に、ポートフォリオの回転率の制限による規制を受けません。分離口座またはUCITSのポートフォリオの回転率は著しく高い可能性があり、多額のブローカー報酬、手数料およびその他の取引費用を支払う可能性があります。

為替レート：分離口座またはUCITSは、様々な割合と限度で、分離口座またはUCITSの基準通貨とは異なる通貨建ての金融商品に投資される可能性があるため、様々な為替レートの影響を受ける可能性があります。

す。システマティックなヘッジを行っている分離口座またはUCITSに関しても、ヘッジが不完全であることにより為替リスクが排除しきれない場合があります。

新興国市場における法的リスク：新興国市場における民間投資、証券取引および他の契約関係に関する法律の多くは新しく、概して判例が多くありません。結果として、分離口座またはUCITSは、不十分な投資家保護、法律の矛盾、法律の不完全性・不明確性・変化、市場における他方当事者の規則についての無知または違反、確立された効率的な法的救済手段がないこと、先進国市場に見られる標準的な慣行および機密保持の慣習がないこと、ならびに既存の規制が施行されないこと等の、通常にはない多くのリスクにさらされる可能性があります。さらに、分離口座またはUCITSの資産が投資される一部の新興市場国において、当局の判断を引き出すこととそれを執行することが困難な場合があります。権利の保護および行使における困難が、分離口座またはUCITSおよびその運用に対して重大な悪影響を及ぼさないという保証はありません。新興市場国企業の規制管理およびコーポレート・ガバナンスにおいては、少数株主はほとんど保護されていません。詐欺防止規制およびインサイダー取引防止規制が未発達の場合が多くあります。また、株主に対する役員および取締役の忠実義務の概念も、先進国市場と比べて限定的です。場合によっては、経営陣が株主の同意を得ずに重大な行為をなすことがあり、希薄化防止のための保護も限定的である可能性があります。

証券、通貨およびローンの非流動性：相対的に流動性の低い証券、通貨およびローンの市場は、より流動性の高い証券、通貨およびローンの市場と比べて変動が大きい傾向があります。分離口座または（一定の範囲の）UCITSの資産が、相対的に流動性の低い証券、通貨およびローンに投資された場合、分離口座またはUCITSが希望する価格およびタイミングでの投資資産の売却が制限される場合があります。限られた時間内において大量の解約請求がなされた場合、不適当なタイミングまたは不利な条件で早期にポジションを清算しなければ、マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社が当該解約に必要な資金を調達することが困難になる可能性があります。さらに、特定の証券、通貨およびローンの流動性が欠如しているか、または失われることにより、特定の戦略の実行が制限される場合があります。流動性の欠如により、分離口座またはUCITSの資産の流動性および投資資産の価値が影響を受ける可能性があります。このような理由により、分離口座またはUCITSは、その純資産価格の計算の停止ひいては発行および解約の停止等の例外的な場合において、解約請求の取扱いを延期する場合があります。

大量の解約があった場合、分離口座またはUCITSが、減少した資産をベースとする運用で同水準の利益を生み出すことがさらに困難になる場合があります。ある1日に大量の解約があった場合、分離口座またはUCITSは、当該解約に係る支払に必要な資金の調達のために、不適当なタイミングまたは不利な条件でポジションを清算することが必要となる可能性があり、解約される資産および残っている資産の両方の純資産価格に影響します。

分離口座またはUCITSのブライムブローカーおよび保管会社：ブライムブローカーおよび保管会社に譲渡された、分離口座またはUCITSの投資資産に係る法的所有権および受益権について、分離口座またはUCITSが同等の証券の返還を請求できる権利に関しては、分離口座またはUCITSは当該ブライムブローカーおよび保管会社の無担保債権者となり、当該ブライムブローカーおよび保管会社が支払不能となった場合、かかる同等の証券を完全に回収することができなくなる場合があります。さらに、ブライムブローカーおよび保管会社が保管していた分離口座またはUCITSの現金が、当該ブライムブローカーおよび保管会社自身の現金から分離されない可能性があり、かかる場合、当該現金がブライムブローカーおよび保管会社の事業において使用されるため、分離口座またはUCITSは、当該現金に関する無担保債権者となります。

ブライムブローカーおよび保管会社が支払不能となること：分離口座またはUCITSは、ブライムブローカーおよび保管会社が破産手続を開始するリスクにさらされています。（何年も継続する可能性のある）当該手続の間、関連するブライムブローカーおよび保管会社によって、または当該ブライムブローカーおよび保管会社に代わって保管されていた、当該分離口座またはUCITSの資産の使用が制限される可能性があるため、（a）マネージャーもしくはUCITSの投資顧問会社が投資目的を達成する能力が大きく

制限され、(b) 分離口座もしくはUCITSの純資産価格の計算ひいては申込みおよび解約が停止され、ならびに/または(c) 純資産価格がその他の影響を受ける可能性があります。分離口座またはUCITSは、当該手続の間、特定の資産に関して無担保債権者となる可能性が高く、関連するブライムブローカーおよび保管会社の負債を全額返済するには不十分な資産から、当該資産を完全には回収できないか、または全く回収できない可能性があります。

代理されていないこと：参照ファンド運用会社および参照ファンドの顧問弁護士は、参照ファンドの投資を検討している投資家の代理人ではありません。

UCITSへの投資に固有のリスク

情報の不足：参照ファンドは、投資先のUCITSのすべての投資対象に関する詳細な情報を常に提供されているとは限りません。これは、UCITSの投資顧問会社が、かかる情報の一部を機密情報とみなす場合があるためです。このような情報提供不足の可能性により、参照ファンドによる、個々のファンド・マネージャーの選定、割当ておよび評価がより困難になる場合があります。

参照ファンドの資産が投資される個々のUCITSを選定および監視するため、参照ファンドのためにデューディリジェンスが実行された場合でも、当該UCITSの過去のパフォーマンスに関する情報は、（収益率または相関性のいずれについても）将来における当該投資のパフォーマンスを示すものではありません。参照ファンドは、投資先のUCITSによる投資および取引を監視する方針であるものの、通常、投資判断は当該投資先のUCITSのレベルにおいてそれぞれ独立して行われるため、複数のUCITSの投資顧問会社が、同一の証券または同一の産業もしくは国が発行したポジションを同時期に保有する可能性があります。

その結果、ある1つのUCITSがある商品を購入するのとほぼ同時期に、別のUCITSが同一の商品の売却を決定する可能性もあります。投資顧問会社の選定により投資スタイルが実際に多様化するという保証はなく、またUCITSの保有するポジションが常に一貫性を有しているという保証もありません。

各分離口座またはUCITSの投資戦略固有のリスク要因

下記のリスクは、いずれかのまたはすべての分離口座および/またはUCITSもしくはそのコンパートメントが対象となる可能性があります。分離口座またはUCITSもしくはそのコンパートメントへの投資に関連するすべてのリスクを網羅するものではありません。以下の投資戦略に関する記載は、UCITSへの適用規則を考慮の上で解釈する必要があり、かかる投資戦略の全部または一部が再現できるという保証はありません。以下に記載の概要は、記載されているリスク要因の特性および影響を完全に説明するものではありません。

下記の説明において「マネージャー」とは、一般的なマネージャーを指し、実際のもしくは特定のマネージャーまたはマネージャーのグループを指すものではありません。文脈により、「UCITS」にはUCITSのサブ・ファンドおよび/またはUCITSのコンパートメントが含まれます。

参照ファンド運用会社による分離口座またはUCITSの選定は、その分離口座またはUCITSへの投資が当該投資家に適しているという、参照ファンド運用会社またはその関連会社もしくはそれぞれの人員による提案を意味するものではありません。さらに、参照ファンド運用会社は、参照ファンド運用会社がマネージャーを選定するためまたは監視するために使用する判断基準の表明は行いません。また、かかる判断基準は、投資家がマネージャーおよび関連する分離口座またはUCITSへの投資を評価する際に使用する判断基準とは異なる可能性があります。

投資戦略の有効性：分離口座またはUCITSの投資活動の成否は、特に、マネージャーが、割高・割安な投資機会を見出し、裁定戦略を通じて特定の市場における展開を他の市場と比較して予測し、金融市場における価格の乖離を活用することができるか否か、また金融市場に影響するニュースおよび事象の意義を評価することができるか否かに左右されます。分離口座またはUCITSが実行する投資戦略の指定および活

用には、高い不確実性が伴います。マネージャーが、分離口座またはUCITSの全資産を配分したり、証券およびデリバティブ市場における乖離を活用したりすることができる適切な投資機会を見い出せるという保証はありません。分離口座またはUCITSが投資しようとする金融市場における流動性の低下または市場における価格設定の非効率性および他の市場要因により、分離口座またはUCITSの投資戦略の幅が小さくなります。

分離口座またはUCITSは、マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社が割安だと判断する証券に一定の投機的な投資を行う場合があります。しかしながら、購入した証券が実際に割安であるとの保証はありません。さらに、分離口座またはUCITSは、予定されていた価額が実現されるまで、長期にわたりかかる証券を保有しなければならない場合があります。かかる期間中、分離口座またはUCITSの資産の一部が購入された証券に投資されるため、分離口座またはUCITSが他の投資機会に投資することができなくなる場合があります。さらに、分離口座は、当該購入のために借入による資金調達を行い、かかる待機期間中に当該借入金に係る利息を支払わなければならない場合があります。

分離口座またはUCITSは、金利もしくは発行体の信用状態の変動、証券の強制償還もしくは買収提案、合併計画の中止、相対価値の予期せぬ変動、ショートスクイズ、株式の空売りができないこと、または課税上の取扱いの変更等の事項を含む予測不能な事象により、悪影響を受ける場合があります。

分離口座またはUCITSは戦略リスクを負います。戦略リスクは、投資資産を割り当てるために採用された戦略（マネージャーが採用する戦略等）が失敗または劣化するリスクです。特定の投資資産に対する過度の集中投資や対象市場の非流動性等、戦略に悪影響を与える幅広い事象によって、戦略特有の損失が生じることがあります。

集中投資：多くの場合、分離口座または（UCITS通達に規定されるように）UCITSは、投資ポートフォリオを分散させる方針であるものの、特定の時期に比較的少数の投資資産しか保有しない場合があります。分離口座またはUCITSは、価値が下落するか、または発行体の債務不履行等によりその他の悪影響を受けた特定の投資資産に多くのポジションを保有していた場合、多大な損失を被る可能性があります。

信用リスク：信用リスクとは、分離口座またはUCITSが保有する債券の発行体が債務不履行となり、分離口座またはUCITSがその投資資産を回収できないリスクをいいます。

金利リスク：分離口座またはUCITSの純資産価格は、金利の変動による影響を受ける可能性があります。金利が低下すると、固定利付債券の市場価格は上昇する傾向があり、反対に金利が上昇すると、分離口座またはUCITSが保有する固定利付債券の価格が悪影響を受ける可能性があります。

価格変動リスク：分離口座またはUCITSは、株式市場の価格変動リスクにさらされ、目標とするバリュエーション・アット・リスクの範囲内において大幅に変動する可能性があります。株式市場における大幅な価格変動は、分離口座またはUCITSの、その投資目的に従ったパフォーマンスに対して、マイナスの影響を及ぼす可能性があります。

イベント・リスク：イベント・リスクとは、経済、政治または企業活動における予期せぬ変化により生じるリスクをいいます。このリスクは、性質上予測が困難であるものの、分散されたポートフォリオによって分離口座またはUCITSへの影響が軽減され、またシナリオ構築および／またはポジションのストレステストによっても全体的な影響を軽減することができます。

収益の換金および投資資産の評価：世界的な金融危機に伴い、特定の資産の評価が困難になるか、または無価値と評価される可能性があります。情勢または市況の変化により特定の資産が再評価され、結果として分離口座またはUCITSの純資産価格が大きく増加または減少する場合があります。

課税上の取扱い：分離口座またはUCITSが、取得時に源泉徴収税を課されない証券に投資する場合、適用ある法律、条約、規則もしくは規制またはこれらの解釈の変更の結果、将来において源泉徴収税が課されないという保証はありません。分離口座またはUCITSがかかる源泉徴収税を回収することができず、当該変更により当該分離口座またはUCITSが悪影響を受ける可能性があります。分離口座または（UCITSに適用ある規制の範囲内において）UCITSが、売却時においては源泉徴収税を課されている証券を空売りする場合、得られた価格には購入者の源泉徴収義務が反映されます。将来においてかかる証券に源泉徴収税が課されなくなった場合であっても、その恩恵は分離口座またはUCITSではなく購入者に帰属します。

早期償還リスク：社債および／または債務証券への投資に関して、金利が低下すると、債務者または抵当権設定者が（かかる時点のより低い金利にて借換えを行って）債務を返済し、その結果として分離口座またはUCITSがより低い金利における再投資を強いられる可能性があります。

中小企業のリスク：分離口座またはUCITSは中小企業に投資する場合があります、より高い収益を得られる可能性があるものの、不履行または破産のリスクが相対的に高く、また上場証券数が少なく変動が大きくなるために、より高いリスクを伴う可能性があります。

クレジット・デフォルト・スワップ：分離口座またはUCITSは、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）取引を行う場合があります。クレジット・デフォルト・スワップは、一般的に、幅広い呼値スプレッドを取引する店頭デリバティブであるため、この取引から発生する費用が、分離口座またはUCITSの純資産価格にマイナスの影響を与える可能性があります。参照先企業に関する信用事由が発生した場合、クレジット・デフォルト・スワップの取引相手が分離口座またはUCITSに対する義務を履行することができる保証はありません。さらに、クレジット・デフォルト・スワップの取引相手が、信用事由の疑いの発生後、契約に用いられた文言（特に何が信用事由に相当するのかを規定する文言）が明確性を欠いている、または別の意味に解することができるかと主張し、支払を免れようとする可能性があります。

格付を付与されていない債券および投資適格未満の債券：分離口座またはUCITSは、信頼できる信用格付業者から格付を付与されていないかまたは投資適格未満の債券に投資する可能性があります、かかる債券よりも高い格付の債券と比較して元本および利息の損失を被るより高いリスクがあります。分離口座またはUCITSは、発行体の他の発行済証券および債務に劣化する債券に投資する可能性があります、そのすべてまたは大部分は発行体の実質上の全資産により担保されることとなる可能性があります。分離口座またはUCITSは、財務制限条項または追加的な債務の制限による保護を受けない債券に投資する可能性があります。分離口座またはUCITSは、発行体が元本および利息の支払義務を履行できない重大なリスク（信用リスク）があり、また金利感応度、発行体の信用力に対する市場の認識および一般的な市場の流動性リスクといった要素に起因する価格変動（市場リスク）の影響を受ける可能性がある、破綻証券に投資する場合があります。したがって、分離口座またはUCITSは、信用、流動性および金利リスクにさらされています。さらに、債券に対する信用リスクの評価には、世界中の信用格付業者が異なる基準を有することで国家間の比較を困難にしているために、不確実性が含まれます。また、信用スプレッドの市場は、往々にして非効率かつ流動性が低いため、金融商品の価値を測定するための割引スプレッドを正確に算出することが困難となっています。

借入：分離口座は、投資を目的として借入を利用することがあります。借入の実施は、特殊なリスクを生じさせ、分離口座の投資リスクを著しく高める可能性があります。借入により、より高い利回りおよびトータル・リターンの機会が得られますが、同時に分離口座の元本リスクおよび支払利息に対するエクスポージャーが高まります。借入を通じて行われた投資によって得られる、借入利息を上回る一切の投資収益および利益は、そうでない場合に比べ、分離口座の純資産総額を急速に増加させる原因となる場合があります。反対に、借入利息が投資収益および利益を上回る場合、分離口座の純資産総額は、そうでない場合よりも、急速に減少する場合があります。

マネージド・フューチャーズ：分離口座またはUCITSは、コンピューターによるトレーディングに依存した先物戦略に投資することがあります。先物取引では、将来の期日において先物契約に係る投資対象資産

の受渡し、または場合により、反対売買によるポジションの決済を行う義務が生じます。かかる契約は高度のリスクを伴います。さらに、先物取引において通常必要とされる委託証拠金は低額なので、高度のレバレッジが得られる可能性があります。したがって、先物契約における比較的小さな価格の変動は、委託証拠金の額と比較して巨額の損益をもたらす場合があります。また、委託証拠金を上回る無制限の損失をもたらす場合があります。

コンピューターによるトレーディング決定は、過去の市場パフォーマンスに関連するテクニカル要因の数学的分析を利用したトレーディング戦略に部分的に基づくことがあります。テクニカルでかつトレンド・フォロー型のトレーディング戦略の収益性は、取引を行う市場での今後の大きく持続的な価格の動きの発生にかかっています。レンジ相場、すなわち価格のトレンドらしきものが出始めるものの実際にトレンドが発生する前に反転する相場は、トレンド・フォロー型のトレーダーにとって危険です。間違ったトレンド開始パターンによって、テクニカル指標に参入と退出のシグナルが繰り返し発生する場合があります。それは利益の出ない取引でしかありません。過去には、持続的な価格変動のない時期が長期にわたっており、そのような期間は将来も生じると推定されます。このような価格変動のない期間は、当該トレーディング戦略に多大な損失をもたらす可能性があります。したがって、将来、トレンド発生の可能性を減らす要因（関連する市場における政府のコントロールおよび介入の強化など）が生じた場合、トレンド・フォロー型の取引戦略が将来利益をもたらす見込みが減る可能性があります。

株式ロング/ショート：この投資戦略を利用する分離口座またはUCITSは、ネット・ロングまたはネット・ショートに偏った運用を行う可能性が高く、証券市場が下落または上昇した場合に、著しい損失が生じる可能性があります。反対に、市場リスクを完全にヘッジした手法をとる場合は、市場が急騰した場合、分離口座またはUCITSのパフォーマンスが株式指数を下回る可能性があります。

投資を特定の業種または市場に集中させる方法もあります。そのような分離口座またはUCITSの投資ポートフォリオでは、多様な業種、企業および証券の種類に広く分散している場合と比較して、より激しい値動きをする可能性があります。

零細企業および中小企業に重点を置いて投資する場合もあります。小規模の企業は、成長の可能性が大きい場合もありますが、高リスクの投資である場合もあります。小規模で設立間もない企業は多くの場合、多角化する能力、広い顧客基盤、幅広い生産能力または生産の実績および資本市場における資金調達手段を欠き、それが原因で成長力を著しく制限される場合があります。したがって、これらの企業への投資に伴う事業リスクは相当程度大きなものです。さらに、小規模な企業は、従来のアセット・マネージャーの多くに調査情報を提供している大手の投資銀行からの関心が低いいため、その株式は一般に機関投資家により取引されておらず、そのため相対的に流動性を欠いています。

株式マーケット・ニュートラルおよび転換社債裁定：「マーケット・ニュートラル」または「相対価値」のヘッジ、裁定戦略の利用は、分離口座またはUCITSがそれらの戦略を利用した場合にはリスクが無いということを意味しているではありません。「ヘッジ」ポジションまたは「裁定戦略」ポジションにおいても多大な損失を被る場合があります。また、一組のポジションのうち一方のポジションが流動性を失ったかまたは債務不履行となった場合、そのポジションが事実上完全に投機的なものに変わる可能性があります。すべての裁定（相対価値）戦略には市場におけるいわば二次的リスクがあります。さらに、「純粋な」相対価値のファンドまたはマネージドアカウントは、ほとんど存在しません。マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社は、分離口座またはUCITSを市場リスクにさらすこととなる、ディレクショナル戦略を限定的に利用することがあります。

合併裁定およびイベント分析：合併裁定戦略は、様々なコーポレート・イベントが発生または成立するかに関する確かな予測ができるか否かにその成否がかかっています。合併、株式交換、株式公開買付およびその他の類似の取引は、様々な要因により妨害もしくは延期され、または条件が変更される可能性があります。意図した取引が成立しそうでない場合または実際に不成立もしくは延期となった場合、この投資戦略を利用するマネージャーまたはUCITSの投資顧問会社が購入した証券の市場価格が急落し、その結

果、分離口座またはUCITSが間接的に損失を被る可能性があります。多くの取引において、マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社は、市場の変動に対する「ヘッジ」を行いません。

マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社によっては、分離口座またはUCITSの資産を合併、株式公開買付、株式交換または清算等の重大なコーポレート・イベントの結果に左右されるポジションに投資することがあります。コーポレート・イベントは、市場の動きだけでなく、規制当局の介入、株主の同意ならびに金利および経済見通しの変化等の、非常に多くの要因に影響され、これらは、最も安全と考えられるリスク裁定投資にさえ、特に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる取引が不成立となるリスクは高く、予想外の結果により重大な損失となる可能性があります。

イベント分析戦略：イベント分析戦略において、マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社は（ ）イベントが発生する可能性、および（ ）イベントが証券の価値に及ぼす影響に関して、予測を行う必要があります。イベントが発生しなかった場合または予測されていた影響がなかった場合には、損失が発生する可能性があります。例えば、新たな事業戦略の採用または会社による資産の処分もしくは債務削減プログラムの完了は、マネージャーにより予測された評価ほど市場の評価が高くなく、損失が発生する場合があります。さらに、企業が価値を高めるための再編計画を公表したにもかかわらずそれを実行できなかった場合、投資家が損失を被ることとなる可能性があります。清算および会社の再編成には、取引が不成立となるか、延期となる、または現金もしくは新規証券の分配を、その分配に係る証券に対して分離口座またはUCITSが支払った価格よりも低価で行うこととなるリスクが存在します。合併および株式公開買付および株式交換は、下記を含む様々な要因により妨害または延期される可能性があります。（ ）計画された取引の禁止を求める訴訟にしばしばつながる、対象企業の経営陣または株主による反対、（ ）連邦または州の規制当局による介入、（ ）買収会社以外の企業と被買収会社の合併、または買収会社以外の企業による友好的買収等の「防衛」戦略を追求する被買収会社の取組み、（ ）合併の場合、必要な株主の承認が得られないこと、（ ）証券の価格に重大な変更を及ぼす市況、（ ）適用される連邦または州の証券法の遵守、ならびに（ ）十分に資金を調達できないこと。イベント分析戦略は、イベントが予測通りに完了した場合には大半の投資は比較的少ない利益をあげ、予想されたイベントが発生しなかったか、または条件が不利に変更されたために、予測通りに完了しなかった場合は比較的大きな損失となるものと、しばしば特徴付けられます。イベント分析戦略の成功には、マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社が各イベントに固有の事実および状況を分析および評価することが必要であり、下記に関する判断を行うことが必要です。（ ）実現されると予測される価格、（ ）完了までの時間、（ ）成功の可能性、および（ ）投資が失敗した場合の損失。マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社がこれらの要因を正しく評価するという保証はありません。イベント分析戦略の性質は本質的に投機的なため、この戦略の分離口座またはUCITSのパフォーマンスは、期間毎に大きく変動するものと考えする必要があります。したがって、特定の期間のパフォーマンスは、予想される将来の期間のパフォーマンスを必ずしも示唆するものではないと解されるべきです。

破綻証券：マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社は、財務状態が厳しい企業、業績が悪い企業、著しい資金不足もしくは純債務超過に陥っている企業、他社との特殊な競合問題もしくは製品の陳腐化の問題に直面している企業または破産もしくは更生手続中の企業の証券に分離口座またはUCITSの資産を投資する場合があります。このような種類の投資は、重大な財務上および事業上のリスクを伴うため、多大な損失を被る、または全損の可能性があります。問題企業への投資に伴うリスクの中には、その企業の財務状態および運営状況の情報を得ることがしばしば難しいという事実があります。また、そのような証券の市場価格は、突然かつ不規則な変動をし、価格のボラティリティが平均よりも高い場合があり、買呼値と売呼値のスプレッドは、通常よりも大きい可能性があります。当該証券の市場価格がその本来の価値を反映するようになるまでには、何年もかかる可能性があります。分離口座またはUCITSのポートフォリオに含まれる証券は、流動性が低い場合があり、分離口座またはUCITSが保有するそのようなポジションは、当該証券の流通市場において高い割合を占める可能性があります。

相対価値戦略：分離口座またはUCITSのための相対価値取引の成否は、相互関係にある金融商品間の相対的なミスプライシング（適正価格から乖離した状態）を活用するマネージャーまたはUCITSの投資顧問

会社の能力にかかっています。相場の方向性にかかる取引では全体的な価格の変動を活用するのに対して、相対価値ポジションは価格差を活用しようとすることから、相場の方向性にかかる取引よりも低いリスク特性を有すると考えられていますが、相対価値戦略にリスクが決していないわけではありません。ミスプライシングは、正しく認識されたとしても、分離口座またはUCITSがそのポジションを維持する期間内において収束しない場合があります。非常に稀ですが純粋な「リスクのない」裁定でさえ、（例えばマージン・コールにより）裁定を満了まで維持できない場合は、多大な損失が生じる可能性があります。相対価値戦略には、過去の価格相関の崩壊、信用枠の規制または外部の評価モデルが陳腐化もしくは不適切となるリスクがあります。市場の混乱によっても、当該マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社がポジションの解消を強いられる可能性があります。そのような混乱は、過去に相対価値戦略を利用するファンドに多大な損失をもたらしました。

分離口座またはUCITSの相対価値取引の主な構成要素は、2つ以上のポジションの間の価格差です。そのポジションの間の価格相関が一定のままである場合、利益も損失も生じません。しかし、そのポジションには価格差が不利に変化するという大きなリスクがあり、その場合、レバレッジを用いることで、損失が増大することとなります。さらに、利回り曲線の形状の変化によって、ヘッジ取引またはスプレッド取引の収益性に多大な変化をもたらす可能性があります。利回り曲線が反転した場合、満期の異なる投資資産の間の金利差の逆転は、相対価値戦略を利用する分離口座またはUCITSにとって、それまでは利益のあったヘッジ手法が利益をもたらさない手法となる可能性があります。

マクロ：この戦略は、ファンダメンタル分析に基づいており、ミクロ経済および/または相対価格分析を利用して将来の市場の動きの方向性を予測しようと試みます。この戦略は、市場の方向性を追うことで収益を生むことができますが、市場がファンダメンタルな事由に基づかない動きをする場合には、多大な損失が生じる可能性があります。

新興国市場への投資：分離口座またはUCITSによる新興国市場への投資は、下記のような特有のリスクを伴う可能性があります。（ ）政治的または経済的不安定性、（ ）予測できない国際取引の変更、（ ）外国政府による収用、国営化または没収課税等の措置の可能性、（ ）為替管理の強制または変更、（ ）価格変動の大きさ、（ ）配当、利息および利得に対する源泉徴収税または外国租税の賦課、ならびに（ ）為替レートの変動および為替管理規制。

分離口座またはUCITSは、先進国市場への投資と比較した際に、追加のリスクに直面する可能性のある、新興国市場の債券、外国為替商品および株式に投資する場合があります。新興国市場の証券への投資は、先進国に拠点を置く発行体の証券に投資するよりも高度のリスクがあります。とりわけ、新興国市場の証券への投資は、先進国に拠点を置く発行体の証券に投資するよりも、公的に入手できる情報が少ないこと、変動の大きい市場、厳格さに劣る証券市場規制、不利な税制ならびに高確率での深刻なインフレ、交換が不安定かまたは不可能な通貨、戦争および個人資産の収容といったリスクを含みます。さらに、新興国市場における分離口座またはUCITSの投資機会は、国内証券への外国からの投資に関する法的規制により制限されることがあります。新興国市場は一般的に、先進国における市場に比べて効率性に欠けます。場合により、証券市場が国内に存在せず、近隣の取引所において取引を行う必要が生じることがあります。新興国市場における取引量および流動性は、先進国よりも低くなっています。新興国市場の証券を売却しようとする際に、かかる証券のための市場がほとんどまたは全く存在しない場合があります。さらに、新興国市場に拠点を置く発行体は一般的に、先進国に拠点を置く発行体に適用される基準と比較して、統一的な会計および財務報告の基準、手法および要件に従うこととなっていない場合が多く、その結果、詐欺その他の不正行為の可能性が高くなっています。また、新興国市場の政府または証券取引所が発表する公式情報の質および信頼性については、報告された実際の状況を正しく反映していないことがあります。

新興国市場の証券は、政府による証券取引税が課される場合があります。これには投資コストを高める影響、および売却時におけるかかる証券の実現利益を減少させるまたは損失を増加させる可能性があります。銀行または他の金融機関といった、かかる証券の発行体は、先進国における発行体の場合と比較して、厳格さに劣る規制に服する場合もあり、したがって潜在的により高いリスクがあります。さらに、新興国市

場における取引の決済は非常に遅く、先進国市場と比較して、より高い取引不成立のリスクがあります。また、保管会社は、より成熟した市場において通常とされるレベルのサービス、保管、証券の決済および事務の代行業務を提供できず、分離口座またはUCITSが、副保管会社がそれらのために保管している証券の所持人として認識されないリスクがあります。

新興国市場の国々に関しては、かかる国々の経済情勢または分離口座・UCITSの投資対象の価値に不利に影響し得る、国有化、収用、没収課税、配当・利息・キャピタルゲインその他の収入に対する源泉徴収税もしくはその他の税の賦課、分離口座・UCITSの資金もしくはその他の資産の移転の制限、政情の変動、政府規制、社会情勢の不安定さ、外交情勢の変化（戦争を含む。）の可能性があり得ます。さらに、新興国市場の国々の経済は一般に、国際取引に大きく依存しており、したがって、貿易相手国から課されるまたは提案される貿易障壁、為替管理、相対的な通貨価値およびその他の保護貿易政策によりこれまで、また今後も引き続き不利な影響を受けることがあります。また、貿易相手国の経済情勢によっても、不利な影響をこれまで今後も受けることがあります。経済が少数の産業に依拠している場合が多く、取引条件における変化に対して脆弱であったり、債務が多額であったり、または高いレベルのインフレとなっている国々もあります。

株式：株式への投資は、多大なリスクを伴う可能性があり、その市場価格は大幅かつ急激に変動する場合があります。これにより損益が大きく変動する可能性があります。関連する募集書面および投資アドバイザリー契約に明記されている投資指針以外で、マネージャーが分離口座の資産を投資できる会社の規模または設立年に関する分離口座への絶対的な制限はありません。一方でUCITSは、UCITS通達に従い、専ら上場株式に重点をおいて投資しなければなりません。さらに、分離口座またはUCITSが投資を行う可能性のある比較的小規模の会社は、経営陣の層が薄く、または成長に必要な資金を内部的に捻出するか、もしくは外部から調達する能力に欠ける場合があります。また新商品および新サービスを有する会社は、予測した市場が具体化しなかった場合は、多大な損失を被る場合があります。小規模の会社の証券は、より大幅に価格変動する場合があります。

リスクヘッジ：リスクヘッジとは、投資資産の保有に伴うリスクを最小化することを目的とした戦略です。マネージャーは、一般的にすべての市場リスクまたは分離口座もしくはUCITSのポジションに固有のその他のリスクをヘッジしようとはせず、リスクをヘッジする場合でも、特定のリスクの一部のみをヘッジする場合があります。具体的には、特定のポジションまたは分離口座またはUCITSの全体的なポートフォリオのいずれかの観点から、マネージャーは特定のリスクをヘッジしないことを選択するか、そのリスクヘッジが経済的に魅力のないものと判断する場合があります。

マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社は、リスクを軽減することまたは抑制することを意図して、ヘッジ取引を行うことがあります。マネージャーがこれに成功した場合でも、リスクヘッジは分離口座またはUCITSの収益を低下させます。さらに、ヘッジ手段およびリスクヘッジが行われるポジションとの間の予期せぬ相関の喪失により（または正相関となることにより）、ヘッジ戦略がリスクの抑制において有効ではなくなる可能性もあり、これにより、リスクおよび損失は共に軽減せず、かえって増大する場合があります。

マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社が行うリスクヘッジは、そのリスクヘッジ手段／ポジションは固定的なものではないことがあり、むしろマネージャーまたはUCITSの投資顧問会社による市況の評価ならびに予測されるリスクヘッジ手段／ポジションとヘッジされるポートフォリオまたはポジションの間の相関の程度に基づき、継続的な調整が必要である場合があります。そのヘッジ戦略の成否は、マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社がその戦略を効果的に、コスト効率よく実行する能力および分離口座またはUCITSが取得するヘッジポジションに関する継続的な判断の正確性にかかっています。

オプション：マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社は、分離口座またはUCITSのために証券および株価指数のオプションを売買することがあります。カバード・コール・オプションの売り手は、参照証券の市場価格が、参照証券の買付価格からコール・オプションで受領したプレミアムを控除した額を下回る

水準まで下落するリスクを負います。カバード・コール・オプションの売り手はまた、コールの権利行使価格を上回る参照証券の利益を得る機会を放棄します。カバーされていないコール・オプションの売り手は、不利な条件で参照証券を公開市場において買付を行うことにより、コール・オプションの買い手に対する義務を履行することを求められるリスクを負います。プット・オプションまたはコール・オプションの買い手は、オプションのプレミアムを失うリスクを負います。

空売り：空売りとは、所有していない証券を、後日売却価格を下回る価格で当該証券（またはこれらと交換可能な証券）を購入することを意図して売却するものです。証券の買い手に証券を引き渡すために、分離口座は証券を借りなければならず、分離口座は貸し手に証券を返却する義務がありますが、これは分離口座により証券が後日購入されることにより完了します。空売りは、証券の市場価格が理論上無制限に上昇するリスクを含んでいます。このため、空売りによる損失は、可能性としては無限大です。

非流動的証券：分離口座が購入した証券は、流動性に欠ける場合があります、これによりその証券もしくはその他の投資資産を売却すること、または外貨取引を終了すること、またはオプションの空売りをカバーすることができなくなる可能性があります、これによって、分離口座に無制限の損失を負わせる可能性があります。流動性は、中小企業および新興企業の証券ならびに未公開企業に関して、特に考慮すべき事項です。このマーケットの流動性および厚みの欠如は、時価での換金および希望価格での買付けの両方において分離口座にとって不利に働くことがあります。さらに、以前は売買可能であった証券が、様々な理由により一切売買できなくなる（または売買することがより困難となる）可能性があります。例えば、取引所に上場している証券の場合、証券の価格が売買を継続するために必要な最低価格を下回った場合、その換金可能性は阻害され、事実上換金不能になる可能性があります。

デリバティブ：特定の証券、コモディティー、通貨、金利、指数または市場の投資パフォーマンスを修正または置き換えるために、複雑なデリバティブ商品にレバレッジを利用するなどして投資する分離口座またはUCITSもあります。これらの商品は、一般的に取引相手リスクを有しており、期待したような結果をもたらさない可能性があります、そのためより多大な損失または利益をもたらす場合があります。これらの投資はすべて、投資の全部または一部を失うこととなる追加的なリスク、特に金利リスクおよび信用リスク、国内外の市場価格および需要動向、一般的な経済的要因および事業のリスクがあります。デリバティブは、市場の動きを著しく増幅させ、投資額以上の損失をもたらす可能性のある非常に高いレバレッジが組み込まれている場合があります。分離口座またはUCITSがデリバティブ取引を行うことがある市場には店頭市場またはディーラー間市場もあります。それらの市場の参加者は、通常、取引所の参加者と同水準の監督規制を受けません。これにより、分離口座またはUCITSは、取引相手の信用または流動性が原因で、取引相手が取引の条件に従って決済しないリスクにさらされます。かかる市場には、取引所にある市場参加者間の紛争を早急に解決するための明確なルールや方法が欠如している場合があるため、決済の遅延が（善意か否かを問わず）契約の条件に関する紛争により発生する可能性があります。これらのことで、交換取引等が実行されている間に、不利な市場の動きにより、分離口座またはUCITSが損失を被る原因となる場合があります。このような「取引相手リスク」は、すべてのスワップに存在し、また、様々な事象が決済の障害となり得る長期契約の場合またはマネージャーが単一もしくは少数の取引相手に取引を集中させた場合により大きくなります。マネージャーは、一般的に特定の取引相手と取引することまたはその取引の一部もしくは全部を1つの取引相手に集中させることを制限されません。

レバレッジの利用：分離口座またはUCITSの資産に関して、マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社は、投資のために資金の借入またはデリバティブの利用、証券の空売り、証券の信用買い、レポ取引およびスワップその他の手段により、高いレベルのレバレッジを用いることがあります。マネージャーは、下記にて詳細に説明される分離口座のために現金を直接借入れる権限も有している場合があります。レバレッジは損失を増大させます。

資金の借入、証拠金の預託による借入、空売り、スワップ取引、先物契約およびそのオプション、証券のオプション、先渡契約、逆レポ取引、仕組み商品またはデリバティブ商品等の、マネージャーまたはUCITSの投資顧問会社による特定のレバレッジの利用は、投資された資産に対する収益を著しく改善する場合

がある一方で、分離口座またはUCITSの損失を著しく増大させるおそれもあります。

分離口座の借入は、通常金融機関からのもので、一般的にその分離口座の資産が担保となっています。一定の状況において、そのような金融機関は、追加の担保を求める場合があり、分離口座が追加の担保を提供できない場合は、当該金融機関は、分離口座の債務を弁済するために、口座の資産を売却する場合があります。このような売却は、非常に悪い結果をもたらす可能性があります。さらに、分離口座の借入金額およびその借入金利は変動し、分離口座の収益性に多大な影響をもたらします。

前述のリスク要因は、間接的に参照ファンド証券にエクスポージャーをもたらす、受益証券への投資に伴うリスクに関して、完全に説明することを意図していません。

b. ファンドに関する利益相反

受託会社、保管会社および事務代行会社、管理会社ならびに販売会社

受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社ならびに販売会社の各々、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの各々の取締役、役員、従業員、代理人および関係者またはその他の当事者（以下「関係当事者」といいます。）は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託者、管理者、事務代行者、保管者、運用者または販売者を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。適用法令に従い、関係当事者は、それらの業務から得た利益につき説明義務を負いません。利益相反が生じた場合、関係当事者は必要に応じて、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

上記の一般性を制限することなく、受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社ならびに販売会社の役務提供はファンドに限られず、各々は、各当事者が設定する条件に基づき、ファンドと別の投資信託に対し、また他の投資信託および他の類似のスキームのために、類似のまたは他の役務を設定または提供することができます。また、自己のために、これらにより支払われる報酬等を取得することができます。ただし、トラストまたはファンドの運用およびこれらに関する情報は機密とし、トラストまたはファンド独自のものとみなされます。いかなる当事者も、かかる当事者またはその使用人もしくは代理人は、ファンドに関する義務の履行を除き、彼らが同様の役務を他者に提供する過程において、またはその他の資格もしくはその他のあらゆる業務の過程において知り得た事実または事柄について影響を受けないものとし、またかかる事実または事柄について、他の当事者に対する開示義務を負わないものとします。

適用法令に従い、関係当事者は以下を行うことができます。

- (a) 受益証券の保有者となり、自らが適切と判断する場合、かかる受益証券の保有、処分その他の取扱いをすること。
- (b) ファンドが同様のまたは類似の投資資産を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で、投資資産を購入、保有および取引すること。ただし、関係当事者またはかかる関係当事者がアドバイスもしくは運用する投資信託もしくは勘定が、ファンドの信託財産を構成する資産を購入または売却した場合、かかる取引が公開市場において行われ、それぞれ、その時点でのかかる市場における信用力のある取引相手方と同様の規模と条件を有する取引において適用される最善の条件で成立した場合の状況よりもファンドを悪い状況に陥らせないものとします。
- (c) 受託会社、管理会社もしくは受益者またはその証券がファンドの信託財産を構成する会社との間で、契約を行うかもしくは金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を行うこと、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。関係当事者は、ファンドおよび受益者に対する受託会社および管理会社の義務に常に従い、関係当事者の間だからという理由だけでかかる契約または取引に関する説明責任を要求されないものとします。
- (d) ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行したファンドの投資資産の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ること。

受託会社または受託会社の関係者は、ファンドの資金または借入金に関して、銀行、貸主または出資者として行為する場合、かかる資格においてすべての通常の銀行業務または貸付業務の利益を留保する資格を有するものとします。

受託会社または受託会社の関係者は、ファンドの保管者または事務代行者として行為する場合、その各々

は、かかる行為の結果生じた利益について説明することなく、かかる役務に関するすべての通常の報酬および費用を請求し、これを留保する資格を有するものとします。

投資顧問会社

投資顧問会社、その関係者ならびにこれらの各々の取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「投資顧問会社の関係当事者」といいます。）は、ファンドと類似の投資目的を有するか否かを問わず、非一任型もしくは一任型で、他の事業に従事するか、他の者もしくは法人の運用者もしくは投資顧問として行為する場合があります。投資顧問会社の関係当事者は、他の者または投資顧問先に対し、一定の投資または戦略を管理会社に推奨されるか否かにかかわらず、勧める場合があります。投資顧問会社の関係当事者はまた、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託者、コンサルタント、管理者、事務代行者、保管者、運用者または販売者を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれる場合があります。投資顧問会社の関係当事者は、それらの業務から得た利益につき、受託会社、管理会社、ファンドまたはこれらの各々の関係者もしくは投資家に対する説明義務を負いません。投資顧問会社がその単独の裁量により、利益相反が生じ得る、または実際に利益相反が生じていると判断する場合、投資顧問会社は、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

適用法令に従い、管理会社は、ファンドの勘定で、投資顧問会社の関係当事者、かかる者がアドバイスもしくは運用する投資信託もしくは勘定から証券を取得し、またはこれを処分することができます。

投資顧問会社の関係当事者（投資顧問会社を除きます。）は、受益証券を保有し、また自らが適切と考える場合、それを売買することができます。投資顧問会社の関係当事者は、ファンドが類似の投資資産を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で投資資産を購入し、保有し、売買することができます。投資顧問会社の関係当事者は、受益者、またはその証券がファンドかファンドの勘定で保有されている会社との間で、金融取引もしくはその他の取引を行うことができ、または当該契約もしくは取引に利害関係を有することができます。さらに、投資顧問会社の関係当事者は、ファンドの利益となるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行したファンドの投資資産の売買に関して、取り決められた手数料および利得を得ることができます。

投資顧問契約上の義務の履行に際し支援する投資顧問会社の従業員は、かかる履行のためにすべての時間を費やしません。また、投資顧問会社またはその関係者が、他の事業に従事しかつ全精力を傾注し、またはあらゆる種類もしくは性質の役務を提供する権利は制限されません。ただし、投資顧問会社は、投資顧問契約上のすべての義務を適切に履行します。

参照ファンド運用会社

本書の日付現在、参照ファンドは、参照ファンド運用会社が運用するその他の私募投資ファンドにその資産の一部を投資する予定です。

参照ファンド運用会社の利害関係および取引関係により、参照ファンドのための分離口座もしくはUCITSの選択にあたり、または参照ファンドのための分離口座もしくはUCITSへの資産の配分の増加または分離口座もしくはUCITSからの資産の引出しを決定するにあたり、利益相反が生じる可能性があります。参照ファンド運用会社およびその関連会社は、分離口座およびUCITSの選択に関する決定により、利益を得る場合があります。例えば、参照ファンド運用会社は、参照ファンド運用会社、投資顧問会社またはそれらの関連会社（以下「関連アドバイザー」といいます。）が運用する分離口座またはUCITSに直接的または間接的に資産を配分することができます。参照ファンドの資産を関連アドバイザーではない者によって運用される分離口座またはUCITSのみに配分するよりも、関連アドバイザーによって運用される分離口座またはUCITSに投資する方が、全体的に見て参照ファンド運用会社およびその関連会社が受領する手数料、報酬およびその他の利益が高いという事実により、参照ファンド運用会社は関連アドバイザーが運用する分離口座またはUCITSに参照ファンドの資産を配分するインセンティブを持ち得ます。上記にかかわらず、参照ファンド運用会社は公正かつ平等に顧客を扱うよう常に誠実に行為しますが、かかる利益相反が参照ファンドを含む様々な顧客に悪影響または異なる結果をもたらさないという保証はありません。

リスク管理

前記「2（3）運用体制」の項をご参照下さい。上記の情報は2012年4月末日現在のものであり、随時変更されます。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売報酬として、受益証券１口当りの発行価格の5.0%（発行価格に含まれます。）が、ファンドの資産から販売会社に対して支払われます。

（２）【買戻し手数料】

買戻手数料（信託財産留保額）はかかりません。

（３）【管理報酬等】

管理会社の報酬 管理会社は、管理会社としてその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産価格（以下に詳述されます。）の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。2012年7月26日（クロージング日）から（当日を含みます。）2012年11月30日までの期間についての当初報酬は、日割りで、管理会社に対し支払われます。

管理会社が、その報酬の取決めに関する修正を提案した場合、管理会社は、その効力が生じる前に、受託会社および受益者名簿に記載されているすべての受益者 から修正の承認を得るものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

「評価日」とは、毎月の最終暦日および／または管理会社が、受託会社と協議の上、随時別途決定するその他の日をいいます。最初の評価日は、2012年8月31日です。

受託会社の報酬 受託会社は、その役務につき、受益証券の申込手取金から10,000米ドルの当初１回限りの設立に関する報酬を受け取る資格を有します。受託会社はまた、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。クロージング日から（当日を含みます。）2012年11月30日までの期間についての当初報酬は、日割りで、受託会社に対し支払われます。

受託会社が、その報酬の取決めに関する修正を提案した場合、受託会社は、その効力が生じる前に、管理会社および受益者名簿に記載されているすべての受益者 から修正の承認を得るものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

事務代行会社の報酬 事務代行会社は、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、最低年間報酬を28,000米ドルとし、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.14%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。クロージング日から（当日を含みます。）2012年11月30日までの期間についての当初報酬は、日割りで、事務代行会社に対し支払われます。事務代行会社はまた、ファンドに関し事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

保管会社の報酬 保管会社は、保管会社としてその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、最低年間報酬を4,000米ドルとし、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.02%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。クロージング日から（当日を含みます。）2012年11月30日までの期間についての当初報酬は、日割りで、保管会社に対し支払われます。保管会社はまた、ファンドに関し保管会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができます。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負います。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われます。

代行協会の報酬 代行協会は、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、本書の規定に基づき算出される各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.40%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。クロージング日から（当日を含みます。）2012年11月30日までの期間についての当初報酬は、日割りで、代行協会に対し支払われます。

代行協会契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会が、代行協会としてファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払います。代行協会は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとします。

投資顧問会社の報酬 投資顧問会社は、その役務につき、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬（以下「投資顧問会社の報酬」といいます。）として、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値（その時点で計算されている投資顧問会社の報酬の見積額を控除しません。）の年率0.10%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。クロージング日から（当日を含みます。）2012年11月30日までの期間についての当初報酬は、日割りで、投資顧問会社に対し支払われます。

投資顧問会社はまた、ファンドのために投資顧問会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

（４）【その他の手数料等】

受託会社は、設立費用（および該当する当事者により、または該当する当事者のために支払われた設立費用（もしあれば））をファンドの資産から支出するものとし、この費用は、1年を超えない期間で償却されます。

受託会社、管理会社、投資顧問会社、保管会社、代行協会および事務代行会社の報酬は、ファンドの資産から、支払われます。

さらに、外部の会計士や弁護士費用といったその他費用および経費のすべてを、ファンドが負担します。

上記の費用の他に、本債券の仕組みに伴う費用も生じており、かかる費用はすべて本債券の価格に反映されています。これらの費用により、公式債券価格は、本債券の存続期間にわたり、実質的に年率0.35%低下します。

参照ファンド管理手数料

参照ファンドの手数料および費用

参照ファンドは、参照ファンド運用会社に対して、1ヶ月当り、参照ファンドの純資産総額（該当月の投資運用報酬控除前）の0.30%の12分の1に相当する額（またはその比例按分した額）の運用報酬を支払います。かかる報酬は、毎月計算され計上されますが、四半期毎に後払いにて支払われます。

参照ファンドは、参照ファンドの事務代行会社の報酬を支払います。参照ファンドは、参照ファンドの取締役、監査人および登録機関が参照ファンドに代わって負担したすべての手数料および実費を含む、その他すべての期中の運営費用および経費を負担します。

参照ファンドの設立に伴う費用および経費（登記費用、参照ファンドの最終募集書類および設立文書の作成に関する専門家に対する報酬および費用、ならびに参照ファンド運用会社が負担した一定の費用および経費を含みますがこれらに限られません。）は、参照ファンドにより支払われ、参照ファンドの当初発行日から1年間にわたって償却されます。

分離口座およびUCITSの手数料

参照ファンドはまた、分離口座およびUCITSへの投資により、分離口座のマネージャー、UCITSの投資顧問会社ならびに分離口座プラットフォームおよびUCITSの管理会社のアドバイザリー報酬・管理報酬および成功報酬を、分離口座およびUCITSの純資産価格から支払うことで、間接的に負担します。

これらのアドバイザリー報酬および成功報酬の総額は変動しますが、その総額の範囲は通常、それぞれ、各分離口座およびUCITSに配分される純資産価格の0.50%から2.00%（年率）ならびに各分離口座およびUCITSが得た新たな純利益の15%から20%です。

分離口座およびUCITSに伴うその他の手数料および費用（分離口座の投資顧問会社および事務代行会社の

管理報酬を含みますが、これらに限られません。）の水準は、分離口座およびUCITSの純資産価格の0.10%から0.95%（年率）となる予定です。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領したアドバイスに基づいています。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきです。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、注意が必要です。

（Ａ）日本

ファンドは日本の税法上、「公募外国公社債投資信託」として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については以下のような取扱いとなります。

- （１）ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。
- （２）日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、この場合支払調書は提出されません。
- （３）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。
- （４）法人の益金不算入の適用は認められません。
- （５）ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。
- （６）償還益については、表示通貨ベースの償還価額が取得価額を上回る額は利子所得とされ、分配金と同じ扱いとなります。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。なお、上記の税金に加え、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により、2013年1月1日から2037年12月31日まで、上記各記載の所得税率に基づく所得税額に対して2.1%の税率による復興特別所得税が課されます。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（Ｂ）ケイマン諸島

トラストは、ケイマン諸島当局から、信託法第81条に基づき、トラストの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくはキャピタルゲインに対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産またはトラストに生じる利益に適用されず、またその財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受領しました。

現行法上、ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

5【運用状況】

ファンドは、2012年7月26日から運用を開始します。

（１）【投資状況】

該当事項はありません。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（イ）海外における販売手続等

受益証券の募集

受益証券は、2012年7月9日から2012年7月26日まで（当日を含みます。）（または管理会社が決定するこれより遅い日）の期間（以下「募集期間」といいます。）に募集が行われます。受益証券1口当りの募集価格は、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券の場合、1口当り10,000円、Cクラス受益証券の場合、1口当り100米ドル、Dクラス受益証券の場合、1口当り100豪ドルです。募集価格には、受益証券の申込みに際し販売会社に支払われる「第14（1）申込手数料」に記載の販売報酬が含まれます。投資家の各クラス受益証券への最低取得申込口数はそれぞれ500口です。その口数を超過する分の取得申込口数は、100口単位または管理会社がその裁量により決定する口数とします。

受益証券の購入に係る申込書は、（当該申込者の身元および申込代金の支払源を確認するための根拠情報および根拠文書とともに）募集期間の最終日までに管理会社により受領されなければなりません。受益証券に係る一切の支払は、受益証券の該当するクラスの通貨建てで行われるものとし、2012年7月26日（クロージング日）までに受領されるものとします。管理会社は、受託会社と協議の上、受益証券の全部または一部に係る申込みを拒絶することができ、申込代金またはその差額（場合に応じて）は、申込者のリスクおよび負担において可及的速やかに（無利息で）返還されるものとします。

受益証券の継続発行

管理会社が、受託会社と協議の上、その絶対的な裁量において別段の決定をしない限り、募集期間の終了後、受益証券の追加発行は行われないものとします。

適格投資家

受益証券は、適格投資家（以下に定義します。）に対してのみ募集および販売されるものとします。受益証券は、ケイマン諸島の居住者であるか、ケイマン諸島に住所を置く者（ケイマン諸島で設立された適用除外または通常の非居住会社は含まれません。）によって保有されてはなりません。受益証券の販売が違法となる投資家への受益証券の販売および譲渡もトラストの方針により禁じられています。受託会社は、そのような禁止事項に反して販売されたか、その他取得された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かつこれを行行使する意向です。

「適格投資家」とは、（ ）「米国人」（米国証券法に基づく規則第902条に定義されます。）でない者・会社もしくは団体、（ ）「非米国人」（米国商品取引所法（以下「米国商品取引所法」といいます。）第4.7条に定義されます。）である者・会社もしくは団体、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは居住者でない者、もしくはケイマン諸島に住所を置く者・会社もしくは団体（ケイマン諸島で設立された免税団体または非居住の団体を除きます。）でない者、または（ ）上記（ ）もしくは（ ）に記載された者もしくは団体の保管者・名義人もしくは受託者でない者・会社もしくは団体をいいます。

受益証券は、米国証券法と州の証券法に基づく受益証券の登録および1940年米国投資会社法（その後の改正を含みます。）または米国商品取引所法に基づくトラストの登録が必要となり得るような販売を除外することを図る状況下で、非米国人である投資家に対し米国国外で募集されます。各購入者は、当該受益証券の実質所有者が適格投資家であり、受益証券の分売目的ではなく投資を目的として受益証券を購入することを証明しなければなりません。そのほか、トラストは、日本以外の法域の証券法に基づく登録の届出をしておらず、その意図もなく、したがって、投資を検討されている投資家は、受益証券の購入の前に、受益証券に関係するその市民権、居住地または住所を有する国での自らに関連する証券法およびその他法律上の要件にご留意下さい。

マネー・ロンダリング防止およびテロリストへの融資防止規制

マネー・ロンダリング防止を目的とした法律または規制を遵守するために、受託会社はマネー・ロンダリングおよびテロリストへの融資防止手続を採用しかつ維持することが義務付けられており、また受託会社は申込者に対し同人の身元および資金源を確認するための証拠の提供を要求する場合があります。許容された場合で、一定の制限に従う場合には、受託会社はまた、マネー・ロンダリング防止手続（デューディリジェンス情報の取得を含み

ます。)を維持するために、しかるべき者を任命する場合があります。

事務代行会社は、トラストに対し、ルクセンブルグ大公国のすべての法律、規則および規制を遵守し、かつマネー・ロンダリングまたはテロリストへの融資と疑われる申込者の行為の発見および報告を企図したマネー・ロンダリング防止の実務およびテロリストへの融資防止手続を適用します。ケイマン諸島当局は、事務代行会社がルクセンブルグ大公国の規制を遵守することを、受託会社が、随時改訂されるマネー・ロンダリング規制（2010年改訂済）を遵守することとみなします。

受託会社または事務代行会社は、申込者の身元を確認するために必要な情報を要求することができます。

申込者が、確認目的で請求した情報の提出を遅滞するかまたは提出しない場合、管理会社および/または事務代行会社は、申込みの受諾を拒絶することができます。

管理会社および/または事務代行会社はまた、受託会社もしくは管理会社および/もしくは事務代行会社が、ある受益者に買戻代金を支払うことが、当該法域において、適用あるマネー・ロンダリング防止法もしくはその他の法令違反にあたり得ると嫌疑を抱き、もしくは他者からその旨知らされた場合、または受託会社もしくは管理会社および/もしくは事務代行会社による、適用ある法域におけるその法令の遵守を確保するために、その支払の拒絶が必要もしくは適切であると判断される場合には、その受益者への買戻代金の支払を拒絶することができます。

さらに、事務代行会社は、マネー・ロンダリングまたはテロリストへの融資に関連することを知っているかまたはそのような疑いを抱くような取引を行わないことをルクセンブルグの法律により義務付けられています。そのような状況において、事務代行会社は、当該取引またはその一部を阻止するよう命ずる関係当局に直ちに通報しなければなりません。事務代行会社はまた、事務代行会社が義務を遵守するため請求した情報を、買戻請求を行った受益者が提出しない場合、買戻請求手続を拒絶し、または買戻代金の支払を延期することができます。

販売会社もまた、マネー・ロンダリング防止およびテロリストへの融資に関してケイマン諸島の法令に基づき必要とされる手段方法を用い、また事務代行会社からの要求があった場合、受益証券の申込者の身元確認に用いたすべての資料を事務代行会社に提出することが求められています。さらに、販売会社は、日本のマネー・ロンダリング防止および「適合性の原則」規則に則り、日本の全投資家のリストを保管します。

受託会社ならびに事務代行会社および/または販売会社は、申込者による申込みもしくはその申込みに基づく受益証券の発行の拒絶もしくは延期、または申込者の買戻請求もしくはその請求に基づく代金の支払の拒絶もしくは延期の結果として申込者が被った損失につき、申込者に対し責任を負いません。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事し、もしくはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくは嫌疑を抱き、またはその知見もしくは嫌疑に対する合理的根拠を有する場合、またその知見または嫌疑に関する情報が、規制分野の業務の過程で明るみに出た場合、上記の知見または嫌疑を、（ ）その開示が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合は、ケイマン諸島の2008年犯罪収益法に基づき、ケイマン諸島の財務報告当局に、または（ ）その開示がテロ行為もしくはテロリストへの融資および資産への関与に関するものである場合は、ケイマン諸島のテロリズム法（2011年改訂済）に基づき、巡査以上の階級の警察官に通報することが義務付けられています。その通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされないものとします。

受益証券の譲渡

受益者は、自らが保有する受益証券を、書面による証書によって譲渡することができます。ただし、その時点で効力を有する関係法域もしくは適用法域の法律規定、政府等の要件もしくは規則、または受託会社もしくは管理会社が別途に要求する受託会社、管理会社、販売会社もしくは事務代行会社の方針を遵守するために、譲受人が受託会社または管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）の要求する情報を前もって提供し、かつ管理会社が受託会社と協議の後、当該譲渡に対する事前の書面による承諾を行った場合に限りです。さらに、譲受人は、（i）受益証券の譲渡が適格投資家に対するものである旨、（ ）譲受人が自己勘定で受益証券を取得する旨、ならびに（ ）受託会社および/または管理会社がその裁量により要求するその他の事項について、受託会社および/もしくは管理会社、販売会社または事務代行会社に対し、書面にて表明することを要求されます。

管理会社は、譲渡人および譲受人またはこれらの者の代理人が譲渡証書に署名することを求めるものとします。譲渡人は、その譲渡が登録され、譲受人の氏名がその受益証券に関する受益者として受益者名簿に記載される時点まで、引き続き受益者であるものとみなされ、かつ、その譲渡の対象となる受益証券に係る権利を有するものとみなされます。譲渡証書原本および上記記載の情報が、受託会社および/または管理会社によって受領されるまで、譲渡の登録はなされません。

上記の規定に違反して譲渡された受益証券は、譲渡または下記の強制買戻しの対象となります。

（ロ）日本における販売手続等

日本においては、2012年7月9日から2012年7月20日まで（当日を含みます。）の期間にAクラス受益証券およびBクラス受益証券については1口当り10,000円で、Cクラス受益証券については1口当り100米ドルで、ならびにDクラス受益証券については1口当り100豪ドルで、日本における販売会社により取扱いが行われます。申込期間の最終日については、午後5時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みについて販売会社所定の事務手続が完了したものをお申込み受付分とします。

Aクラス受益証券およびBクラス受益証券の販売会社に対する取得額は、日本円でお支払いいただきます。Cクラス受益証券およびDクラス受益証券の取得額の支払については、日本円の場合、その円/米ドル換算レートおよび円/豪ドル換算レートは、それぞれ各申込日の翌国内営業日における東京外国為替市場の為替相場に基づき、販売会社により決定されます。また、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券についてそれぞれ米ドルまたは豪ドルで支払うこともできます。

2【買戻し手続等】

（イ）海外における買戻し手続等

受益証券は、2012年9月30日以降の各評価日および/または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定する当該日以降のその他の日に買戻すことができます。

受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（以下「買戻通知」といいます。）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができます。提出された買戻通知は、管理会社が一般にまたは特殊な場合として決定しない限り、取消することができないものとします。各買戻通知は、該当するクラスの受益証券の100口単位で行われます。

買戻通知は、（受託会社および/または管理会社の要求する根拠情報および根拠文書とともに、）当該評価日に該当する月の8日（またはその日が国内営業日でない場合、直後の国内営業日）までに、提出される必要があります。

受益証券が買戻される価格（以下「受益証券1口当り買戻価格」といいます。）は、当該評価日に関して計算日に計算されたAクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券それぞれの受益証券1口当り純資産価格とします。

評価日に関する「計算日」とは、事務代行会社が、当該計算日より前に公式債券価格を入手することを前提に、該当する評価日が属する月の翌月の20日（もしくはその日がルクセンブルグ営業日（以下に定義します。）でない場合、直後のルクセンブルグ営業日）および/または管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。

「ルクセンブルグ営業日」とは、ルクセンブルグ大公国において銀行が営業を行っている日（ただし、毎年12月24日を除きます。）をいいます。

受益証券の買戻しが、下記「3（1）資産の評価」に記載のとおり停止している期間中は、いかなる受益証券も買戻してはならないものとします。

管理会社は、買戻請求がその他の受益者または適切に運用されているファンドの資産を害すると判断する場合、買戻請求の全部または一部の受諾を拒絶することができます。その拒絶は、書面にて同意される追加手続とともに当該受益者に対して直ちに通知されます。

受益証券の買戻しに関する送金は、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券については日本円で、Cクラス受益証券については米ドルで、ならびにDクラス受益証券については豪ドルで電信送金されます。買戻代金は、計算日（当日を含みません。）から4営業日（以下に定義されます。）以内に送金される予定ですが、Dクラス受益証券のみに関し、その4営業日目がメルボルンにおいて銀行が営業を行っている日でない場合、買戻代金は、メルボルンにおいて銀行が営業を行っている翌営業日に支払われる場合があります。管理会社はまた、下記「3（1）資産の評価」に記載のとおり、買戻代金の支払を延期することができます。

「営業日」とは、ルクセンブルグ営業日、国内営業日およびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日をいいます。

受益証券の強制買戻し

受益証券が適格投資家ではない者によりもしくはその者のために保有されている旨、もしくはその保有によりトラストまたはファンドが登録を要求されるか、税金を課されるか、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を受託会社もしくは管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が決定した場合、または受託会社もしくは管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、当該受益者に対し、受益者が10日以内に当該受益証券を売却し、かつその売却の証拠を管理会社（またはその代理としての事務代行会社）に提供する必要がある旨を書面にて通知することができ、上記が満たされない場合、管理会社は、ファンドの勘定による買戻しおよび当該受益証券の消却を行うことができます。

強制的に買戻された、各クラス受益証券1口当り買戻価格は、当該強制買戻日またはその直前に当たる評価日に関する計算日に決定される該当クラス受益証券1口当り純資産価格とします。

（ロ）日本における買戻し手続等

受益証券は、通常、2012年9月30日以降の各評価日に買戻すことができます。買戻通知は、原則として、関連する評価日が含まれる月の1日から同月の8日まで（いずれも当日を含みます。）（以下「買戻通知期間」といいます。）の期間に日本における販売会社を通じて事務代行会社に届けられなければなりません。ただし、（ ）買戻通知期間の初日が国内営業日でない場合、買戻通知期間はその後国内営業日に開始され、また（ ）買戻通知期間の最終日が国内営業日でない場合、買戻通知期間はその後国内営業日に終了するものとします。買戻通知期間中の日の午後3時までには買戻しの請求が行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続が完了したものを当該日の請求として取り扱います。ファンド証券の買戻しは当該クラスの受益証券100口以上100口単位または管理会社がその裁量により決定するその他の口数とします。受益証券1口当り買戻価格は、該当する評価日における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格です。事務代行会社は、原則として、計算日に各評価日時点における受益証券1口当り純資産価格を計算するものとします。買戻代金は、口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社を通じて、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券について円貨でお支払いします。Cクラス受益証券およびDクラス受益証券に関し、クラスの受益証券の買戻代金が円貨で支払われる場合、円/米ドルおよび円/豪ドルの換算レートはそれぞれ販売会社が日本で換金（買戻し）の注文の成立を確認した日（約定日）における東京外国為替市場の為替相場に基づき、日本における販売会社により決定されます。Cクラス受益証券およびDクラス受益証券の買戻代金は、それぞれ米ドルまたは豪ドルでお支払いすることもできます。買戻通知に関する当該評価日から支払日までの買戻代金に対する利息は発生しません。

買戻代金の支払は、原則として、約定日から起算して4国内営業日目から行われます。通常、約定日は、計算日の直後の国内営業日となります。

買戻しに関して、クローズド期間および大口換金の制限等はありません。

（注） 買戻請求を受けずに、信託期間（以下に定義します。）を終了するファンド受益証券につき、管理会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、その現金化は、管理会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。信託期間終了後に監査人が監査手続を行い、監査終了後に受益者への支払金額、支払日が決定されます。受益者へのお支払には、信託期間終了日から半年程度、監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

関連する計算日より前に公式債券価格を入手することを前提に、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、計算日において、直前の評価日におけるファンドの１口当り純資産価格（以下「純資産価格」といいます。）を米ドルで計算します。

事務代行会社が、関連する計算日より前に公式債券価格を入手していない場合、事務代行会社は、計算日の後の公式債券価格を入手した日に純資産価格を計算します。

純資産価格は、各クラス受益証券の間で、資産および負債（Ａクラス受益証券およびＤクラス受益証券に個別に割り当てられる為替ヘッジ取引の実現および未実現損益を含みますが、これらに限られません。）が、別のクラスの受益証券の保有者ではなく各クラス受益証券の保有者各人に実際に帰属することを確実にするために、管理会社によって決定された合理的な方法に基づき割り当てられます。Ａクラス受益証券およびＢクラス受益証券に帰属する純資産価格は日本円に、Ｃクラス受益証券に帰属する純資産価格は米ドルに、Ｄクラス受益証券に帰属する純資産価格は豪ドルに、事務代行会社が決定するとおり、評価日時点の為替で、換算されるものとします。各クラス受益証券の１口当り純資産価格（以下「受益証券１口当り純資産価格」といいます。）は、該当クラス受益証券に帰属する純資産価格の総額を該当クラス受益証券の発行済受益証券口数で除して計算されます。

各評価日を基準とした公式債券価格は、計算代理人によって本債券のディーラーとしての資格において計算され、その価格は参照ファンド証券１口当り純資産価格に連動します。つまり公式債券価格は、評価日における正式な参照ファンド証券１口当り純資産価格から、公式債券価格公表日まで（当日を含みます。）の未払いの本債券管理報酬（上記「第１ ２ （１）投資方針」中の「本債券」に記載されています。）を差し引き、さらにディーラーが負った一定の市場リスクおよび流動性リスクを反映するための、計算金額の0.50%にあたるスプレッドを差引いた価格に連動します。公式債券価格は、評価日が属する月の翌月の12日までにディーラーにより公表される予定です。

ファンドの現金は、以下のとおり評価されます。(a)現金およびその他の流動資産は、額面価格に経過利息を付して評価されます。(b)米ドル以外の通貨で表示される評価額については、入手可能な直近の当該通貨の売買仲値または管理会社（またはその代理としての事務代行会社）が誠実に決定するその他の価格により米ドルに換算されます。

管理会社（またはその代理としての事務代行会社）によるファンドの評価額つまり純資産価格の算出は、管理会社の正当な権限を有する役員または代表者によって認証され、その認証（専ら公式債券価格に依拠してなされたものとします。）はすべての受益者にとって確定的かつ最終的であるものとし、また、明らかな誤りがない限り、管理会社または事務代行会社に対する求償権は存しないものとします。また、管理会社および事務代行会社は、外部から管理会社または事務代行会社に提供された評価額に依拠することがありますが、明らかな誤りがない限り、管理会社または事務代行会社に対する求償権は存しないものとします。受託会社は、管理会社または事務代行会社によるファンドの資産の評価または純資産価格の計算（もしくはそれに関し生じた誤り）について、一切責任がなく、いかなる状況においても法的義務を負わないものとします。

純資産価格の決定および／または受益証券の買戻しの停止

管理会社は、受託会社と協議の上、以下の全部または一部の期間において、純資産価格の計算および／もしくは受益証券の買戻しを停止することができ、ならびに／または買戻代金の支払を延期することができます。

- （ ）ファンドが最終的かつ実質的に投資する投資対象の大部分が上場、値付け、取引もしくは取り扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、（通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で）閉鎖されている期間、またはそれらの取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間、
- （ ）ファンドの投資対象の売却が現実的でない場合、またはその売却が受益者に著しく不利益となるであろうと管理会社が判断する場合、
- （ ）ファンドの投資対象の価値もしくは純資産価格を確定するために通常利用される手段が使用不能となり、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値もしくはファンドのその他の資産の価値もしくは純資産価格を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合、
- （ ）ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはその償還もしくは換金に関連する資金の送金を、適正

価格または適正な換算率で達成することができないであろうと管理会社が判断する期間。

- () 公式債券価格の公表（またその結果、その公式債券価格に関連する買戻しに係る送金）が遅延している期間。

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者名簿に記載されているすべての受益者 に対し、上記の停止を可及的速やかに書面で通知すると共に、停止が解除され次第、速やかに受益者に通知するものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(2) 【保管】

受益証券証書は原則として発行されません。販売会社は、日本の投資家の口座で取得する受益証券について自己の名義で確認書（および、もし受益証券証書が発行される場合は受益証券証書）を保管します。

日本の受益者が、自己の名義で受益証券を保有することを認められた場合には（そのような事態は想定されていませんが）この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドは、信託証書に従って早期に償還しない場合、2019年2月28日の10日前までに受益者に対して書面による通知を行ったうえで受託会社と管理会社が合意して延長しない限り、2019年2月28日に償還します。ファンドは、発行済受益証券の口数が10万口を下回り、管理会社が受託会社と協議の上、ファンドを償還することを決定した場合にも償還します。さらに、以下の事項のいずれかが発生した場合、償還するものとします。

- () ファンドを継続すること、またはトラストを信託証書第37条に規定したその他の法域に移動することのいずれかが違法となる場合、または受託会社もしくは管理会社が受益者の利益に反すると判断する場合。
- () 受益者が受益者決議でそのような決定をした場合。
- () 信託証書の日付から149年後に終了する期間が終了する場合。
- () 信託証書第35条に基づき受託会社が退任または清算される場合で、退任の通知または清算の開始後30日以内に後任の受託会社の選任ができない場合。
- () 信託証書第36条に基づき管理会社が退任または清算される場合で、退任の通知または清算の開始後30日以内に後任の管理会社の選任ができない場合。

ファンドが上記の規定に基づき償還される場合、受託会社は直ちにその償還の通知をすべての受益者に対して行うものとします。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算日は毎年2月末日です。（初回決算日は2013年2月28日です。）

(5) 【その他】

(イ) ファンドの解散

信託証書に従った早期償還がなく、2019年2月28日（以下「償還日」といいます。）の10日前までに、受益者に対し書面により通知を行い、受託会社と管理会社の合意により延長が行われない限り、ファンドは2019年2月28日に償還します。ファンドは、発行済受益証券の口数が10万口を下回り、管理会社が受託会社と協議の上、ファンドを償還することを決定した場合にも償還します。

ファンドの償還の際は、管理会社は、ファンドの全借入およびその他の負債を返済するために、投資対象およびファンドのその他財産の売却を手配するものとし、かかる売却および返済は、ファンドの償還後、管理会社が決定する方法および合理的な期間において実行され完結されるものとします。管理会社はファンドの償還後、出来るだけ速やかに、ファンドの残る全投資対象およびその他の資産を換金し、受益者に対し手取金（純額）を分配するものとします。ただし、償還時の最終監査後までは受益者に対する配分可能額が決定されないため、受益者に対して償還時の手取金の支払に関する通知がなされるのには償還日から6ヶ月以上かかる場合があります。

(ロ) マスター信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者 に対し10日以上前に書面で通知を行うことにより（かかる通知を受ける権利は、受益者の決議により放棄することができます。）、受託会社および管理会社が受益者の最大の利益となると考える方法および範囲で、追補証書により、マスター信託証書の規定に改正、修正、変更または追加を

行うことができます。受託会社がその意見において、書面により、前述の改正、修正、変更または追加（以下「変更」といいます。）が、（ ）既存の受益者に重大な損害を及ぼさず、受託会社もしくは管理会社が受益者に対する責任を実質的に免れることにはならず、結果としてファンドの中から支払われる経費および料金（かかる追補の証書に関して発生した経費、料金、報酬および費用を除きます。）の額を増加させず、（ ）財務上、法律上もしくは当局による要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）の遵守を可能にするために必要である、または（ ）明白な誤りを訂正するために必要であると判断する旨証明する場合、変更には受益者の承認を必要としません。変更は、受益者に対して、その保有する受益証券について追加出資を行ったり、責任を引き受ける義務を課すものではありません。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(ハ)関係法人との契約の更改等に関する手続

(a) 代行協会員契約

代行協会員契約は、期間の定めなく締結されます。代行協会員契約は、日本にて必要とされる限りにおいて、日本における管理会社の後任の代行協会員が選任されることを条件として、管理会社または代行協会のいずれかが、3ヶ月以上前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い通知期間）を行うことにより解約されます。さらに、代行協会員契約は、ファンドが償還された場合には自動的に終了し、また他方当事者が（a）代行協会員契約上の義務の重大な不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(b) 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、期間の定めなく締結され、管理会社または販売会社のいずれかが、3ヶ月以上前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い通知期間）を行うことにより解約されます。さらに、受益証券販売・買戻契約は、ファンドが償還された場合には自動的に終了し、また他方当事者が（a）受益証券販売・買戻契約上の義務の重大な不履行があり、他方当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(c) 保管契約

保管契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日以上前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い通知期間）を行うことにより、解約されます。保管契約はまた、他方当事者が（a）保管契約上の義務の不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）もしくは他方当事者の資産につき管財人が任命された場合、受託会社または保管会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

(d) 事務代行会社契約

事務代行会社契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日以上前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い通知期間）を行うことにより、解約されます。事務代行会社契約はまた、他方当事者が（a）事務代行会社契約上の義務の不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）もしくは他方当事者の資産につき管財人が任命された場合、管理会社または事務代行会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

(e) 投資顧問契約

投資顧問契約は、他方当事者に対して60日以上前の書面による通知を行った場合、および投資顧問契約に記載された特定のその他の事情により、管理会社または投資顧問会社によって違約金を科されることなく解約することができます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。受益者の有する主な権利は次のとおりです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。分配金（もしあれば）および受益証券の買戻しに関する支払金は、ファンドのすべての債務全額についての支払に劣後します。

() 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有します。ただし、信託証書および目論見書に規定された制限および規制に服します。

() 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

一般に、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた故意の不履行、詐欺または重大な過失から生じた場合を除き、損害賠償請求権は認められません。

() 議決権

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第35条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第36条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を指名する場合、マスター信託証書第37条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第40条に基づき、マスター信託証書の変更を承認する場合です。そういった状況において、受益者の決議は、トラストの発行済受益証券の純資産価格の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、そのシリーズ・トラストの受益者は、そのシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産価格の過半数を占める個別決議または書面による同意により、別個に、議決権を行使する必要があります。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- () 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 田中 収

同 野間 麻未

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

前記（３）（ ）の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、受益証券の募集の終了後、2012年7月26日から開始する予定であり、ファンドは、現在何ら資産を保有していません。第1期の監査済財務書類は、2013年2月28日に終了する期間について作成されます。ファンドの会計監査は、デロイト・アンド・トゥッシュが行います。なお、デロイト・アンド・トゥッシュは、公認会計士法（昭和23年法律第103号、その後の改正を含みます。）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

該当事項はありません。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

（Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg）

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のもの（ただし、下記（ハ）をご参照下さい。）については本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

（ロ）受益者集会

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第35条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第36条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を指名する場合、マスター信託証書第37条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第40条に基づき、マスター信託証書の変更を承認する場合です。そういった状況において、受益者の決議は、トラストの発行済受益証券の純資産価格の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、そのシリーズ・トラストの受益者は、そのシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産価格の過半数を占める個別決議または書面による同意により、別個に、議決権を行使する必要があります。

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

受益証券は、管理会社が受託会社と協議の上、書面により事前の同意を与えた場合に限り譲渡することができます。管理会社または事務代行会社が受益証券の譲渡（自己名義への変更を含みます。）を許可することは予定されていません。管理会社は、いかなる者（米国人、および制限付例外がありますが、ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）によるファンド証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約3,661万円）で、2012年4月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約244万円）の記名式株式15株を発行済です。

過去5年間の資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会（以下「取締役会」といいます。）が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出できるものとします。取締役会はまた、取締役であることを要しないが、取締役会および株主総会の議事録の保管について責任を有する秘書役1名を選出するものとします。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残りの取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するための取締役を多数決により選任することができます。

いかなる会議においても、決議の議決権数が同数のときは、議長は、決定投票権を有します。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会または取締役会は他の取締役を、また株主総会の場合は取締役以外の他の者であっても、当該会議の出席者の多数決で、暫定的議長として選任することができます。

さらに取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネージャー1名およびジェネラル・マネージャー補佐または他の役員数名を含む管理会社の役員を随時任命することができます。

そのような任命は、取締役会がいつでも取り消すことができます。役員は、管理会社の取締役または株主であることを要しません。任命された役員は、定款に規定されない限り、取締役会から付与された権限および義務を有します。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックスまたはファックスにより各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理人を指名したことが証明可能な書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、投票の証明が可能な書面、ファックスまたはその他の電子的手段により投票することができます。取締役は、本人確認が可能かつ審議が当該取締役へ継続的に再送信され会議への効率的な参加が可能な電話会議、テレビ会議またはその他の遠隔通信手段を利用することにより取締役会に出席することができます。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議事項が記載され各取締役が署名した単一または複数の書類によってこれを成立させることができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。

取締役は、適法に開催された取締役会会議でのみ行為することができます。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定することができます。ただし、取締役は、取締役会の決議により特に認められた場合を除いて、個人の行為によって管理会社を拘束することはできません。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行い、かつ管理会社の経営方針および目的を促進するための行為をなす権限を管理会社の役員に委任することができます。

管理会社は、2名の取締役の共同の署名または取締役会によりかかる権限が委任された他の者の自署により拘束されます。

(3) 役員および従業員の状況

(2012年4月末日現在)

氏名	役職名	略歴
増田 真一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、デビュティー・ジェネラル・マネージャー
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	ルクセンブルグのエルヴィンガー・ホス・アンド・プルッセン法律事務所、パートナー
青山 雄祐	取締役	野村ホールディングス株式会社、ファイナンス業務部、エグゼクティブ・ディレクター
アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム (Ernst & Young Société Anonyme)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

(注) ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの須藤光一氏が、管理会社のジェネラル・マネージャーとして任命されています。その他の従業員はいません。

2【事業の内容及び営業の概況】

i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、投資信託を設定し、管理を行うことを専業とします。

管理会社は、2012年4月末日現在、124本の投資信託の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額の概算は約1.6兆円です。

(2012年4月末日現在)

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	サブ・クラスの 本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,446,106,056.71米ドル
		2	467,655,423.21ユーロ
		1	3,294,126,742.23豪ドル
		1	133,299,827.93カナダドル
		1	891,574,002.81ニュージーランドドル
		1	94,944,136.45英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	17	1,739,908,456.55米ドル
		8	73,408,235.03ユーロ
		3	21,881,060.38英ポンド
		5	413,405,759.87ニュージーランドドル
		14	245,813,196,112円
		4	49,203,999.93カナダドル
		8	1,064,970,566.05豪ドル

ケイマン諸島	その他のファンド	27	84,413,737,647円
		6	1,100,091,856.78豪ドル
		19	1,239,278,555.60米ドル
		1	26,841,292.05ユーロ
		3	386,702,582.72ニュージーランドドル
		1	294,682,159.15南アフリカ・ランド

）管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、トラストの管理会社として従事します。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。管理会社は、信託証書に基づき、トラストの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行う排他的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の保管、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（もしあれば）、受益証券1口当たり純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づき管理会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（受託会社の関係者を含みます。）に対して委託する権限を有します。管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。管理会社は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、事務代行会社、投資顧問会社ならびに販売会社および代行協会に委託されています。

管理会社の資産はファンドの資産から分離されており、これはいかなる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債をファンドの将来の債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されるという制限を課すものです。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理者の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から30日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適切と認める後任の管理者を特定することができない場合、受託会社は、後任の管理者を任命するため、受益者の会議を招集します。上記が満たされない場合、受託会社は、すべてのシリーズ・トラストを償還することができます。受益者は、受益者の決議によりいつでも、管理会社を解任し、後任の管理者を任命することができます。

管理会社は、辞任または解任の後も、ファンドの管理者として行為した期間中において、辞任した管理者に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与された、ファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還遡及権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2012年5月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝97.62円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2012年３月31日現在

（ユーロで表示）

	2012年３月31日終了年度		2011年３月31日終了年度	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産				
固定資産				
金融固定資産				
- 固定資産として保有される有価証券（注３）	797,977	77,899	776,794	75,831
流動資産				
債権				
- １年以内期限到来債権	336,353	32,835	290,340	28,343
- その他未収金	—	—	1,952	191
銀行預金、郵便振替預金、小切手および手元現金（注12）	4,230,229	412,955	2,234,993	218,180
	4,566,582	445,790	2,527,285	246,714
資産合計	5,364,559	523,688	3,304,079	322,544
負債				
資本金および準備金				
資本金（注４）	375,000	36,608	375,000	36,608
法定準備金（注５）	37,500	3,661	37,500	3,661
その他準備金（注５）	1,560,000	152,287	1,635,000	159,609
繰越利益（注５）	1,166,542	113,878	—	—
当期利益（注５）	1,329,327	129,769	1,091,542	106,556
	4,468,369	436,202	3,139,042	306,433
引当金				
納税引当金（注６）	895,085	87,378	144,337	14,090
その他引当金（注11）	1,105	108	—	—
	896,190	87,486	144,337	14,090
非劣後債務				
１年以内期限到来その他債務（注７）	—	—	20,700	2,021
負債合計	5,364,559	523,688	3,304,079	322,544

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2012年３月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	2012年３月31日終了年度		2011年３月31日終了年度	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用				
その他対外費用	107,329	10,477	113,342	11,064
その他営業費用	—	—	108,442	10,586
未払利息およびその他金融費用				
- 関連事業に関する金額（注８）	116,639	11,386	27,584	2,693
所得税（注６）	180,833	17,653	188,431	18,395
当期利益	1,329,327	129,769	1,091,542	106,556
費用合計	1,734,128	169,286	1,529,341	149,294
収益				
純売上高（注１）	1,626,075	158,737	1,428,028	139,404
その他未収利息およびその他金融収益				
- 関連事業から派生する金額（注12）	6,855	669	1,577	154
その他営業収益（注３）	68,861	6,722	43,136	4,211
金融固定資産からの収益（注９）	32,337	3,157	56,600	5,525
収益合計	1,734,128	169,286	1,529,341	149,294

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2012年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グラン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

貸借対照表、損益計算書および比較数値の表示は、商業登記および会社登記ならびに企業の会計および年次財務書類に関連する、2002年12月19日法（2010年12月10日法により修正済）により規定されたレイアウトに従って作成されるために修正されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

現金預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

固定資産として保有される有価証券

固定資産として保有される有価証券は、取得日における取得価額で計上される。期末現在で固定資産として保有される有価証券は、原価かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

固定資産として保有される有価証券の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

その他債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日において特定の金融商品を買収するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク水準を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注 3 - 固定資産として保有される有価証券

2012年3月31日に終了した事業年度中、固定資産として保有される有価証券は、投資信託の受益証券への投資により構成されていた。固定資産として保有される有価証券の増減の概要は、以下のとおりである。

	投資信託の 受益証券への投資 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	951,728
期中取得額	25,657
期中処分額	(54,549)
期末現在	922,836
評価調整	
期首現在累積評価調整	(174,934)
期中評価調整繰戻額 (1)	50,075
期末現在累積評価調整	(124,859)
期末純評価額	797,977
期末市場価格	935,916

(1) 当該金額は、損益計算書において「その他営業収益」の項目に計上されている。

投資信託の受益証券への投資

当社は、投資信託の参加持分の20%超を占める受益証券を保有していない。

注 4 - 資本金

2011年および2012年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注 5 - 準備金および繰越利益

本年度における増減（ユーロ）は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2011年3月31日現在残高	37,500	1,635,000	—
前期の利益	—	—	1,091,542
資産税準備金の純取崩し	—	(75,000)	75,000
2012年3月31日現在残高	37,500	1,560,000	1,166,542

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の１０％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の権利を利用するために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2012年３月31日現在、配当不可能準備金は合計1,560,000ユーロであり、これは、2006年から2011年までの間に資産税積立金として計上された額の５倍に相当する。

2012年３月31日に終了した事業年度中、2005年の資産税準備金の全額である160,000ユーロが取り崩され、2011年度の資産税準備金は85,000ユーロであった。

注６－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注７－その他債務

2011年３月31日現在、その他債務は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬で構成されていた。

注８－未払利息およびその他金融費用

	2012年３月31日 終了年度 (ユーロ)	2011年３月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純損失	119,698	22,268
派生商品および為替契約に係る未実現損失の純増減	(3,057)	5,316
	<u>116,639</u>	<u>27,584</u>

注９－金融資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2012年３月31日 終了年度 (ユーロ)	2011年３月31日 終了年度 (ユーロ)
受取配当金	32,337	56,600
	<u>32,337</u>	<u>56,600</u>

注10－スタッフ

当社には、2011年および2012年３月31日に終了した事業年度中に従業員はいなかった。

注11－その他引当金

2012年３月31日現在、その他引当金は、以下のとおり為替先渡契約に係る未実現損失で構成される。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	価額 (ユーロ)
ユーロ	522,075	米ドル	697,516	2012年６月28日	(125)

ユーロ	79,271	日本円	8,782,099	2012年 6 月28日	(980)
					(1,105)

2011年 3 月31日現在、為替先渡契約に係る未実現利益は1,952ユーロであり、「その他未収金」の項目に表示されていた。

注12 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2012年 3 月31日に終了した事業年度に6,855ユーロの利息が生じた（2011年：1,577ユーロ）。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

注13 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として保有してはいないが、投資運用に関する責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。かかる資産は、2012年 3 月31日現在、合計約15,186百万ユーロである（2011年：14,294百万ユーロ）。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet as at March 31, 2012
(expressed in Euro)

	<i>March 31, 2012</i>	<i>March 31, 2011</i>
ASSETS		
FIXED ASSETS		
Financial fixed assets		
- Securities held as fixed assets (note 3)	797,977	776,794
CURRENT ASSETS		
Debtors		
- Trade debtors becoming due and payable within one year	336,353	290,340
- Other receivables	---	1,952
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand (note 12)	4,230,229	2,234,993
	<u>4,566,582</u>	<u>2,527,285</u>
TOTAL ASSETS	<u><u>5,364,559</u></u>	<u><u>3,304,079</u></u>
LIABILITIES		
CAPITAL AND RESERVES		
Subscribed capital (note 4)	375,000	375,000
Legal reserve (note 5)	37,500	37,500
Other reserves (note 5)	1,560,000	1,635,000
Results brought forward (note 5)	1,166,542	---
Profit for the financial year (note 5)	1,329,327	1,091,542
	<u>4,468,369</u>	<u>3,139,042</u>
PROVISIONS		
Provision for taxation (note 6)	895,085	144,337
Other provisions (note 11)	1,105	---
	<u>896,190</u>	<u>144,337</u>
NON-SUBORDINATED DEBT		
Other creditors becoming due and payable within one year (note 7)	---	20,700
TOTAL LIABILITIES	<u><u>5,364,559</u></u>	<u><u>3,304,079</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
 Profit and Loss Account
 for the year ended March 31, 2012
 (expressed in Euro)

	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2012</i>	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2011</i>
CHARGES		
Other external charges	107,329	113,342
Other operating charges	---	108,442
Interest payable and other financial charges		
- concerning affiliated undertakings (note 8)	116,639	27,584
Income tax (note 6)	180,833	188,431
Profit for the financial year	1,329,327	1,091,542
TOTAL CHARGES	<u>1,734,128</u>	<u>1,529,341</u>
INCOME		
Net turnover (note 1)	1,626,075	1,428,028
Other interest receivable and other financial income		
- derived from affiliated undertakings (note 12)	6,855	1,577
Other operating income (note 3)	68,861	43,136
Income from financial fixed assets (note 9)	32,337	56,600
TOTAL INCOME	<u>1,734,128</u>	<u>1,529,341</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2012

Note 1 - General

Global Funds Management S.A. (the "Company") was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a "Société Anonyme" governed by Luxembourg law and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and loss account as "Net turnover".

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1, St. Martin's-Le-Grand, London, EC1A 4NP, U.K.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The presentation of the Balance sheet, of the Profit and loss account and of the comparative figures has been modified to be drawn up in accordance with the layout prescribed by the law of 10 December 2010 modifying the law of 19 December 2002 related to the register of commerce and companies and the accounting and annual accounts of undertakings.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro ("EUR") and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rate or at their value determined at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Securities held as fixed assets

Securities held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustments are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of securities held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Other creditors

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 - Securities held as fixed assets

During the year ended March 31, 2012, securities held as fixed assets consisted of investments in units/shares of investment funds. Movements in securities held as fixed assets are summarised as follows:

	<i>Investment in units/shares of investment funds EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	951,728
acquisitions during the year	25,657
disposals during the year	(54,549)
at the end of the year	922,836
Value adjustments	
cumulated value adjustments at the beginning of the year	(174,934)
reversal of value adjustments for the year ⁽¹⁾	50,075
cumulated value adjustments at the end of the year	(124,859)
Net value at the end of the year	797,977
Market value at the end of the year	935,916

⁽¹⁾ This amount is recorded in the caption "Other operating income" in the Profit and loss account.

Investment in units/shares of investment funds

The Company does not have any holdings in units/shares representing more than 20% of participating interest in the investment funds.

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2012 and 2011, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 – Reserves and results brought forward

The movements for the year are as follows (in EUR):

Legal reserve	Other reserves	Results brought forward
------------------	-------------------	-------------------------------

	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
Balance as at March 31, 2011	37,500	1,635,000	---
Previous year 's profit	---	---	1,091,542
Net release of net worth tax reserve	---	(75,000)	75,000
Balance as at March 31, 2012	37,500	1,560,000	1,166,542

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other reserves".

As at March 31, 2012, the non-distributable reserve amounts to EUR 1,560,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2006 to 2011.

During the year ended March 31, 2012, the 2005 net worth tax reserve amounting to EUR 160,000 was fully released while a net worth tax reserve of EUR 85,000 was constituted for 2011.

Note 6 - Taxes

The Company is responsible for the management of several Mutual Investment Funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 7 - Other creditors

As at March 31, 2011, other creditors mainly consisted of audit and domiciliation fees payable.

Note 8 – Interest payable and other financial charges

<i>Year Ended</i>	<i>Year Ended</i>
<i>March 31, 2012</i>	<i>March 31, 2011</i>
<i>(EUR)</i>	<i>(EUR)</i>

Net realised loss on derivative instruments and foreign currencies contracts	119,698	22,268
Net change in unrealised loss on derivative instruments and foreign currencies contracts	(3,057)	5,316
	<u>116,639</u>	<u>27,584</u>

Note 9 – Income from financial assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year Ended March 31, 2012 (EUR)</i>	<i>Year Ended March 31, 2011 (EUR)</i>
Dividend received	<u>32,337</u>	<u>56,600</u>
	<u>32,337</u>	<u>56,600</u>

Note 10 – Staff

The Company did not have any employees during the financial years ended March 31, 2012 and 2011.

Note 11 – Other provisions

As at March 31, 2012, other provisions consist in unrealised losses on forward foreign exchange contracts, as detailed below:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Value in EUR
EUR	522,075	USD	697,516	June 28, 2012	(125)
EUR	79,271	JPY	8,782,099	June 28, 2012	(980)
					<u>(1,105)</u>

As at March 31, 2011, unrealised gains on forward foreign exchange contracts amounted to EUR 1,952 and were presented in the caption “Other receivables”.

Note 12 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded interest of EUR 6,855 for the year ended March 31, 2012 (2011: EUR 1,577). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

Note 13 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 15,186 million as at March 31, 2012 (2011: EUR 14,294 million).

4【利害関係人との取引制限】

受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運営を害するようなファンドに対する取引、例えば受託会社、管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされる取引は禁止されます。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款は、ルクセンブルグの法律が規定する定足数および投票の要件に従い、株主総会によって随時変更されます。管理会社の解散に関しては、定款を変更する方法により採択された株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、2010年法の第16章の規定に従って投資信託の運用を管理する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができます。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書の日付現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了します。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)

資本金の額

2012年4月末日現在、500,000ユーロ（約4,881万円）（払込済株式資本）

事業の内容

受託会社は、1998年、ケイマン諸島で設立された免除会社です。受託会社は、ファンドのような投資信託スキームの受託会社、保管会社および投資信託管理者として行為する認可をケイマン諸島の総督から得ています。

(2) 保管会社および事務代行会社

名称

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

資本金の額

2012年4月末日現在、28,000,000ユーロ（約27億3,336万円）

事業の内容

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ルクセンブルグの法に基づき1990年2月2日に公開有限責任会社として設立され、銀行業務に従事しています。

(3) 販売会社および代行協会員

名称

野村證券株式会社

資本金の額

2012年4月末日現在、100億円

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2012年4月末日現在、日本国内に179の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

(4) 投資顧問会社

名称

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社

資本金の額

2012年4月末日現在、4億円

事業の内容

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社は、2000年6月に設立され、日本において様々な投資家に向けてファンドの評価およびコンサルティング・サービス、投資顧問および投資運用サービス、ならびにその他の関連サービスを提供しています。投資顧問会社は、日本国金融庁の規制を受けます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2009年改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社です。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づき、認可された投資信託管理者であり、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2011年改訂済）第5(2)条および別表4に基づく適用除外者として登録されています。受託会社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社です。受託会社がファンドに関して有価証券投資事業を行う場合、受託会社は、本債券への投資を行うことにより、またはファンド資産に関して受託会社としてその他の投資判断を行うことにより、受託会社としての職務を履行する上で必要または付随する行為のみを行います。

受託会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、受託会社は、信託証書に基づき受託会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（受託会社の関係者を含みます。）に対して委託する権限を有します。受託会社は、受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。受託会社は、受託会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律の規定に従い、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

受託会社は、その職務の一部を保管会社に委託しています。

受託会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債をかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

受託会社は、（信託証書に基づく受託会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの受託者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、負債、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、受託会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因して受託会社が被った訴訟行為、手続、負債、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。受託会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

受託会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。受託会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

受託会社は、管理会社および受益者に対する60日以上前の書面による通知により辞任することがあります。当該辞任は、後任の受託者の任命後にのみ効力を生じるものとします。受託会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知の受領日または受託会社の清算開始日から30日以内に受託会社および管理会社のいずれもが受託会社が適切と認める後任の受託者を特定することができない場合、受託会社は、後任の受託者を任命するため、受益者の会議を招集します。上記が満たされない場合、受託会社は、すべてのシリーズ・トラストを償還することができます。受益者は、随時受託会社を解任し、後任の受託会社を任命することを決議することができます。

受託会社は、辞任または解任の後も、ファンドの受託者として行為した期間中において、辞任した受託会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により受託会社に付与された、ファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還遡及権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

(2) 保管会社・事務代行会社

保管会社および事務代行会社は、その登記上の本店を、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)に有しており、ルクセンブルグ大公国の法において、また同法に基づく株式会社として組織された銀行であり、1990年2月2日に設立されました。

保管契約は、保管会社が随時受領するすべての投資対象を、その帳簿のファンド用分離口座に記録および保持し、すべての投資対象（投資対象に関する証券および権原に関する書類を含みます。）が保管会社の金庫に保管されまたは安全な保管を行うために自己が適当とみなす自己の指図によるその他の方法により保有されるよう手配するものとし、保管会社が、ファンドの口座のために随時受領するすべての現金をファンド用分離口座に保管し、そのようにして受領されたすべての現金を安全に保管する義務を負い、かつ保管契約に定めるとおり、

ファンドの口座のための授権された投資を行うためおよび一定のその他の支払のため、受託会社、事務代行会社または投資顧問会社の要求によりファンドの口座から現金の支払を行うものとする旨を規定しています。保管契約に基づき、保管会社は、投資顧問会社により要求された場合または投資顧問会社の指示に基づき、通貨取引の注文を受け付けることができます。

保管会社は、保管契約に基づき、ファンドに対してその任務を遂行するにあたり、保管会社もしくは保管会社が任命した副保管会社もしくは代理人側がなした故意の不履行、詐欺、もしくは過失によらない作為もしくは不作為について、または保管契約に基づき、もしくは保管契約に従い、ファンドに関する保管会社の職務の履行によって受託会社もしくはファンドが受けるもしくは被る損失もしくは被害について、受託会社またはファンドに対し責任を負いません。

保管会社は、ファンドに関するその任務を遂行するにあたり保管会社に対して課され、発生または主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費およびあらゆる種類もしくは性質の一切の支出（保管会社または保管会社が任命した副保管会社もしくは代理人側の故意の不履行、詐欺、または過失によるものを除きます。）に関し、ファンド資産から補償を受けます。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができます。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負います。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われます。

事務代行会社は、ファンドに対する事務代行者として行為し、ファンドに関し、すべての管理業務（会計、純資産評価サービス、受益証券の発行登録、譲渡および買戻しサービスを含みますがこれらに限られません。）を提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って通常、会計士、登録機関および名義書換代理人が行うその他すべての管理業務一般を遂行します。

事務代行会社契約に基づき、事務代行会社は、ファンドに関する事務代行会社の義務もしくは任務の履行によって受託会社、管理会社もしくはファンドが受けるもしくは被る損失もしくは被害について、その従業員または代理人の側に故意の不履行、詐欺、または過失がない場合、責任を負いません。事務代行会社は、事務代行会社契約に従ってファンドに関する義務を遂行するにあたり事務代行会社に対して課され、発生または主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費またはあらゆる種類もしくは性質の一切の支出（事務代行会社の側の、もしくはその従業員もしくは代理人の側の故意の不履行、詐欺もしくは過失によるものを除きます。）に関しファンドの資産から補償を受けます。

本規則の規定に従うことを条件として、事務代行会社は、その裁量で、その職務および責務の全部または一部を、いかなる者に対しても委託することができます。ただし、委託された者による職務または責務の履行について、事務代行会社が責任を負うものとします。

(3) 販売会社・代行協会員

受益証券販売・買戻契約に基づき、管理会社は、日本における受益証券の募集の目的で、日本の投資家による受益証券の応募に応じるために、販売会社の指示に従い受益証券を販売会社に販売、発行し、または販売、発行せしめることを、合意します。

受益証券販売・買戻契約に基づき、販売会社は、管理会社と事前に協議の上、クロージング日前にいつでも、(a)本書に情報が記載された後、ファンドの状況（既に存在している場合）もしくは管理会社の財務その他の状況に重大な変更があった場合、または(b)国内外の政治、財政、経済もしくはその他の状況もしくは為替レートについて重大な変更があったために、販売会社により予定されている日本における受益証券の募集が成功することに重大な影響を与えると販売会社が判断する場合、管理会社に対して通知を行うことにより、日本における受益証券の募集を停止する権利を有するものとします。

代行協会員契約に基づき、代行協会員は、JSDAの規則（その後の改正を含みます。）に規定される日本における代行協会員としての資格において、以下の業務を遂行します。

- (a) 適用ある日本の法令またはJSDAの上記規則の規定に基づき随時作成を要求される日本語の目論見書をJSDAに提出すること。
- (b) 受益証券1口当たり純資産価格を日本において公表すること。
- (c) 適用ある日本の法令またはJSDAの上記規則の規定に基づき随時作成を要求されるファンドに関する財務書類およびその他の書類をJSDAに提出すること。
- (d) 受益証券が、JSDAの規則に規定される外国投資信託受益証券の選別基準に適合しなくなった場合、JSDAに報告し、かつ管理会社に通知すること。

- (e) 代行協会員が上述の任務のいずれかを遂行するにあたって付随しまたは必要となる行為を、管理会社を代理して行うこと。

(4) 投資顧問会社

投資顧問会社は、信託証書の条項、ファンドの投資目的および投資方針に基づき、かつ、本書に規定される投資制限に基づき、管理会社のために以下の業務を遂行します。

- (a) ファンドの資産のほとんどすべて（現金残高ならびに為替ヘッジ取引に関連し利用するAクラス受益証券およびDクラス受益証券に帰属するファンドの資産を除きます。）を本債券に投資すること。
- (b) 投資顧問会社が、その単独の判断で、本債券発行会社の要求により参照ファンド運用会社から投資顧問会社に提供された情報のみに基づき、参照ファンドの投資ポートフォリオがファンドの投資目的に照らして妥当ではないと判断した場合、合理的に速やかに管理会社に通知すること。
- (c) 為替リスクを軽減（ただし完全に排除することではありません。）し、Aクラス受益証券を日本円に対する米ドルの価値の下落から保護するよう、またDクラス受益証券を豪ドルに対する米ドルの価値の下落から保護するよう、ファンドの為替ヘッジ取引を計画し実行することまたは実行の準備をすること。
- (d) ファンドの現金残高を管理すること。

管理会社は、投資顧問会社の任命にかかわらず、委託された投資顧問会社による、投資顧問契約に基づくその職務の履行に関して常に責任を負います。

投資顧問会社は、（ ）参照ファンドの投資管理会社および参照ファンドに関連するその他のアドバイザーとしては任命されておらず、かつ（ ）参照ファンドまたは参照ファンド運用会社に関連する契約上の合意またはその他の取決めを行っていません。

3【資本関係】

上記に記載された他は、管理会社とその他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2009年改訂済）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他のサービス提供者は、銀行および信託会社法（2009年改訂済）、会社管理法（2003年改訂済）または地域会社（管理）法（2007年改訂済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2011年9月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は約9,431であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2009年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2011年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託とは、その受益権に関する投資者が15名以内であり、（場合により）その過半数によって投資信託の取締役、受託会社またはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島において設立されたものでない特定の投資信託であって、ケイマン諸島において公衆に対する勧誘を行っているものである。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を記述した法定の様式（MF 3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,659米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託それぞれにより投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を要約して作成された目論見書が法定様式（MF 2 および MF 2 A）とともにCIMAに対して提出されなければならない

い、投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判を得た者であること、投資信託管理の十分な専門性を有し、かつ健全な評判を得ている者が投資信託を管理すること、投資信託の運営および受益権を募る方法が適切に行われること、ならびに投資信託がケイマン諸島で設立または設定されたものでない場合、CIMAが認可した国または領域において設立または設定されることという要件を満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,659米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条第3項投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。
 - (i) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (b) かかる場合は、投資信託は、投資信託とサービス提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て（MF 1）、かつ3,659米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4. 投資信託の現行要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ゼネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。決算終了から6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得しまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2010年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に施行されたミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）に従い、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、かかる規則に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければならない。CIMAは、かかる提出期限を延期することができる。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負う。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとする。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、または（会社がユニット・トラストかにより）受託会社もしくは投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

- 5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得しまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の当該投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2010年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラル・パートナー（場合による）の変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2011年改正）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最も多く用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米

国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2011年改正）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- (i) 各会社は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 発行される株式は、額面株式または無額面株式である。（ただし、いずれか一方とする。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払に加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の償還または買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払の後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有していなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に一定の期間内に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法（2009年改訂済）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者となることができる。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することが

できる。

(h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

(i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

(a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。

(b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2011年改正）である。

(c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法（2011年改正）により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

(d) ゼネラル・パートナーは、例外的にリミテッド・パートナーシップが積極的に業務に参加するなどの場合を除いては、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行う。リミテッド・パートナーは有限責任を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

(e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法（2011年改正）の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。

(f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。

(i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

(ii) 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。

(iii) リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所において維持する。

(g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

(h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6ヶ月以内に取り消しすることができる。

(i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間を上限とした期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

(j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

(k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対

して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託が、その投資者もしくは債権者にとって不利益となる方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
- (a) 投資信託の免許を取消すこと、または第4条第1項(b)（管理投資信託）もしくは第4条第3項（第4条第3項投資信託）に基づく投資信託の登録を取消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。
 - (d) 業務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために管理者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告を行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対

して提供する。

- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2011年改正）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散されるようにグランドコートに申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立に対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産からグランドコートが適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたはファンドが解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託の免許を取り消すことまたは第4条第1項(b)(管理投資信託)もしくは第4条第3項(第4条第3項投資信託)に基づく投資信託の登録を取消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業者として行為するかまたは投資信託管理業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立をすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたは投資信託管理者が解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。

- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主たる事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運用者に関し、条件が満たされていること。
 - (iv) 規制投資信託の業務に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラル・パートナーの交代を請求すること。
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グラントコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立を行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の業務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、

- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2011年改正）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散されるようにグランドコートに申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) 免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまったとCIMAが認める場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法（2009年改訂済）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 CIMAではない以下の者が解散の申立をなした場合
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許を受けた投資信託管理者
 - (c) 常に規制投資信託である者
 - (d) 常に免許を受けた投資信託管理者である者
- CIMAは、申立人から申立書のコピーの提供を受けるものとし、また申立に係る審尋に出頭することができる。
- 9.2 解散の申立に関連する文書および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者またはこれらの個々の債権者に送付することが要求されている文書についても、CIMAに送付されるものとする。
- 9.3 CIMAによりかかる目的のため選任された者は以下のことをなす。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者の債権者集会に出席すること。
 - (b) 譲歩または取決めについて協議するために設置された委員会の会議に出席すること。
 - (c) かかる会議における決定事項に関する建議を行うこと。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたはその者が支援を受けるためCIMAまたは警察官が合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に扉を開扉して搜索をすること。
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し妨害に対する安全性を確保すること。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし、写しをとること。もし、それが実際のでない場

合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しを取り、抜き取ることができるために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する業務。
 - (c) 投資信託管理者に関する業務。
- ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
 - (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改正）または2008年犯罪収益法および薬物濫用法（2010年改正）等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。
 - (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
 - (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合（特に合同監視）。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
 - (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散もしくは清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不实表示に対しては民事上の不法行為責任が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不实表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実証明

民事上の不法行為責任は、事実の欺罔的不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しても生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改正）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不实の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不实の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不实の表明が行われた場合に、契約解除に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ゼネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。

- (i) 重要な不実の表明が意図的になされた。
- (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように仕向けられた。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せず受益権の申込を許したことは欺罔にあたると考えられるため、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を発生せしめないと考えられるが、現存の事実の表明となる方法で文言が作成され、それが誤りである場合には、不実の表明となりうる。

11.5 契約責任

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと結ぶので、ファンド（または受託会社）は取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2010年改正）第257条

会社の役員（あるいはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の業務について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、その者は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2010年改正）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、その者が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改正）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを同意なく個人的利益のためあるいは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 解散

13.1 会社

会社の解散は、会社法（2011年改正）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。解散は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自身の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上

記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている（参照：上記第7.17(c)項）。剰余資産は、もしあれば、信託証書の当該規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法（2011年改正）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：上記第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを清算する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島における投資信託に対してまたはケイマン諸島における投資信託により行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して約定を取得することができる（上記第6.1(l)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）

14.1 2007年6月19日に施行された一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

(i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。

- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - (iv) 本規則、会社法（2011年改正）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - (viii) 分配金またはその他の配分すべてについて一般投資家向け投資信託の証券から適宜支払の宣言がなされ、かつ確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者もしくはそのインベストメント・アドバイザーが設立文書もしくは目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務もしくは投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかする者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2010年改訂済）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に対する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザーおよび運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1ヶ月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 インベストメント・アドバイザー

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければならない。インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびその他サービス提

供者に通知しなければならない。

- (b) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件の一つとしてインベストメント・アドバイザーを任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその売却純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (c) 本規則第21条(4)項はインベストメント・アドバイザーが引受けてはならない業務を定めている。すなわち、インベストメント・アドバイザーは、一般投資家向け投資信託のために
- (i) 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - (ii) インベストメント・アドバイザー自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
 - (iii) 株式取得の結果、インベストメント・アドバイザーが運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (iv) 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (v) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーを任命することができ、副インベストメント・アドバイザーを任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーが履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該一般投資家向け投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1ヶ月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの認可を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による同意を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所にて無料で提供されなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - (v) 監査人の氏名および住所。
 - (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
 - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
 - (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
 - (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件。
 - (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
 - (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
 - (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
 - (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
 - (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
 - (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザー、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
 - (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
 - (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
 - (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
 - (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
 - (xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
 - (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の氏名、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
 - (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の氏名、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。

(B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。

(xxiv) インベストメント・アドバイザー（下記事項を含む）。

(A) インベストメント・アドバイザーの取締役の氏名および経歴の詳細ならびにインベストメント・アドバイザーの登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。

(B) インベストメント・アドバイザーのサービスに関する契約の重要な規定。

(C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド証券の券面は、原則発行されません。

第5【その他】

- （1）目論見書の裏表紙に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載します。
- （2）ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用がない旨を目論見書の「投資リスク」の頁に記載します。

独立監査人の報告書

ルクセンブルグ

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2012年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2012年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2012年5月7日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich - Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2012 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as at March 31, 2012, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie TESTA

Luxembourg, May 7, 2012

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

ルクセンブルグ

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2011年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2011年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

ケリー・ニコル

2011年5月13日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
Luxembourg

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2011 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Responsibility of the Board of Directors ' for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the " réviseur d ' entreprises agré é "

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the " Commission de Surveillance du Secteur Financier ". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the " réviseur d ' entreprises agré é ", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the " réviseur d ' entreprises agré é " considers internal control relevant to the entity ' s preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2011, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Kerry Nichol

Luxembourg, May 13, 2011

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。